

20250822

第三次北本市環境基本計画

2026(令和 8)年度～2035(令和 17)年度

素案

(表紙裏)

目次

第1章 私たちが暮らす北本市を取り巻く環境情勢	1
1 環境基本計画改定に向けて.....	1
2 環境に係る社会情勢・動向.....	2
(1) 国際社会の動向.....	2
(2) 国の動向.....	3
(3) 県の動向.....	4
(4) 市の動向.....	5
第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え	6
1 環境に係る計画や取組・用語について.....	6
2 北本市の環境について.....	7
3 気候変動の影響について.....	8
4 雑木林を残していくために特に優先すべき取組（市民）.....	8
5 今後、市が優先すべき取組.....	9
第3章 北本市の環境の状況と取組の進捗状況等	11
1 北本市の概況.....	11
(1) 北本市の概要・特性.....	11
(2) 人口.....	16
2 環境の現状.....	18
(1) 自然環境.....	18
(2) 都市環境・公園緑地.....	20
(3) 生活環境.....	21
(4) 廃棄物・資源循環.....	24
(5) 温室効果ガス排出・気候変動の影響.....	26
3 第二次環境基本計画の進捗状況と課題.....	30
(1) 計画全体の進捗状況.....	30
(2) 長期的な目標ごとの施策・事業の進捗状況.....	32
第4章 計画の基本的事項	38
1 環境基本計画の役割.....	38
(1) 計画の役割と位置づけ.....	38
(2) 計画の期間.....	39
(3) 計画の範囲.....	39
2 協働の環境づくりに向けて.....	40
(1) 市の役割.....	41

(2) 市民の役割	42
(3) 事業者の役割.....	42
(4) 民間団体の役割.....	43
3 計画の推進・進行管理に向けて	44
(1) 計画の推進に向けて	44
(2) 進行管理の方法.....	45
第5章 計画がめざしていく環境の姿	46
1 望ましい環境像.....	46
2 環境像実現に向けた長期的な目標.....	47
3 施策の体系.....	53
.....	54
第6章 計画が重点的に進めていく取組...	
1 重点取組（協働プロジェクト）	55
2 協働プロジェクトの推進.....	56
協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑いきいきプロジェクト.....	56
協働プロジェクトⅡ 省エネ・再エネ推進エコライフプロジェクト	59
協働プロジェクトⅢ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト	62
協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環（わ）プロジェクト.....	65
第7章 取組の展開.....	68
1 市の取組（環境施策の推進）	68
長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち.....	68
長期的な目標2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち.....	72
長期的な目標3 一人ひとりが環境を意識し、環境の環（わ）をつくり広げるまち.....	77
2 市民・事業者・民間団体の取組	81
(1) 市民の取組	81
(2) 事業者の取組.....	83
(3) 民間団体の取組.....	85
資料編	
1 計画に係る主な条例、宣言	89
2 審議会の諮問・答申.....	99
3 計画策定の経過	100
4 用語の解説.....	101

計画書の構成

はじめに

第 1 章	私たちが暮らす北本市を取り巻く環境情勢	環境に係る社会情勢など計画改定に係る背景を示しています。
第 2 章	環境問題や環境づくりへの市民の考え	本市の環境に対する市民の考えや計画策定にあたっての取組に対する意向などを紹介しています。
第 3 章	北本市の環境の状況と取組の進捗状況等	本市の概況や環境の現状、第二次環境基本計画の進捗状況と計画策定に向けた課題等を示しています。
第 4 章	計画の基本的事項	第三次環境基本計画の役割や計画期間、各主体の役割など、計画の基本的な事項を示しています。
第 5 章	計画がめざしていく環境の姿	計画がめざしていく環境像やその実現に向けた長期的な目標、施策の大綱・体系を定めています。
		計画がめざす望ましい環境の姿を定めています。
		環境分野ごとの長期的な目標を示しています。
1 計画がめざす『望ましい環境像』	計画が進める取組の全体像を示しています。	
2 境像実現に向けた目標と施策の方針		
3 施策の体系		
第 6 章	計画が重点的に進めていく取組	計画で市民・事業者・市が協働で進めていく重点取組の内容を協働プロジェクトとして定めています。
		ネイチャーポジティブの実現に向けたプロジェクトを示しています。
		ゼロカーボンシティの実現に向けたプロジェクトを示しています。
		循環型社会の実現に向けたプロジェクトを示しています。
		協働社会の推進に向けたプロジェクトを示しています。
I 雑木林・緑いきいきプロジェクト		
II 省エネ・再エネ推進プロジェクト		
III ごみ減量・4R もったいないプロジェクト		
IV きたもと環境の環(わ)プロジェクト		
第 7 章	取組の展開	計画の長期的な目標の実現に向け、市の取組内容及び市民等の取組の方向を示しています。
		市の取組内容と担当課
		市民・事業者・民間団体の取組の方向
資料編	1 計画に係る主な条例、宣言	北本市環境基本条例、北本市ゼロカーボンシティ宣言などの紹介
	2 環境審議会、諮問・答申	環境審議会への諮問・答申内容
	3 計画策定の経過	計画策定までの流れ、庁内会議
	4 用語の解説	計画書で用いている主な用語の説明

第1章 私たちが暮らす北本市を取り巻く環境情勢

1 環境基本計画改定に向けて

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきました。しかし、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、様々な資源や化石エネルギーを大量に消費してきた私たちの社会経済活動は、グローバル化し、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、地球温暖化や生物多様性の喪失など、人類をはじめ全ての生物の生存を脅かす問題となっています。

私たちが生活する北本市でも、かつては豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われてきており、都市・生活型公害や廃棄物などによる環境問題をはじめ、気候変動・地球温暖化に伴う豪雨災害の多発や自然・生活環境や産業への影響などが顕在化するなど、持続可能な地域社会の形成に向けた大きな課題となっています。また、本市の豊かな自然とともに育まれてきた里地里山環境や歴史的景観など、地域の自然資源や個性も失われてきています。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物等のバランスによって成り立っており、私たちはこうした環境の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然を維持しつつ、自然が果たしている諸機能を回復・再生し、まちづくりに活かし、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していく必要があります。そして、現在そして将来の世代が豊かな自然を享受できるようにしていかなければなりません。

そこで、私たち一人ひとりが環境の現状や、環境がもたらしている様々な恵みについて理解し、緑豊かな自然と共生し、持続可能なまちづくりに向けた取組を共有し、それぞれができることから実践するとともに、その効果的な実現に向けて連携・協働していく必要があります。

北本市環境基本計画は、こうした取組を総合的かつ計画的に進めていくための本市の環境行政のマスタープランとして、また、市・市民・事業者・民間団体の環境の保全及び創造に向けたガイドラインとして策定しています。

第三次北本市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、2017（平成29）年3月に改定した「北本市環境基本計画（第二次）」（以下、「第二次計画」という。）が2025（令和7）年度に計画期間が終了するのに合わせて、今日の新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、これからの本市の環境政策の方向を定め、市民・事業者・民間団体をはじめ、国・県・近隣市町の取組と連携し、適切に推進していくことを目的に、改定を行うことにしました。

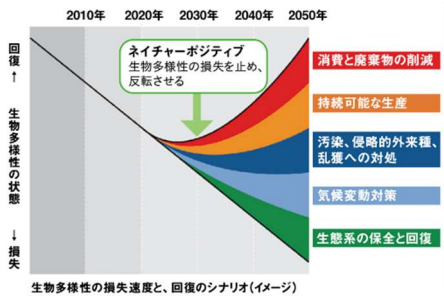
2 環境に係る社会情勢・動向

今日、気候変動・温暖化をはじめとする環境に関わる社会情勢はめまぐるしく変化しており、従来の個別の環境問題への対策だけではなく、社会・経済を含めた持続可能な社会の実現に向けた環境政策の転換点を迎えています。

(1) 国際社会の動向

<p>持続可能な開発</p> <p>SDGs (持続可能な開発目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて、2030 年行動計画が全会一致で採択 ● 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標として SDGs (持続可能な開発目標) が提示 ● 2030 (令和 12) 年を年限として 17 分野のゴール、169 のターゲット <ol style="list-style-type: none"> ① 貧困 ② 飢餓 ③ 保健 ④ 教育 ⑤ ジェンダー ⑥ 水・衛生 ⑦ エネルギー ⑧ 成長・雇用 ⑨ イノベーション ⑩ 不平等 ⑪ 都市 ⑫ 生産・消費 ⑬ 気候変動 ⑭ 海洋資源 ⑮ 陸上資源 ⑯ 平和 ⑰ 実施手段 <p>※青字：環境と密接に関わる分野</p>	<p>機</p> <p>機</p> <p>機</p> <p>資源・廃棄物</p> <p>環境</p>	<p>生物多様性の損失</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発などの人間活動による危機 ● 自然に対する働きかけの縮小による危機 ● 人間により持ち込まれたものによる危機 ● 気候変動による危機 <p>昆明・モンリオール生物多様性枠組 <2022 年></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2050 年生物多様性ビジョン『自然と共生する世界』 ● 2030 年ミッション: 人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる。ネイチャーポジティブ(自然再興) ● 行動目標: 2030 年までに地球上の陸域、海洋・沿岸域、内陸水域の 30% を保護する (30by30 目標) など、23 項目のグローバルターゲットが設定 ● 生物多様性・生態系保全は気候変動対策の重要な一翼 <p>パリ協定 <2015 (平成 27) 年></p> <ul style="list-style-type: none"> ● COP21 (国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) で成立 ● 産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力 <p>グラスゴー気候合意 <2021 (令和 3) 年></p> <ul style="list-style-type: none"> ● COP26 (国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議) で採択 ● 「1.5℃目標」の明確化、石炭火力発電の段階的削減 ● 世界全体の CO₂ 排出量を 2050 年カーボンニュートラルに向け各国の迅速な行動を求める。 <p>地球沸騰化時代 (2023 年グテーレス国連事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動による影響が拡大・極端な気象災害の多発 <p>食品ロス問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● SDGs のゴール「飢餓をなくす」 ● 気候変動に伴う渇水等気象災害、紛争等による農業生産への影響など <p>マイクロプラスチック問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● マイクロプラスチックによる海洋汚染の深刻化 ● 生物体内に蓄積→食物連鎖→生態系・食物への影響 ● プラスチックごみの減量・資源循環、再生可能資源化 <p>● 気候変動リスク (気象災害、健康被害、農業被害、他)</p> <p>● 有害化学物質リスク、海洋汚染等環境汚染リスク</p> <p>● 生物多様性の喪失によるリスクなど</p>
--	--	--

(2) 国の動向



30by30

2021(令和3)年G7サミットにて
G7・2030年「自然協約」採択

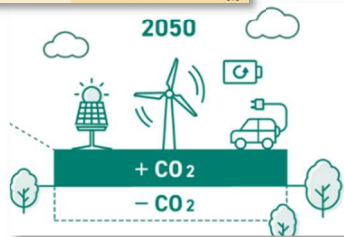
- 2030年までに、自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全
- CO₂の吸収(ブルーカーボン)を通じた排出削減・吸収量の組込

標

の現

生物多様性国家戦略 2023-2030 <2023(令和5)年>

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ 2023(令和5)年3月に改定
- 2050年ビジョン:自然と共生する社会
- 2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指す
- 5つの基本戦略と40の個別戦略
 - 生態系の健全性の回復
場の保全・再生(30by30目標等)
 - 自然を活用した社会課題の解決
 - ネイチャーポジティブ経済の実現
 - 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
 - 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進



標

の現

気候変動適応法 <2018(平成30)年>

- 地球温暖化と気候変動への対策を温室効果ガス排出削減対策(緩和策)と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)の両面から推進
- 豪雨災害の多発、熱中症搬送者数の増大

2050年カーボンニュートラル宣言 <2020(令和2)年>

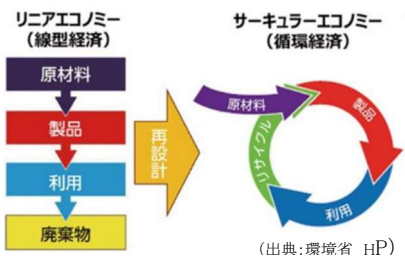
地球温暖化推進法の改正 <2021(令和3)年3月>

- 2050年カーボンニュートラルを位置づけ

地球温暖化対策計画

<2021(令和3)年10月> <2025(令和7)年2月>

- 2050年カーボンニュートラルに向け
- 再エネの最大限活用、省エネの徹底
- 温室効果ガス排出量:2013年度比で 2030年度▲46%、2035年度▲60%、2040年度▲73%



サ
ー
キ
ュ
ー
ラ
ー
エ
コ
ノ
ミ
ー
へ
の
移
行

食品ロスの削減の推進に関する法律 <2019(令和元)年施行>

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

<2022(令和4)年施行>

- 3R+Renewableの取組の促進

第五次循環型社会形成推進基本計画 <2024(令和6)年>

- 循環経済への移行を国家戦略に位置づけ

安
心
健
康

第五次及び第六次環境基本計画 <2024(令和6)年>

- 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現

(3) 県の動向

OECD 認定により期待される効果



「30by30 基本コンセプト」より抜粋(環境省)より
SAITAMA リバーサポーターズ取組イメージ



県

埼玉県自然環境保全条例<1974(昭和49)年>
さいたま緑のトラスト基金設置<1985(昭和58)年>
川の国埼玉川の再生基本方針<2007(平成19)年>
埼玉県生物多様性センター設置<2022(令和4)年4月>

埼玉県生物多様性保全戦略 2024~2031 策定 <2024(令和6)年>

- 将来像:ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現
- 生態系エリア別戦略
多面的機能を発揮する森林
多様な生態系ネットワークの形成(里地里山、水域)
人と自然が共生する都市
- 横断的・基礎的戦略
生態系の健全性の回復
生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備

の現



埼玉カーボンニュートラルポータルサイト



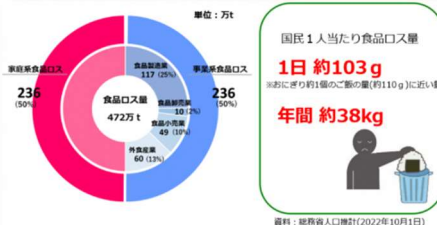
県

埼玉県地球温暖化対策推進条例<2009(平成21)年>
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050
<2009(平成21)年策定、2015(平成27)年改定>
地球温暖化への適応に向けて<2016(平成28)年策定>
カーボンニュートラル宣言<2023(令和5)年3月>
埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期・改正版)

- 将来像:カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉
 - 目標:2030 年度温室効果ガス排出量 46%削減
- 埼玉県気候変動適応センター設置<2018(平成30)年12月>
埼玉版スーパー・シティプロジェクト

の現

日本の食品ロス量・2023(R5)年度



出典:農林水産省ホームページ「食品ロスとは」

サニーミューへの移行
サーキュラーエコ

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

<2021(令和3)年>R7 年度改定予定

- 持続可能で環境にやさしい循環型社会
- 重点的に取り組む課題
 - ①食品ロスの削減
 - ②プラスチック資源循環的利用
 - ③廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用

空・健
心・安

埼玉県環境基本条例<1994(平成6)年>
埼玉県生活環境保全条例<2021(平成13)年>
第五次埼玉県環境基本計画<2022(令和4)年4月策定>
●安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり

(4) 市の動向



織
な
燃
の
笠

雑木林のまち 北本

第六次総合振興計画※2025(令和7)年度改定

- 将来都市像:「緑にかこまれた健康な文化都市」

第三次環境基本計画<2025(令和7)年>

※第三次北本市環境基本計画 2025(令和7)年度改定

- 緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

北本市緑の基本計画<2017(平成29)年度改定>

※計画期間:2017(平成29)~2028(令和10)年度

- 『緑』をつなぐまちづくり~グリーンネットワーク北本
- 「緑」をまもる、「緑」をつくる、「緑」をひろげる

森林セラピー基地認定<2019(令和元)年>

デーノタメ遺跡国史跡<2024(令和6)年>



北本市の電気自動車



市役所庁舎のソーラーパネル

籠
志

北本市ゼロカーボンシティ宣言<2022(令和4)年>

- 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ
- 住宅用省エネルギー機器設置費補助金
太陽光発電システム、家庭用燃料電池、地中熱利用システム
- 省エネ家電買い替え費補助金

第5次北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)<2025(令和7)年度改訂>

- 温室効果ガス排出量削減目標(区域及び市役所)
2030年度までに2013(平成25)年度比46%の削減
- 省エネルギー型社会の構築、再生可能エネルギーの利用の推進、資源循環の推進、二酸化炭素吸収源の確保、地球温暖化に関する情報共有



循環型社会の形成

北本市一般廃棄物処理基本計画・第5次計画改訂

(食品ロス削減推進計画を含む)

<2025(令和7)年度改訂>

- ごみ処理基本方針
4R(ごみの減量・資源化)の推進
社会情勢に対応したごみ処理サービス
廃棄物処理の費用負担軽減
ごみ・し尿の広域処理

(生活排水処理基本計画を含む)

空
・
健
・
安
心

健康を支えるきれいな空気・水・土の維持

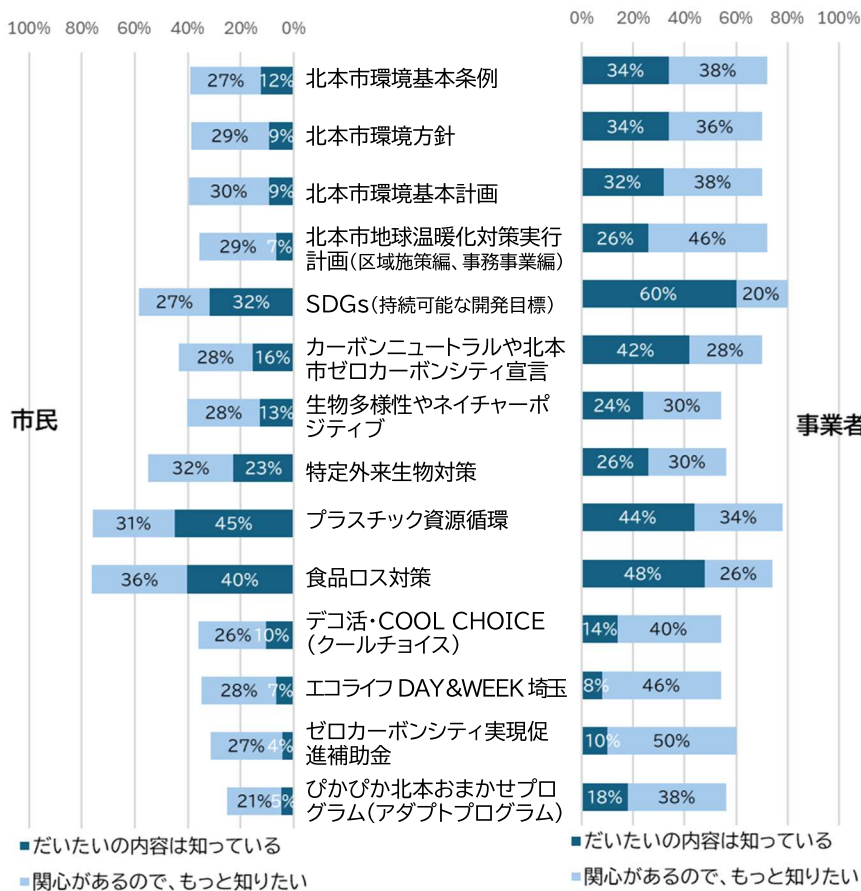
- 第三次環境基本計画の基本的な施策

第2章 環境問題や環境づくりへの市民の考え

2024（令和6）年9月に調査した「第三次北本市環境基本計画策定に係るアンケート」（以下、「R6調査」という。）及び2015（平成27）年6月調査（以下、「H27調査」という。）の結果をもとに示した市民・事業者の環境意識やその変化の概況は次のとおりです。（なお、本文中の割合（％）については、小数点以下四捨五入で表記しています。）

調査名	調査年月、調査方法	調査対象	対象者数	回収率
R6調査	令和6年9月実施 郵送による調査	市民	1,000人	46%
		事業者	100社	50%
H27調査	平成27年6月実施 郵送による調査	市民	2,000人	37%
		事業者	200社	39%
回収率及び回答者特性	<ul style="list-style-type: none"> ・R6調査の回収率は、市民・事業者ともH27調査よりそれぞれ10ポイント増加 ・市民では60歳代以上の回答割合が63%とH27調査より12ポイント増加 ・事業者では従業員数10人以上の事業所の回答割合が82%とH27調査より大幅に増加（H27調査では10人未満の事業所が70%を占めていた。） 			

1 環境に係る計画や取組・用語について



内容を知っている項目

- 市民・事業者ともプラスチック資源循環、食品ロス対策、SDGs は知っている割合が高い
- カーボンニュートラルは事業者の割合が高い
- 各項目とも市民より事業者が知っている割合が高い
- 「関心があるので、もっと知りたい」は、各項目とも市民は30%前後、事業者はSDGsを除くと30～50%と高い
- 市民・事業者とも、ぴかぴか北本おまかせプログラム、ゼロカーボンシティ実現促進補助金、エコライフDAYなどが特に低い

知らない・興味ない・わからない項目

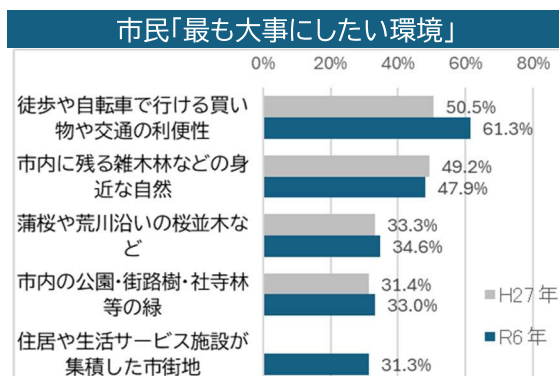
- 市民は多くの項目で50%以上を占める
- 事業者は20～40%で市民より少なく、関心があるのでもっと知りたい割合も多い

北本市環境基本計画について(市民)

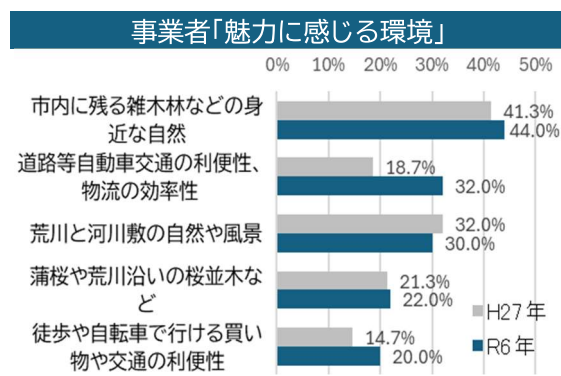
- 市民の知っている割合が低い。H27調査と比べて「知っている」や「関心があるのでもっと知りたい」の割合はほぼ同じで変化が見られない

2 北本市の環境について

(1) 市民「最も大事にしたい環境」、事業者「事業に関連し魅力を感じる環境」について

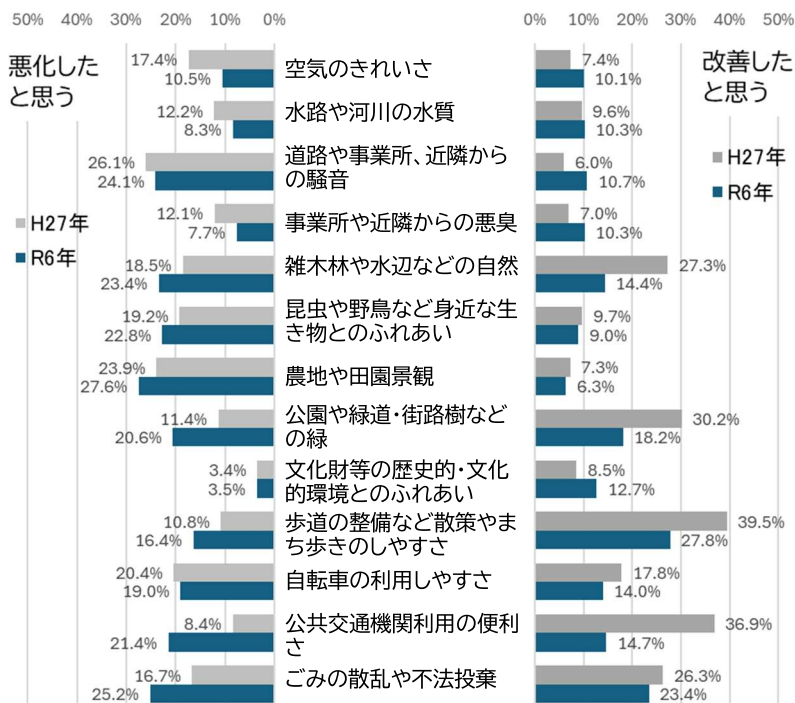


- 大事にしたい割合が高い上位 5 項目は、H27 調査とほぼ同じ
- 買物や交通の利便性は 10 ポイント向上、その他項目はH27 調査とほぼ同じ割合で大きな変化は見られない



- 魅力を感じる割合が高い上位 5 項目は、H27 調査と同じ
- 自動車交通の利便性・物流の効率性は 13 ポイント、買物や交通利便性 5 ポイント向上、なお、6 位の「歴史的文化的環境」も 5 ポイント向上

(2) 市民「ここ数年の北本市の環境の変化」について



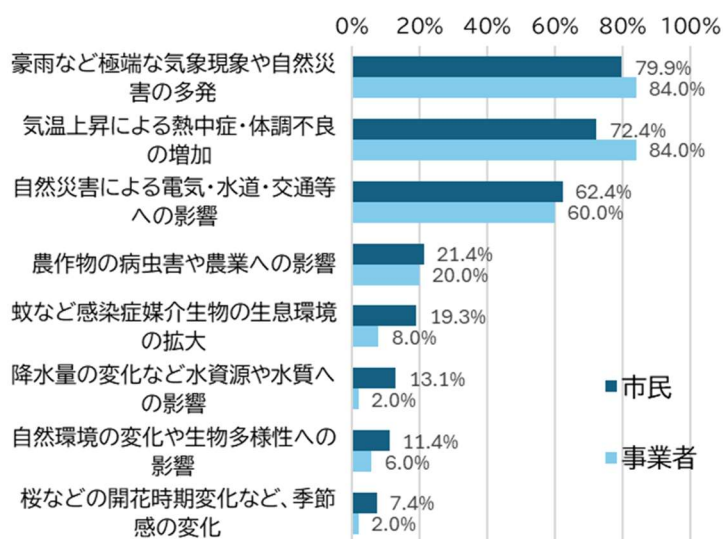
「改善したと思う環境」

- 歩道の整備など散策やまち歩きやすさが 1 位
- 改善したと思う環境の上位 5 項目は H27 調査と同じであるが、改善したと思う割合は、H27 調査より低下

「悪化したと思う環境」

- 悪化したと思う環境は、農地や田園景観、事業所や近隣の悪臭、昆虫や野鳥など身近な生き物とのふれあいなど
- ごみの散乱や不法投棄は第 2 位と、H27 調査より増加
- ごみの散乱や不法投棄は改善したと思う割合も 2 位で、H27 調査と比べ、改善割合が高く、年代や地域により異なると考えられる

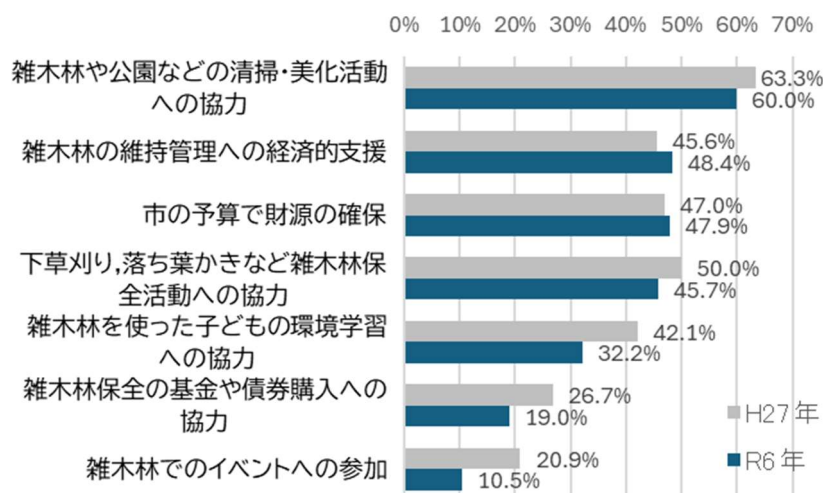
3 気候変動の影響について



市民「特に不安に思うこと」 事業者「事業活動の影響への懸念」

- 市民・事業者とも 1～3 位は 60% 以上で、他の項目とは大きな差
- 「極端な気象現象や自然災害の多発」「熱中症・体調不良の増加」が 1 位と 2 位で、事業者では 84%、市民 70%以上と特に高い
- 3 位の「自然災害による電気・水道・交通等への影響」は市民・事業者とも 60%以上

4 雑木林を残していくために特に優先すべき取組（市民）

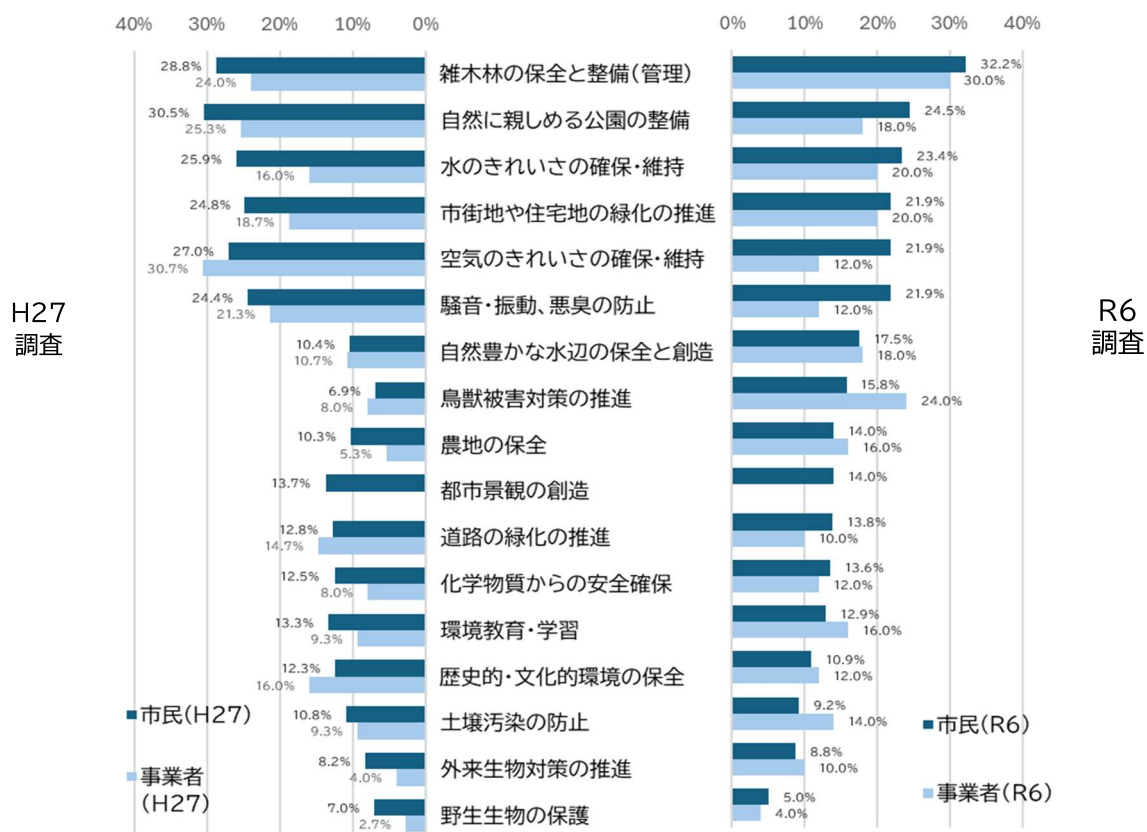


雑木林を残していくために優先すべき取組

- 市の魅力である雑木林を保全に向けて、優先すべき取組は、「雑木林や公園などの清掃・美化活動への協力」が 60%と最も高い
- 次いで「雑木林の維持管理への経済的支援」や「市の予算で財源の確保」「下草刈りや落ち葉かきなど雑木林保全活動への協力」がそれぞれ 45%以上と、維持管理への協力や経済的・財政的支援が必要としている
- H27 調査とほぼ同じ結果となったが、経済的支援や財源確保が H27 調査よりやや高い傾向が見られる
- 「雑木林でのイベントへの参加」や「雑木林保全の基金や債券購入への協力」は H27 調査と同様に低いが、H27 調査と比べさらに 7～10 ポイント程度低下

5 今後、市が優先すべき取組

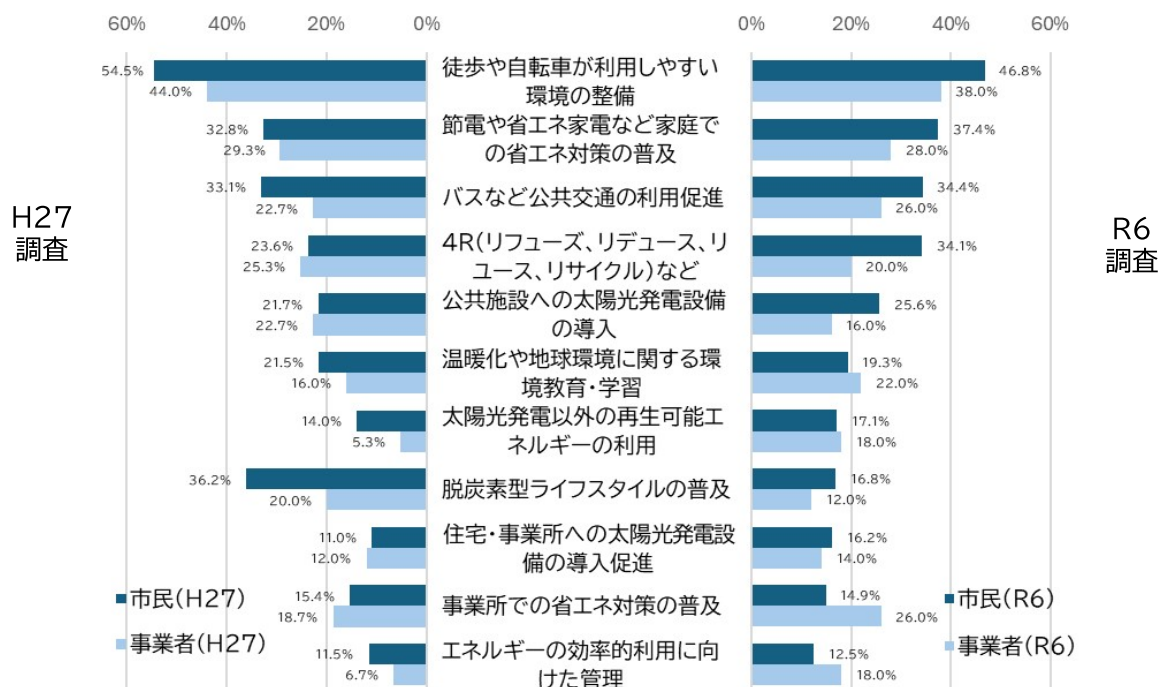
(1) 良好な生活環境・自然環境の確保に向けて(市民・事業者共通)



生活環境・自然環境の確保に向けて

- 市民・事業者とも、「雑木林の保全と整備(管理)」が30%以上と最も高い
H27 調査と比べ、市民・事業者とも順位が上がる。大事にしたい・魅力ある環境でも「雑木林など身近な自然」が第1位となっていた点と整合
- 次いで、市民は「自然に親しめる公園の整備」や「水のきれいさの確保・維持」
- 事業者では「鳥獣被害対策の推進」が2位で、H27 調査と比べ16ポイント増加
- 市民・事業者とも緑や水に囲まれた環境の整備に期待

(2)地球温暖化対策に向けて(市民・事業者共通)



地球温暖化対策に向けて

- 市民・事業者とも、第1位は「徒歩や自転車が利用しやすい環境の整備」で、市民47%、事業者38%と、市の魅力としてコンパクトなまちづくりに期待
- 第2位は、市民・事業者とも「節電や省エネ家電など家庭での省エネ対策の普及」で、市民37%、事業者は28%と市民が高い。事業者では「事業所での省エネ対策」も26%と第3位
- 市民の第3位は「バスなど公共交通の利用促進」で34%と高い
- 1位の「徒歩や自転車が利用しやすい環境の整備」はH27調査も同じだが7ポイント前後低下
- H27調査では「脱炭素型ライフスタイルの普及」が市民では36%で第2位でしたが、R6調査では17%と半分以下に低下（H27調査と用語変更、「脱炭素型」への理解が課題）
- 太陽光発電の導入促進は市民・事業者とも15%前後と低いが、H27調査と比べ2~4ポイント増加
- 太陽光発電以外の再エネ利用は市民・事業者とも17~18%で、事業者はH27調査より13ポイント増加

第3章 北本市の環境の状況と取組の進捗状況等

1 北本市の概況

(1) 北本市の概要・特性

【地理・交通】

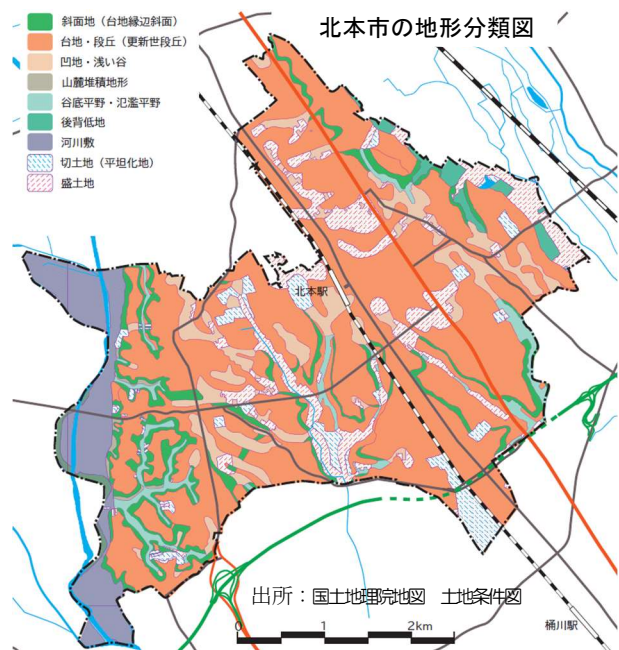
交通の利便性が高い首都近郊のコンパクトなまち

- 東西 5.8 km、南北 5.3 km、面積 19.82 km²の市域で、歩いて概ね 1 時間以内のまとまりある市域です。
- 埼玉県の平野部のほぼ中央部、東京都心から約 45 km 圏に位置し、都心まで約 50 分の通勤圏で、住宅都市として発展しています。
- 主要交通として JR 高崎線、国道 17 号線及び中山道が本市中心部を南北に縦断しています。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が本市の南側を東西に横断（平成 27 年 10 月開通）し、国道 17 号線を挟み桶川加納 IC 及び桶川北本 IC が開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道に直結しています。
- 桶川北本 IC に接続し、県中央地域の道路ネットワーク形成と国道 17 号線の交通緩和や沿道環境改善に向けて、国道 17 号・上尾道路（さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田）が本市の西部を縦貫する形で整備が予定されています。

【地形・地盤】

地盤の安定した台地と荒川などの河川、歴史文化がつくる多彩な景観のまち

- 市域は、荒川と元荒川に挟まれた大宮台地に位置し、中央部を縦貫する JR 高崎線や国道 17 号、中山道を軸に市街化区域が広がり、その東西に雑木林や農地からなる里地里山環境が残る緑豊かな地域です。
- 台地部は、平坦で地盤も安定し、標高も高く、水害等を受けにくい地域です。
- 西側は荒川により形成された低地、東側は赤堀川等により形成された低地が分布しています。
- 東部は、標高が緩やかに低くなり、台地と低地の境が目立ちません。
- 高尾・荒井・石戸宿の西側は、荒川低地と台地の境界部にあたり、標高差 10～15m 程度の台地縁辺斜面や小さな谷津や谷が発達し、変化に富んだ丘陵地状の地形で、湧水や湿地をはじめ、多様な動植物が生育・生息するなど貴重な自然が残っています。

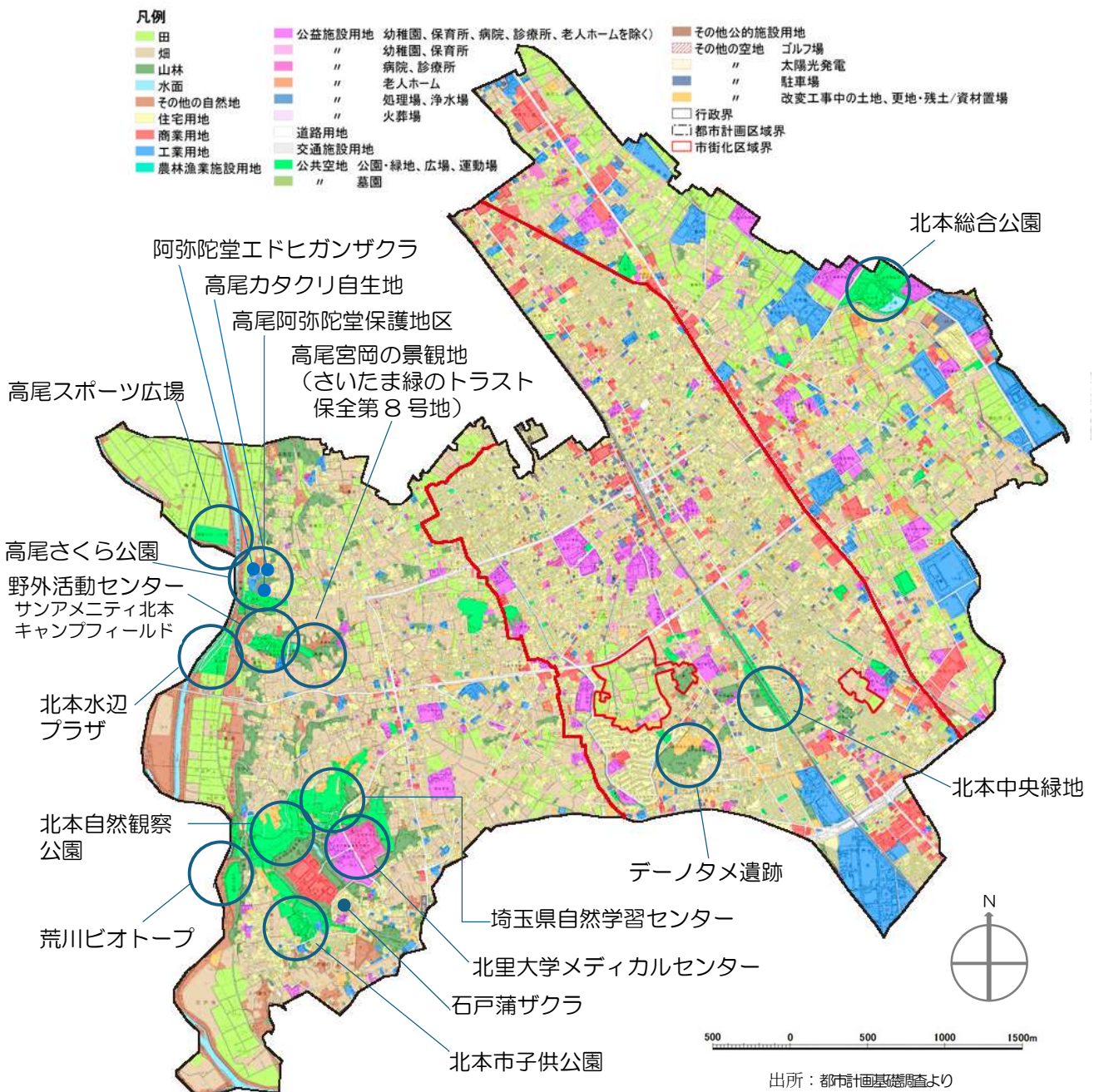


【緑・自然】

首都近郊で豊かな雑木林のあるまち

- 身近な自然である雑木林が、市街地の中に点在しています。
- かつては JR 高崎線沿いに広大な雑木林が広がっていたため、「雑木林のあるまち」としてイメージが定着しました。
- JR 高崎線沿線に残る北本中央緑地の雑木林は、本市の玄関口として「雑木林のあるまち」のシンボルともなっており、指定管理者により管理され、散策路や雑木林とのふれあいが楽しめる市民の憩いの場ともなっています。

土地利用現況図

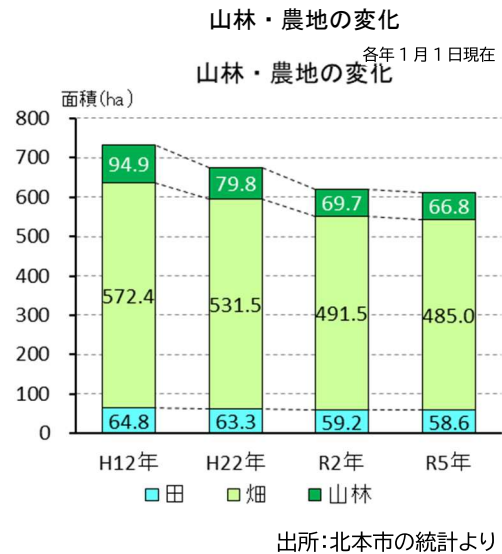
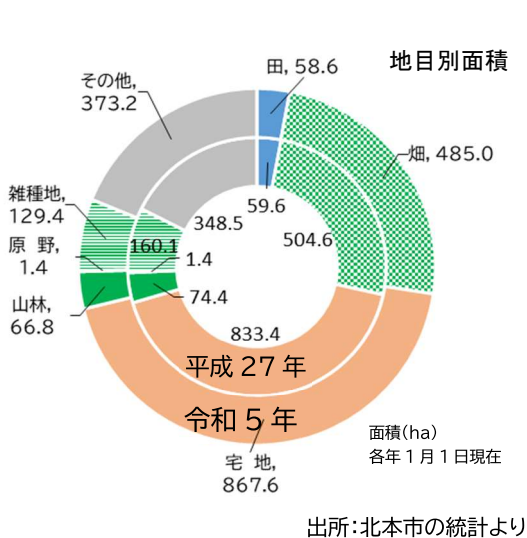


- 西部には、高尾・荒井・石戸宿の変化に富んだ地形と一体となった雑木林が多く残っています。また、東部をはじめ市内各地には、屋敷林や社寺林をはじめ、小規模な雑木林などの緑が多く点在し、公園や緑地などとしても活用されています。
- 西部の雑木林等の自然は、石戸緑地保全地区や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地、緑地保護地区として保護・保全されています。また、野外活動センターや埼玉県自然学習センターなどでは、自然とのふれあいの場として、保全・活用されています。
- これらの雑木林をはじめ、市内に残る水田や畑、果樹園などの農地などは、多様な生物の生息環境の場として、また安らぎのある自然景観を形成しています。
- 下石戸地区の緑地で発掘調査されてきたデーノタメ遺跡は、国を代表する縄文遺跡として2024（令和6）年10月に国指定史跡に指定され、整備が進められています。
- 市街地内に生産緑地として残されてきた農地や緑地なども、市街化区域編入等により、宅地化が進行するなど減少が進んでいます。

【土地利用・地目面積】

自然的利用と都市的利用など土地利用のバランスがとれたまち

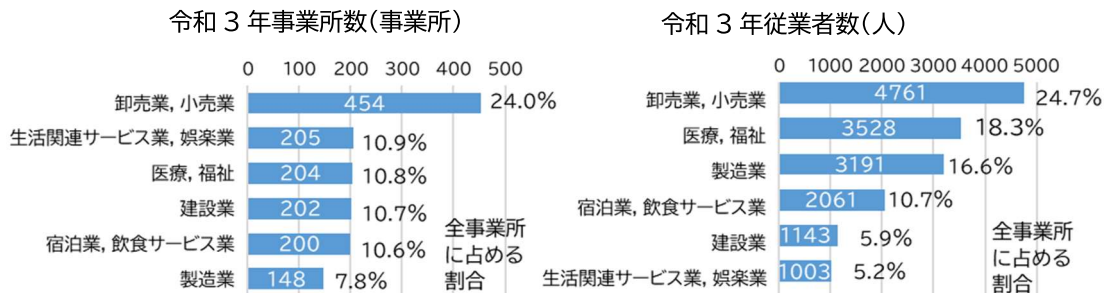
- 中山道の宿場町を元に、住宅都市としてJR北本駅を中心に発展しています。
- 2023（令和5）年1月1日現在の地目面積割合は、宅地が44%、農地・山林が31%、雑種地・その他25%と偏りの少ない土地利用となっています。
- 現計画改定時の2015（平成27）年比では、宅地が4%増加、農地・山林が4%減少となっており、宅地開発による農地・林地の減少が見られます。



【産業等】

卸売・小売業、生活関連サービス業、医療・福祉などの生活関連産業のまち

- 2021（令和3）年における産業別（民営）事業所数及び従業者数では、生活関連の産業が中心となっています。
- 事業所数（総数 1,889 事業所）が多い産業は、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、建設業、宿泊業・飲食サービス業、製造業となっています。
- 従業者数（総数 19,238 人）の多い産業は、卸売業・小売業、医療・福祉、製造業、宿泊業・飲食サービス業となっています。



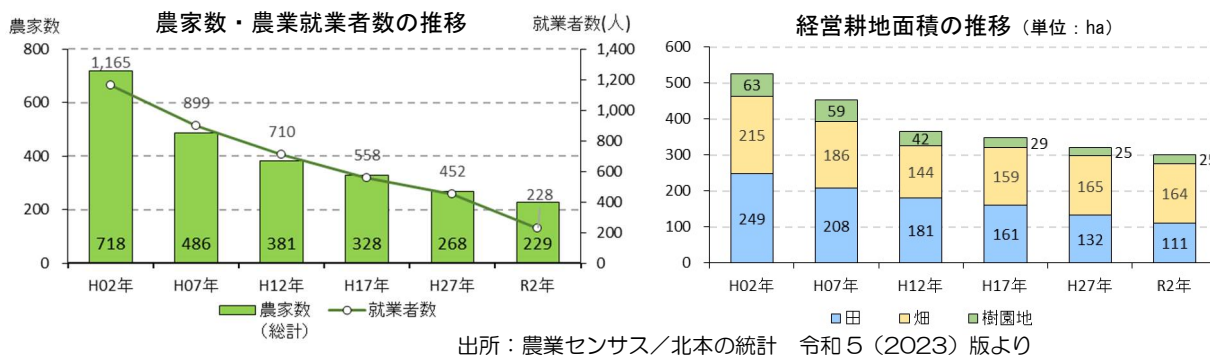
製造業は食品加工業、電気機械器具・金属製品、輸送用機械器具などが主

- 2021（令和3）年における従業者数4人以上の工業は、食料品製造業が14事業所、従業者数944人と最も多く、次いで、電気機械器具製造業（5事業所、従業者数891人）、金属製品製造業（7事業所、従業者数119人）となっています。

【農業】

農家数や農業就業者数の減少が進む中、農業の付加価値を高める取組を発信するまち

- 北本市の農業は、古くから荒川、元荒川流域で水稲作、中央部の台地では麦、さつまいも等を主要作物とした農業経営が行われてきました。
- 近年、きゅうり、トマトのハウス栽培や鉢物等の施設園芸、また本市の立地条件を活かしたプラムや梨の果樹栽培も盛んに行われています。
- 農家数、農業就業者数、経営耕地面積とも減少傾向で推移しています。



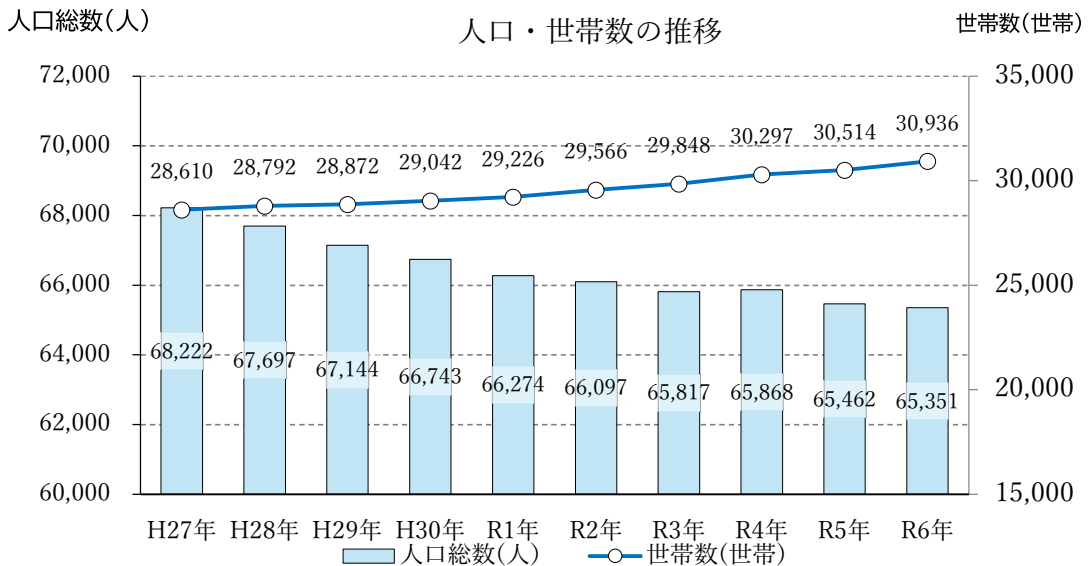
- 農産物ではかつてのトマト栽培の伝統を踏まえ「北本トマト」のブランド化を進めてきており、トマトを使った和菓子や食料品などの特産品も開発しています。
- 市内で生産された農産物と加工品の愛称「&green food」の市内外へのPRを通して、本市のブランド・魅力を高めることにより、価値や豊かさを進めていきます。
- 市内全小学校での収穫体験の協力、伝統野菜の栽培、加工、6次化商品の開発、販売等、農業振興、地産地消の推進に向けて、様々な取組を進めています。

(2) 人口

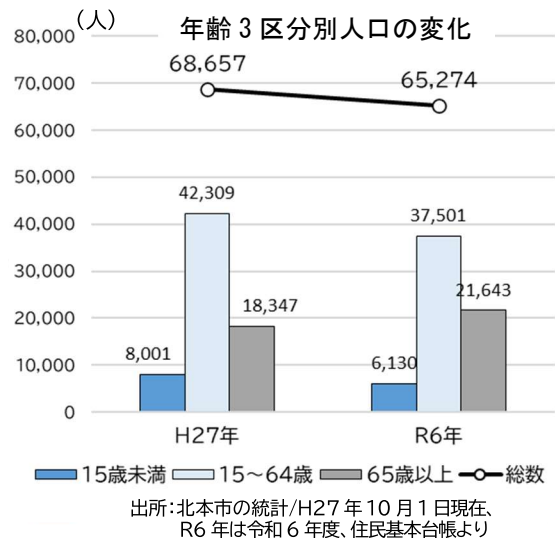
【人口・世帯数の推移】

人口減少や少子高齢化が進むなかで、市民協働によるまちづくりをめざすまち

- 2025（令和 7）年 1 月 1 日現在、人口 65,274 人、世帯数 30,966 世帯、世帯当たり人員 2.1 人です。
- 人口は、1995（平成 7）年以降 2010（平成 22）年までは 7 万人前後の横ばい状況で推移してきましたが、2005（平成 17）年をピークに減少に転じています。社会動態は、平成 16 年から減少が続いていましたが、令和 2 年より増加へ転じています。
- 世帯数は、増加傾向にあります。世帯平均人数は 2.1 人と減少し、核家族化が進行しています。
- 第二次計画改定の 2015（平成 27）年比で、人口は 4.2%の減少、世帯数は 8.1%の増加、世帯平均人数は 2.4 人から 2.1 人と 12.0%の減少となっています。



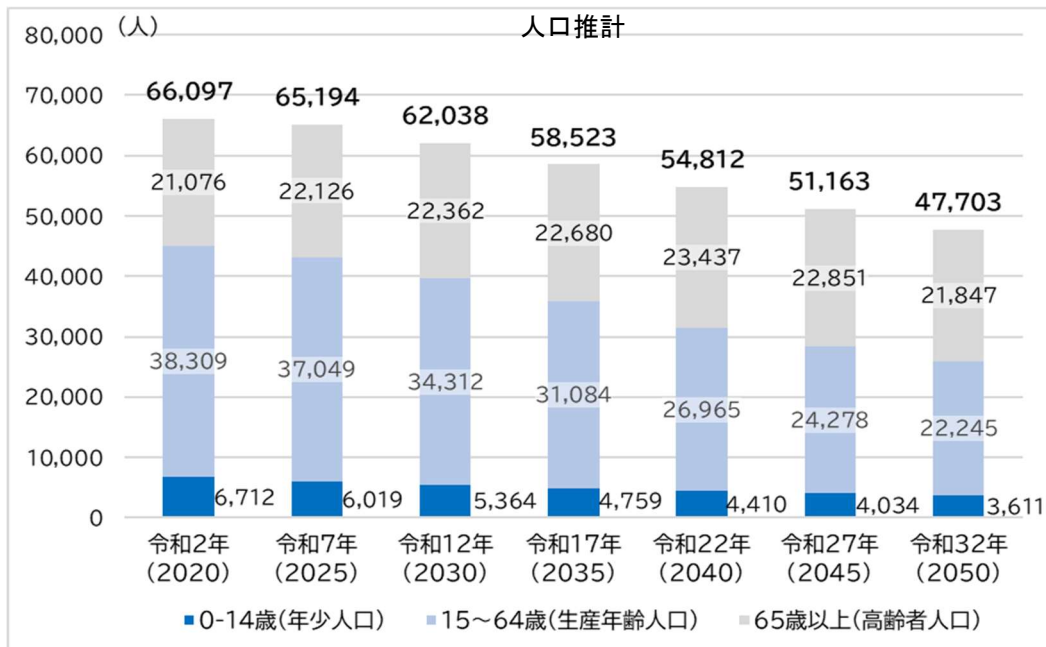
- 2023（令和 5）年の年齢別人口は、70～74 歳が最も多く、次いで 50 歳～54 歳となっています。
- 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口割合は 57.5%となっています。15 歳未満の年少人口割合は 9.4%、65 歳以上の高齢者人口の割合は 33.2%で、現計画改定時の 2015（平成 27）年と比べて、年少人口は約 23%の減少、高齢者人口は約 18%の増加となっており、人口減少及び少子高齢化が急速に進行しています。



【推計人口】

- 第六次北本市総合振興計画では、将来の人口推計を行っています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の令和5年人口推計を参考に、市で独自に行った推計人口によると、今後人口減少が進み、次のように推計しています。

年	推計人口	備考
2030(令和12年)	約 62,000 人	令和2年比▲約6% 第六次北本市総合振興計画・前期基本計画目標年度 地球温暖化対策実行計画の目標年度
2035(令和17年)	約 59,000 人	令和2年比▲約11% 第六次北本市総合振興計画・後期基本計画目標年度 本計画の目標年度
2050(令和32年)	約 48,000 人	令和2年比▲約27% 2050年カーボンニュートラル



出所：第六次北本市総合振興計画より

- 年齢構成では、当面、年少人口及び生産年齢人口は減少が、また高齢者人口は増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれています。
- 2035（令和17）年には、年少人口割合は8.1%、生産年齢人口割合53.1%、高齢者人口割合38.8%となり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は4割に迫る見込みとなっています。
- 今後、人口減少や少子高齢化が進むなかで、北本市の特性でもある雑木林などの自然資源の保全・管理をはじめ、良好な環境の保全及び創造のあり方が課題となっています。

2 環境の現状

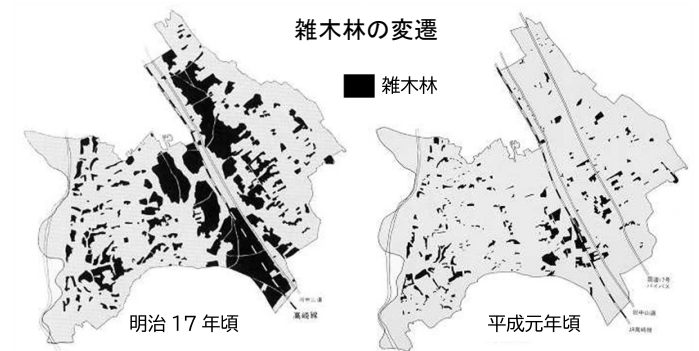
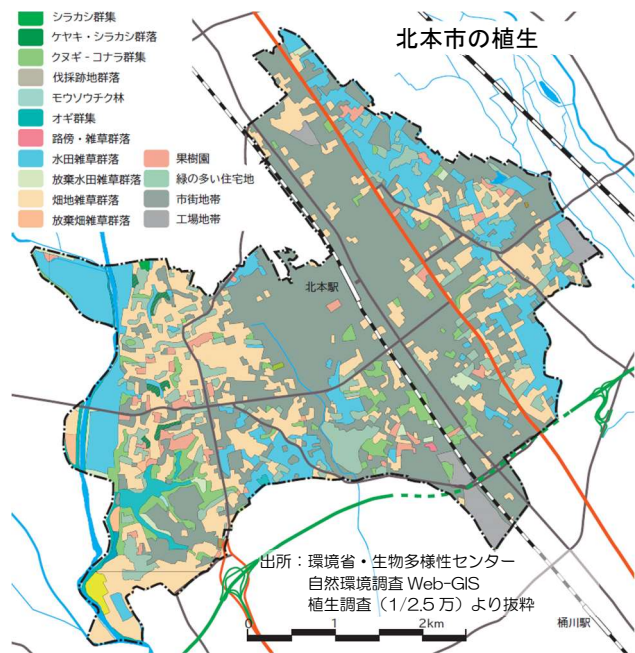
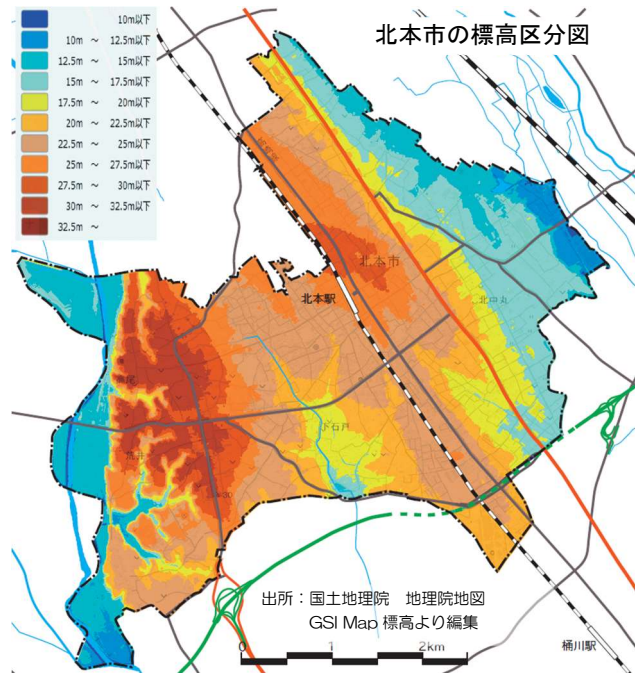
(1) 自然環境

【地形・標高】

- 大宮台地は高燥で平坦な地域で、標高は平均で15mほどですが、北本市付近では20m以上、中でも市域西部の荒川崖線上では30mを超え、高尾地区の阿弥陀堂は32.9mと大宮台地の最高地点になっています。
- 西部には3つの谷津が枝状に台地を浸食しているため、比較的起伏のある地形を形成し、平野部でありながら局所的に丘陵地のような雰囲気があり、狭小な谷津田は生産性が低いことから農道や生活道路が敷設されず、昔ながらの里山環境を残しています。

【植生・雑木林】

- 北本市の樹林地は、ヤブツバキクス域自然植生のシラカシ群落や代償植生のクヌギ-コナラ群集からなり、雑木林や屋敷林として点在しています。
- JR高崎線沿いが市街地、その東西の大宮台地に畑地や緑の多い住宅地が広がっています。また、河川沿いの低地を中心に水田が広がっています。
- 市内の雑木林は、明治期には高崎線沿線を中心とする台地の中心部で南北に広がっていました。現在の市街化区域に重なるため、多くの林が宅地の開発によって消失し、平成元年では高崎線沿線の雑木林が大幅に減少しています。
- 平地部の雑木林はデーノタメ遺跡の所在する「縄文の森」や「北本中央緑地」などにわずかにまとまって残っている状況です。



出所：北本市 地域循環共生圏シンポジウム～北本の里山と生物多様性～2022 (R4) 年5月 「北本の里山の成り立ちと今」磯野 治司 北本市市長公室より

【動植物】

- 1995（平成 7）年刊行「北本の動植物史」には、市内全域を対象とした調査で、哺乳類 13 種、鳥類 163 種、爬虫類 10 種、両生類 7 種、魚類 27 種、昆虫類 1,826 種、貝類 28 種、コケ植物 1 種、シダ植物 39 種、種子植物 642 種などが記載されており、多彩な動植物が生息・生育しています。また、北本市に生息、自生していることが貴重であると考えられる動植物も多彩です。
- 環境省レッドデータブック(2015)に記載された北本市における絶滅危惧や準絶滅危惧の種は 89 種で、鳥類 20 種、爬虫類 6 種、両生類 5 種、昆虫 25 種、植物 33 種となっています。（昆虫類は一部のコウチュウ目、チョウ目チョウ類、トンボ目のみを対象として）

出所：北本市 地域循環共生圏シンポジウム～北本の里山と生物多様性～2022（R4）年 5 月 22 日より

【外来生物】

- 外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間によって他の地域から入ってきた動物・植物のことを指します。特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が策定されています。
- 県内では、アライグマとカミツキガメの増加が特に懸念されています。特にアライグマによる農作物への被害や人家に住み着くなどの生活被害が広域で発生しています。市では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」、「北本市鳥獣被害防止計画」に基づき防除事業を進めており、毎年 50～100 頭程度捕獲しています。
- サクラやモモ、ウメの外来外虫であるクビアカツヤカミキリは、2013（平成 25）年に県内で確認された以降、急速に生息を拡大しています。環境科学国際センターで実施している「クビアカツヤカミキリ発見大調査 2024」では、北本市を含む 36 市町から被害（成虫のみの確認を含む）が報告されています。
- アレチウリとオオカワチシャは、既に全県的な駆除は不可能な状況にまで分布が拡大しています。また、河川や水路では、ミズヒマワリ、オオフサモやナガエツルノゲイトウの分布が急速に拡大してきています。

【鳥獣被害】

- 2024（令和 6）年実施のアンケートで、自然・生活環境の保全に向け優先すべき取組内容として、「鳥獣被害対策の推進」は市民では 8 位、事業者では 2 位にあげられています。
- 市では 2023（令和 5）年度に「北本市鳥獣被害防止計画」（計画期間：2024（令和 6～8 年度））を作成し、対策を進めています。

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ
------	-----------------------------------

- 耕作放棄地や平地林に、人が足を踏み入れることが少なくなるとともに、空き家の発生等が野生鳥獣の絶好の隠れ場所となり、年間を通じて生息域の拡大を招く結果ともなっており、被害農地も市域全体へと拡大しています。

(2) 都市環境・公園緑地

【都市計画区域・土地利用規制】

- 市内全域が都市計画区域で、2024（令和6）年3月31日現在における都市計画区域面積は1,982haです。そのうち、市街化区域面積は721ha（36.4%）、市街化調整区域は1,261ha（63.6%）となっています。
- 都市計画区域のほか、土地利用規制では、農業振興整備計画の農業振興地域は1,239ha、そのうち農用地区域は414ha、森林計画対象民有林面積は9haが指定されています。

【都市公園等】

- 2023（令和5）年3月31日現在における都市公園は、103箇所、面積69.56ha（うち県営分1箇所27.10ha）となっています。
- 一人当たりの都市公園面積は、10.54㎡/人で、県全体の7.22㎡/人、隣接する桶川市（2.94㎡/人）や鴻巣市（5.93㎡/人）より大きく上回っています。

出所：埼玉県ホームページ 公園整備に関するデータ 市町村別都市公園整備状況（R5年3月1日現在）より

- 本市の都市公園69.56haのうち県営公園1箇所27.10haは、「北本自然観察公園」で全体の4割近くを占めています。
- 荒川に向かって小川が流れ込む谷状の地形からなり、雑木林や湿地などの多様な自然環境が残されています。小動物のオアシスとして良好な環境の確保を図るため、都市近郊の恵まれた自然を保全し、その中で自然とのふれあい、憩い、そして学べる場となるアーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園）を目指して整備しています。
- 公園内は森林セラピーロードにも設定されています。また、自然学習センターでは、自然に親しみ、学べる数多くのイベントを実施しています。

【生産緑地・特定生産緑地】

- 市内にある生産緑地の多くは1992（平成4）年に都市計画決定されたもので、2022（令和4）年に買取り申出の基準日を迎えました。
- 基準日を迎えばいつでも買取り申出が可能となるため、都市計画上において大変不安定な状態に置かれることとなります。この問題に対処するため、市街化区域内にある生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、国による「特定生産緑地制度」が創設されました。
- 2025（令和7）年3月現在、生産緑地地区は82か所、面積約28.13ha、そのうち特定生産緑地地区は58か所、面積約16.33ha指定されています。

(3) 生活環境

① 大気環境

市内には、県の一般大気環境常時観測及び自動車排出ガス常時観測の測定地点、有害体汚染物質モニタリング調査地点がないため、近在の鴻巣局及び鴻巣天神自動車排出ガス測定局、環境科学センター測定局で対象物質の濃度を測定しています。

【一般大気環境】

- 二酸化硫黄及び二酸化窒素は、環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、県内各局で環境基準を達成していない状況が続いています。県内の光化学スモッグ注意報発令日数は、平成 26～30 年度は年平均 11 回でしたが、令和元～5 年度は年平均 6.6 回と減少がみられます。
- 浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質とも、第二次計画改定時では環境基準を未達成の年もありましたが、令和元年度～5 年度は環境基準を達成しています。

出所：埼玉県 大気汚染物質常時監視測定結果より

【自動車排出ガス】

- 令和元年度～5 年度の観測の結果では、二酸化硫黄及び二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質とも、環境基準を達成しています。

出所：埼玉県 大気汚染物質常時監視測定結果より

【有害大気汚染物質】

- 環境基準が設定されている物質では、令和元年度～令和 5 年度の県内において、ベンゼンは、測定した全ての地点で環境基準を達成しています。またトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンも測定した全ての測定地点で環境基準を達成しています。
- 指針値が設定されている物質では、令和元年度～令和 5 年度において、いずれの物質も、全ての測定地点で指針値を下回っています。

出所：埼玉県 有害大気汚染物質モニタリング結果より

【ダイオキシン類】

- 令和元年度～令和 5 年度において、鴻巣局をはじめとする県全体で環境基準を達成しています。

出所：埼玉県 ダイオキシン類大気常時監視結果より

② 水質

【水質調査地点】

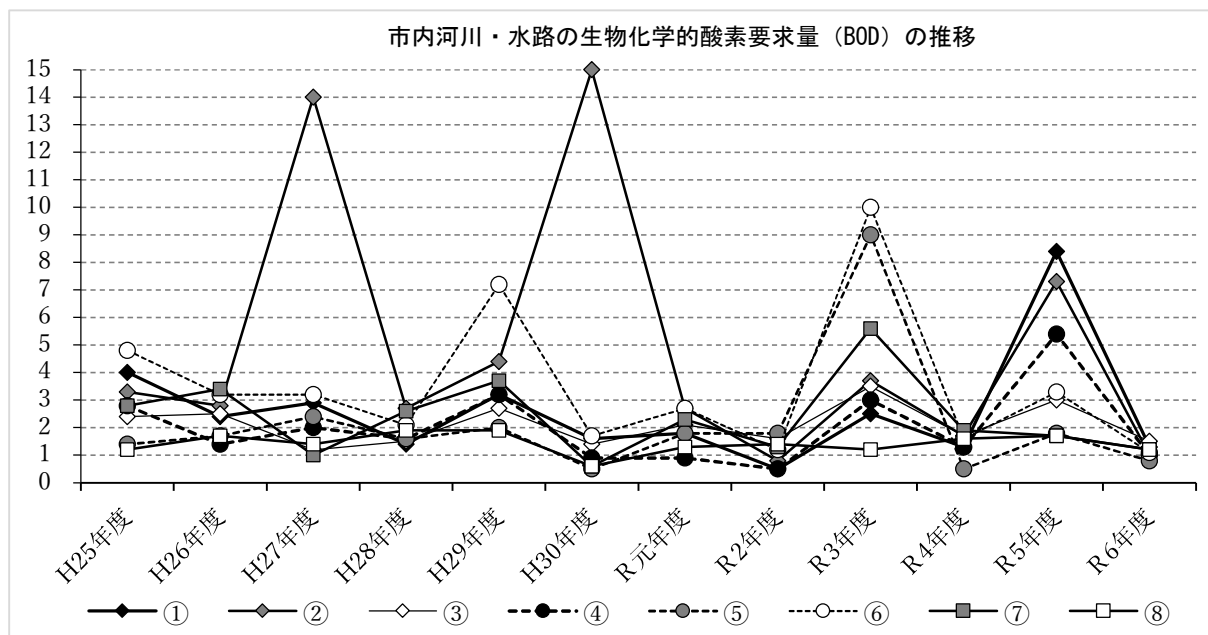
- 本市の西部は荒川水系、東部は利根川水系からなっています。
- 市内の荒川水系は、西端を流下する荒川（⑧）をはじめ、西部の里山の水を集めて荒川に注ぐ城ヶ谷堤下水路（⑦）、市域の中央部の市街地からの水を集めて流れる勝林雨水排水路（④、⑤、⑥）とその水が注いでいる江川からなっています。
- 東部の利根川水系には、旧谷田川からなる谷田用水路（①、②）や梅沢水路（③）、多くの水路からなっています。
- 市では、これらの河川や水路の水質について、8地点を水質調査地点として定め、夏季と冬季を交互に毎年水質状況の確認を行っています。



出所：令和6年度版環境施策に関する年次報告書

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

- 水質を代表する生物化学的酸素要求量（BOD）から見ると、荒川は環境基準（2mg/L以下）を達成しています。
- その他の水路では、季節や年によって水質の変化は大きく、特に湧水期である冬季では、環境基準（3mg/L）を超過しています。なお、全般的には改善傾向が見られます。



出所：環境施策に関する年次報告書（各年度）より

【公共下水道】

- 市では、河川や水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するために、公共下水道の整備や、家庭からの雑排水による河川・水路の水質防止を図るため、公共下水道事業計画の認可区域外の合併処理浄化槽設置を進めてきています。
- 公共下水道整備率は、2023（令和 5）年度では整備率 87.6%で、人口普及率は 75%となっています。
- 市では、家庭雑排水による公共水域の水質汚濁の防止、生活環境や公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽設置補助を実施しています。

③ 騒音・振動・悪臭

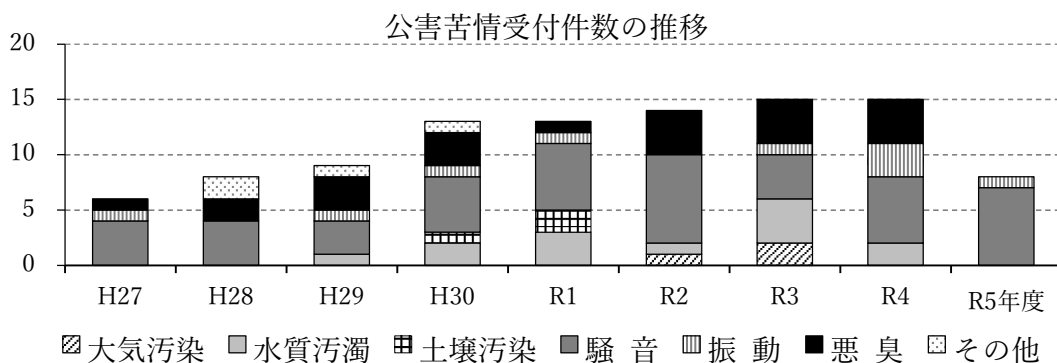
- 自動車交通騒音・振動について、市では、国道 17 号線、東松山桶川線、さいたま鴻巣線、北本停車場線、鴻巣桶川さいたま線、蓮田鴻巣線、下石戸上菖蒲線で調査を実施しています。
- 2016（平成 28）年度から 2023（令和 5）年度においては、昼間の騒音レベルは、各路線とも騒音レベルの要請限度を満たしています。夜間では、国道 17 号線では要請限度を超過していますが、他の路線では満たしています。

④ 放射線量

- 市では、2011（平成 23）年の福島第一原発事故に伴う放射性物質の環境汚染状況を監視するため、11 月より市内の幼稚園、小中学校、保育所及び主な公園等における大気中の放射線量測定、土壌中の放射性物質濃度測定、水質調査、保育所や市内小中学校の給食提供食材の放射能検査を実施してきました。
- 各施設や場所での大気中放射線量、放射性物質の濃度は年々減少してきており、近年では不検出の状況が続くなど、2021（令和 3）年度以降、水質中の放射性物質濃度測定事業を除く検査事業等は終了しました。

⑤ 公害苦情件数

- 公害苦情受付件数の総数は、大気汚染に関する苦情件数が減少するなど、大きく減少してきましたが、2015（平成 27）年度以降、騒音や悪臭に関する件数が増加するなど、増加傾向が見られます。

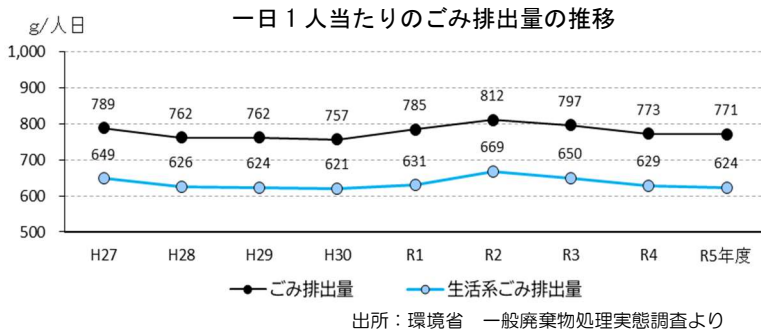
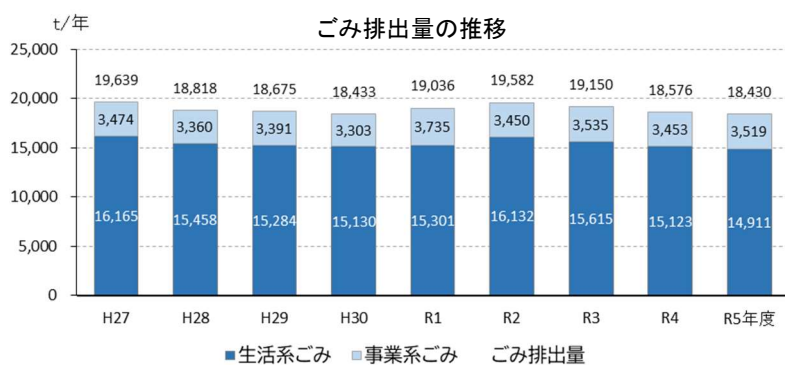


出所：環境施策に関する年次報告書（各年度）より

(4) 廃棄物・資源循環

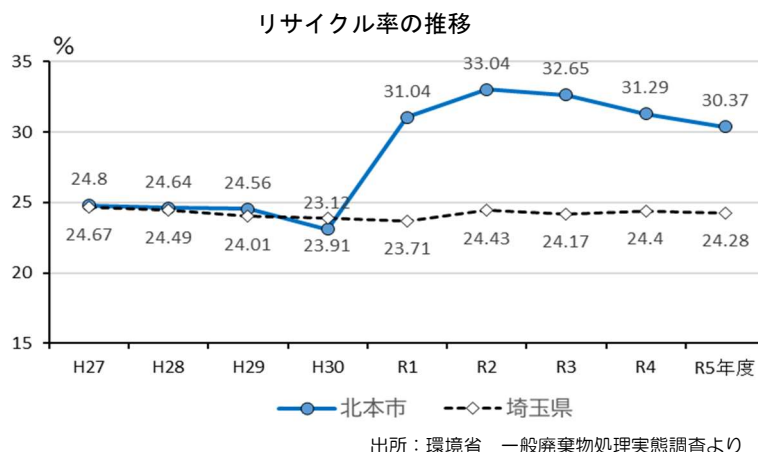
① ごみの排出量

- 北本市のごみの総排出量は、緩やかな減少傾向で推移してきました。2023（令和5）年度は18,430 tと2015（平成27）年度比で6.2%減少しています。
- ごみ排出量のうち生活系ごみの割合は、毎年80～83%で推移していますが、ごみ排出量の減少に伴い、生活系ごみも同様に減少しています。2023（令和5）年度の生活系ごみ14,911 tで、2015（平成27）年度比で8.7%減少となっています。
- 市民一人1日当たりのごみの排出量は、令和5年度は771 gで、平成27年度789 gから18 g（2.2%）減少の減少となっています。
- 2023（令和5）年度の埼玉県全体の一人1日当たりごみ排出量790 gより約20 g少ない状況となっています。
- 一人1日当たりの生活系ごみは649 gから624 gへと25 g（3.9%）減少しました。
- 2019（令和元）年度～2021（令和3）年度は新型コロナウイルスによる家庭内活動の増加の影響もあり、一人1日当たりの生活系ごみ排出量は増加しましたが、その後緩やかな減少傾向が見られます。



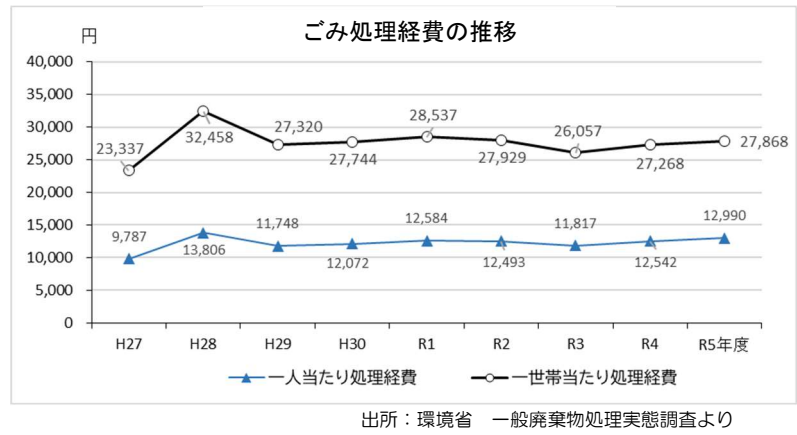
② 資源化

- リサイクル率は、2015（平成27）年度以降減少傾向でしたが、2019（令和元）年度に30%台に向上しました。
- 直近も30%と高い値を示しています。



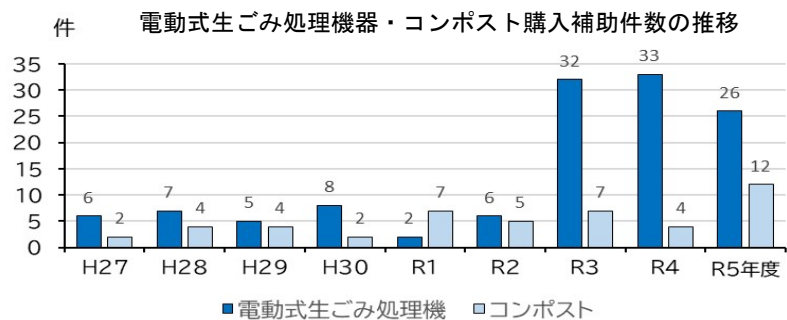
③ ごみ処理経費

- 2023（令和5）年度の世帯当たりのごみ処理経費は27,869円、市民一人当たりの年間ごみ処理経費は12,990円と、第二次計画改定時の2015（平成27）年度比で世帯当たり19.4%、一人当たり32.7%増加となっています。



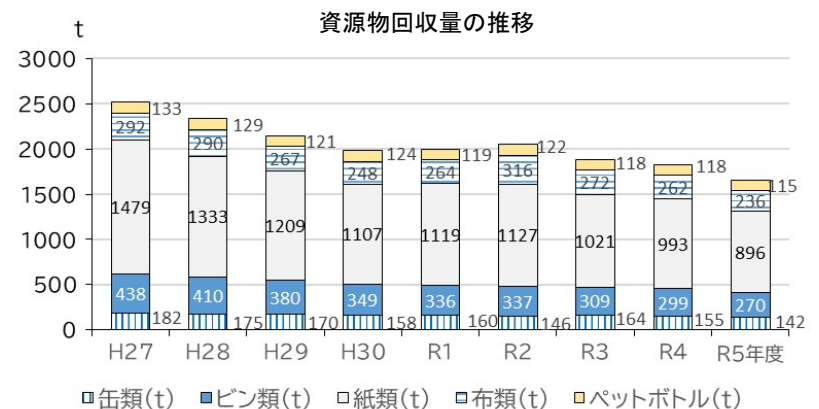
④ 生ごみ処理機等購入費補助

- 生活系ごみの排出量の多くを占める生ごみの減量が重要になっています。市では、生ごみ処理容器（コンポスト）や電動式生ごみ処理機器の購入に際しての補助事業を進めています。
- 補助件数は、年々減少傾向でしたが、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度は40件と急増しました。



⑤ 資源物回収

- 缶類、ビン類、紙類、ペットボトルの回収量は年々減少傾向にあります。資源物回収量は1,656tと、2015（平成27）年度比で34%減少となっています。
- 回収量に占める割合が50%以上の紙類をはじめ、ビン類の回収量はそれぞれ40%近く減少しています。
- 2023（令和5）年度の容器包装回収量は834t、小型家電回収量10,252kgで、2015（平成27）比でそれぞれ10%、33%増加、廃食用油回収量は2,836Lで、2016（平成28）年度比で75%増加となっています。

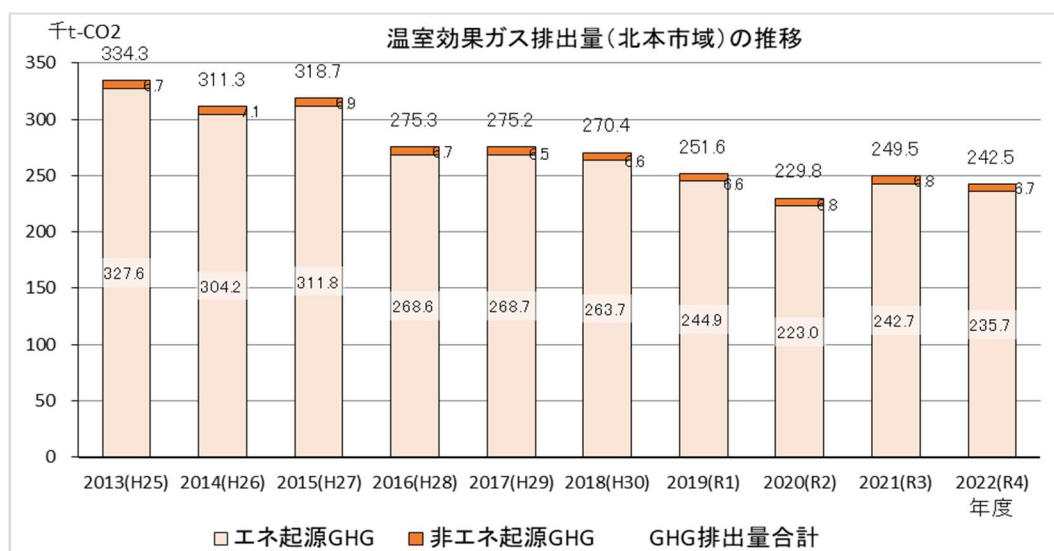


(5) 温室効果ガス排出・気候変動の影響

① 温室効果ガス排出量の推移

【市域からの温室効果ガス総排出量】

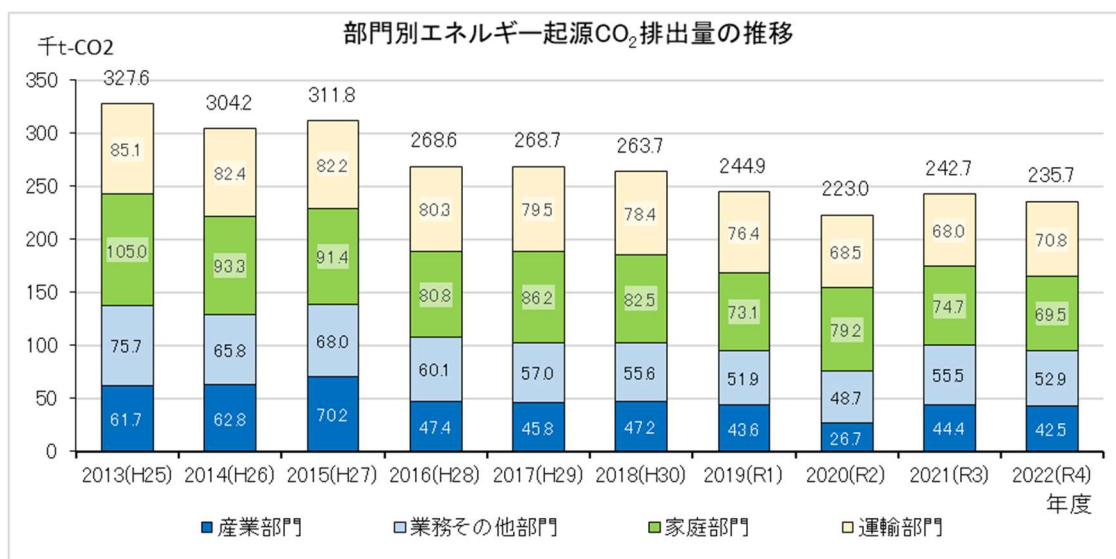
- 2022（令和4）年度に市域から排出された温室効果ガス（GHG）は242.5千t-CO₂で、国の温暖化対策計画の基準年である2013（平成25）年度の排出量334.3千t-CO₂より27.5%減少しています。
- 温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源の排出量は基準年比で28%減少、非エネルギー起源の排出量は0.5%増加しています。
- 温室効果ガス排出量の97～98%はエネルギー起源の温室効果ガスで、ほとんどが電力需要や燃料消費に伴う二酸化炭素（CO₂）となっています。



出所：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果より

【エネルギー起源温室効果ガス部門別排出量】

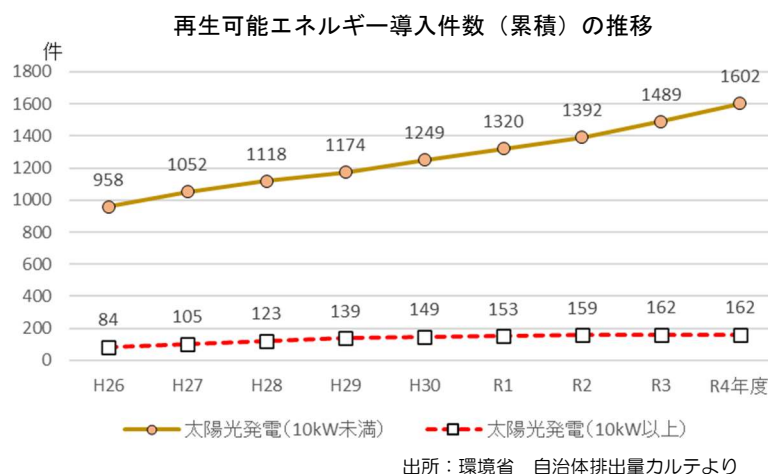
- 2022（令和4）年度におけるエネルギー起源温室効果ガスの部門別排出割合は、家庭部門が約30%、運輸部門約30%、業務部門約23%、産業部門が約18%となっています。家庭部門と運輸部門からの排出量が全体の約3分の2を占めています。
- 産業部門の排出量は42.5千t-CO₂、業務その他部門52.9千t-CO₂、家庭部門69.5千t-CO₂、運輸部門70.8千t-CO₂で、基準年度の2013（平成25）年度比で、産業部門で約31%、業務その他部門30%、家庭部門約34%、運輸部門約17%の減少となっており、エネルギー起源の全体では28%の減少となっています。
- 産業部門及び業務その他部門、家庭部門での排出量は大きく減少していますが、運輸部門の排出量の削減が課題となっています。
- 電力使用と燃料等使用に伴う温室効果ガス排出量の割合は、全体ではそれぞれ約50%ですが、家庭部門及び業務その他部門では電力の排出量がそれぞれ7～8割が電力使用に伴う排出量で、運輸部門では燃料からの排出量が95%を占めています。



出所：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果より

② 再生可能エネルギー(FIT・FIP 制度対象)

- 市内で導入されている FIT 及び FIP 対象の再生可能エネルギーは、太陽光発電だけとなっています。
- 2022（令和 4）年までの太陽光発電の累積件数は、比較的小規模な太陽光発電（住宅等に設置されるもの）を示すと考えられる 10kW 未満の設備は 1,602 件、10kW 以上の設備は 162 件となっています。
- 2014（平成 26）年度～2022（令和 4）までの 9 年間で、10kW 未満の太陽光発電は前年度と比べ毎年 80 件程度増加、2021（令和 3）年度以降は毎年 100 件程度増加しています。
- 10kW 以上の太陽光発電は、前年度と比べ毎年 10 件程度増加してきましたが、2015（平成 25）年度以降は減少してきており、2022（令和 4）年度は 0 件でした。

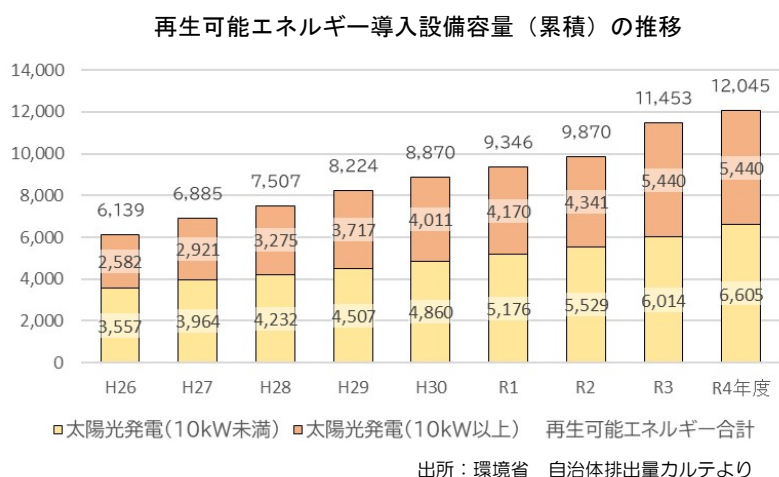


出所：環境省 自治体排出量カルテより

*FIT 制度（Feed-in tariff の略）は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

*FIP 制度（Feed-in Premium の略）は、制度の認定を受けた事業者等が、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電する制度。

- 2022（令和4）年度までの太陽光発電の累積設備容量は、10kW未満設備が6,605kW、10kW以上設備が5,440kWとなっています。発電電力量は10kW未満7,927kWh、10kW以上7,195kWhとなっています。
- この太陽光発電の発電電力量15,123kWhは、同年の市域の電気使用量である257,778MWhの約6%分に相当しています。



【再生可能エネルギーポテンシャル】

- 市域の再生可能エネルギーとして、現在の技術的水準で利用可能なポテンシャルを有するのは、太陽光発電と太陽熱、地中熱とされています。導入ポテンシャル量が最も多いのは地中熱ですが、コスト等の課題が多いため、太陽光発電が現実的な再生可能エネルギーとして位置づけられます。
 - 太陽光発電の最大の発電電力量は400,279MWhで、2022（令和4）年度における区域の電気使用量である257,778MWhの155.3%となっています。
- また、太陽光発電のうち建物の屋根や敷地内に設置可能な建物系の可能な発電電力量は255,565MWhであり、2022（令和4）年度における区域の電気使用量のほぼ全て（99%）に相当します。

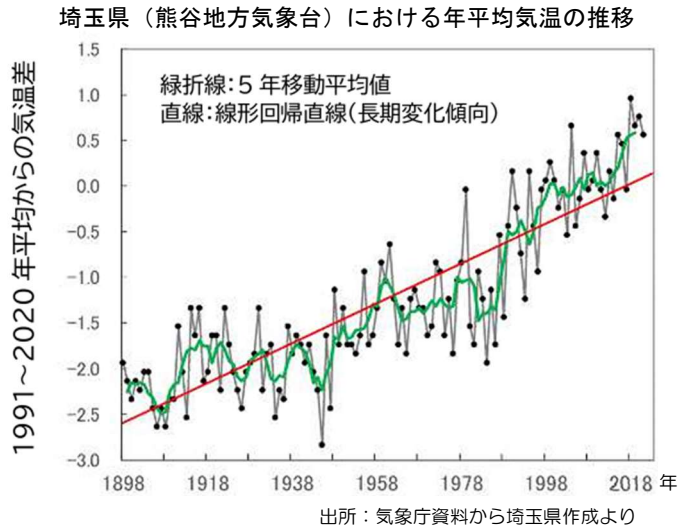
出所：環境省 REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）、自治体排出量カルテより

③ 気候変動の影響

埼玉県の気候変動適応計画に関する資料（埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版）より、北本市と関りが考えられる内容を示すと次のようになります。

【埼玉県の年平均気温の変化】

- 1898年から2021年までの気温上昇率は、100年換算で2.19°Cで、日本の平均気温上昇率1.28°Cより高くなっています。
- 猛暑日や熱帯夜の日数は、1982～1991年の猛暑日日数96日、熱帯夜日数51日から、2012～2021年は、猛暑日日数213日、熱帯夜日数167日と一貫して増加しています。
- 1時間降水量50mm以上の雨の年間発生量は、統計期間の最初の10年間（1979～1988年）と比べ約10%増加しています。



【埼玉県の気象変化の予測】

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書のシナリオを元に予測した県内の年平均気温は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ（SSP5-8.5シナリオ）で、現在（1995-2014年）の15.3°Cから平野部の大半の地域で約20°Cに達すること、比較的温室効果ガスの排出が少ないシナリオでも約17°C程度になることが予測されています。

【気候変動の影響】






- 農業分野では、近年、夏季の高温・乾燥等による様々な生理障害が米や野菜、果樹等において広く確認されるなど、今後、農業生産への影響の恒常化をはじめ、気温上昇による水稻等の収量・品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測されています。
- 水環境・水資源分野では、暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されています。
- 自然生態系分野では、元々日本の南に生息していた昆虫が近年県内で生息が確認されています。
- 自然災害分野では、今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測されており、洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加が懸念されています。
- 健康分野では、今後、更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されています。
- 県民生活・都市生活分野では、熱ストレスの増加により労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生すること、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することなどが懸念されています。

3 第二次環境基本計画の進捗状況と課題

第二次計画の進捗状況の把握に際して、計画全体での進捗状況については、長期目標ごとの重点取組としての協働プロジェクトの進捗状況を、参考指標の達成状況をもとに把握し、比較を行っています。また、長期目標ごとの施策の進捗状況については、施策ごとに第二次計画に掲げられた事業の実施状況を踏まえ、協働プロジェクトの参考指標の達成状況も考慮して整理しています。

(1) 計画全体の進捗状況

重点取組としての協働プロジェクトの進捗状況を、参考指標の達成状況を下記の視点次ページに整理しています。

記号	達成状況	備考
	目標達成	評価年度において、参考指標の目標を達成している指標
	改善傾向	評価年度において、参考指標の基準年度より改善、目標到達率が90%以上の指標、参考項目では基準年度より改善している指標
	変化なし	評価年度において、参考指標から見てほぼ変化が見られない。
	悪化傾向	評価年度において、参考指標が基準年度を下回り、悪化が見られるが、目標到達率が90%以上の指標
	大きく悪化	評価年度において、参考指標の基準年度を下回り、目標到達率が80%未満の指標。参考項目では基準年度より80%未満の指標
—	評価不能	参考指標設定後、早期段階で調査事業が変更になり評価不能の指標 なお、中間年であるR元年度以降まで指標が確認できる項目は含める

【全体の進捗状況】

- 「省エネ・創エネ エコライフプロジェクト」及び「ごみ減量・4R もったいないプロジェクト」からなる長期的目標Ⅱ『資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち』については、多くの参考指標が目標達成するなど、一定の進捗が見られます。
- 「雑木林・緑いきいきプロジェクト」からなる長期目標Ⅰ『自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち』では、改善傾向が見られる参考指標が3、変化なしが1、悪化傾向が1と、事業に係る指標では改善傾向や現状維持がみられる反面、緑被率などでは悪化傾向が考えられるなど、全体として進捗が遅れていると考えられます。
- 「きたもと環境の環プロジェクト」からなる長期目標Ⅲ『一人ひとりが輝く、環境の環をつくり広げるまち』では、変化なしが1、大きく悪化が3と、全体として進捗が低くなっています。少子高齢化の進展や計画期間内での新型コロナウイルス対策の影響などにより、指標とした活動団体数の減少などの影響が考えられます。
- まちづくり市民アンケート等の調査項目の変更に伴い、評価できない指標が多く、今後の指標設定が課題です。

協働プロジェクトの参考指標から見た進捗状況

分野	参考指標	当初値 (当初年度)	現状値 (現状年度)	令和7年 度目標値	進捗状 況	備考	
雑木林・緑いきいきプロジェクト	市全体の緑被率（※）	48.2% (H26)	48.2% (H28)	49%	☹️	H29年度以降実態調査なし (悪化傾向と考えられる)	
	市民1人あたりの都市公園面積	10ha (H26)	10.6ha (R6)	11ha	😊		
	市民緑地の指定地区と面積	地区数	4地区 (H26)	4地区 (R26)	5地区	😐	
		面積	20.4ha (H26)	20.3ha (R6)	20.5ha	😊	
	公園緑地の整備への満足度	-	-	45%	-		H27年度以降実態調査なし
	【参考】憩いの場・安らげる場としての公園についての満足度	75.4% (H27)	81.8% (R3)	目標なしH27 の75.4%以上	😊		参考項目：R3年度迄増加 R4年度以降実態調査なし
目標達成指標数					0		
もったいないプロジェクト ごみ減量・4R	市民一人1日あたりのごみ排出量	804g/人日 (H25)	769g/人日 (R5)	779g/人日	😊		
	市民一人1日あたりの家庭ごみ排出量（資源除く）	510g/人日 (H25)	517g/人日 (R5)	470g/人日	☹️		
	事業系ごみ排出量	3,578t/年 (H25)	3,519t/年 (R5)	3,570t/年	😊		
	資源循環型の環境にやさしいまちづくりへの満足度	29.1% (H26)	-	40%	-		H27年度以降実態調査なし
	【参考】4Rの推進に関する取組の平均実践項目数	5.48% (H27)	5.7% (R3)	目標なしH27 の5.48%以上	😊		参考項目：R3年度迄増加 R4以降実態調査なし
	目標達成指標数					2	
省エネ・創エネエコライフプロジェクト	市域における温室効果ガス排出量（H25年度比▲18%）	327.6千t (H25)	235.7千t ▲28%(R4)	268.6 千t-CO ₂	😊		
	市の施設における温室効果ガス排出量（H29年度比▲3%）	3,883t-CO ₂ (H29)	3,314t-CO ₂ ▲15%(R5)	3,767t-CO ₂	😊		
	公用車の低公害車導入率（九都県市指定）	77.1% (H26)	86.5% (R6)	85%	😊		
	太陽熱温水器、太陽電池パネル、家庭用燃料電池などを設置する市民の割合	7.4% (H26)	-	15%	-		H27年度以降実態調査なし
	【参考】省資源・省エネ・再生可能エネルギー製品を使用している世帯の割合	-	-	目標なし	-		H27年度以降実態調査なし
	目標達成指標数					3	
きたもと環境の環境プロジェクト	環境関連の民間団体活動支援数	7団体 (H26)	5団体 (R5)	10団体	☹️	H26の7団体より減少	
	アダプトプログラム登録数	19団体 (H26)	19団体 (R5)	25団体	😐	H26の19団体と変わらず	
	環境保護に関する問題についての市民の関心度	87.8% (H26)	-	95%	-		H27年度以降実態調査なし
	【参考】ボランティアや市民公益活動に参加した市民または参加してみたいと思う市民の割合	29% (H27)	20% (R3)	29%	☹️		参考項目：R3年度時点 R4以降調査なし
	環境保護活動に積極的に参加する市民の割合	5.7% (H26)	-	10%	-		H27年度以降実態調査なし
	【参考】地域活動に参加している市民の割合	51.8% (H27)	29.6% (R3)	目標なしH27 の51.8%以上	☹️		参考項目：R3年度時点 R4年度以降実態調査なし
目標達成指標数					0		
全体	😊 5指標	😊 4指標	😐 2指標	☹️ 2指標	☹️ 3指標	-	評価不能は6指標で、まちづくりアンケートの調査項目変更に伴い評価不能

注（※）：参考指標「市全体での緑被率」については、平成28年度以降実態調査はなく「評価不能」ですが、令和5年1月1日現在の地目別面積では山林面積が平成27年比で▲10%以上減少しているため、ここでは悪化傾向として検討。

(2) 長期的な目標ごとの施策・事業の進捗状況

長期的な目標ごとの施策の進捗状況について、施策ごとに第二次計画に掲げられた事業の実施状況について、環境政策に係る年次報告書の結果を踏まえ、下記の視点で事業の実施数を把握しています。

施策・事業の実施状況	内容
継続実施	第二次計画に掲載事業で、毎年度継続して実施しているもの 新型コロナウイルス対策による一時中止も含む
終了中止	計画期間内に事業が終了や中止になったもの
変更追加	事業変更や関連計画策定に伴い追加や変更になったもの
未実施	未実施事業（一部検討等も含む）

① 長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造	5	15	9	5	0	1	自然調査の推進
1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造	3	8	6	1	0	1	生物多様性保全行動指針の作成と推進
1-3 豊かな農地の保全と創造	4	11	10	1	0	0	
1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造	5	14	14	0	0	0	
計	17	48	39	7	0	2	

- 39 事業のうち 8 割以上の事業については、毎年度継続して実施しています。
- 管理団体の解散や事業終了等により他の事業に含まれ終了中止になったものは 7 事業、現在調査や検討中であるが基本的に未実施のものは 2 事業となっています。

【取組の課題】

- 第二次計画で取組が進んでいない自然調査の実施や生物多様性保全行動指針の作成と推進について、新たな社会情勢を踏まえ実施していく必要があります。
- 本市の特性である雑木林等の緑や水辺の自然の保全・再生、資源としての有効活用を図りつつ、気候変動の緩和や適応などの諸機能の向上を図り、グリーンインフラとしてまちづくりと一体的に整備・活用し、継承していく必要があります。
- 開発に伴い山林や農地の減少が進んでおり、緑豊かな都市として緑の保全・創出が課題です。
- 地形的特徴から洪水等の自然災害が発生しにくい地域ですが、今後、気候変動の影響の回避・軽減に向けて、緑や水辺の諸機能の保全・向上を図っていくことが重要です。

- 農地は、農産物や特産品の生産・供給の場として大切な役割を果たしているほか、緑豊かな里地景観や自然とのふれあいの場ともなっています。また、水源涵養や生物生息環境、災害時のオープンスペース、CO₂固定等の多面的機能を有しています。このため、環境にやさしい農業の普及と農地の保全・管理、耕作放棄地の有効活用が課題です。
- 身近な場所に雑木林や公園緑地などがあり、整備や維持管理が進められ、市民の緑とのふれあいに対する満足度は増えていますが、今後、開発等による減少、高齢化社会の進展等に伴い適切な維持管理が課題となっています。
- 外来生物対策の推進など、良好な生態系の保全・再生を図っていく必要があります。
- 鳥獣被害の拡大が懸念されるなど、被害防止に向けた普及啓発と対策が求められています。

② 長期的な目標2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

ア 生活環境の保全

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持	4	18	17	2	0	0	
2-2 騒音・振動・悪臭の防止	3	3	3	0	0	0	
計	7	21	20	2	0	0	

- 21 事業のうち、ほぼ全ての事業は毎年度継続的に実施されています。
- 計画期間中に事業が終了したものは2事業で、大気中の放射性物質測定及び給食提供食材の放射能検査で、当初目的が達成したため終了となっています。

【取組の課題】

- 大気・水・土が汚染されず、自然がより良好な状態で維持され、安全・安心で健康に暮らせる環境は最も基本的な条件です。そのため、大気・水・土環境の状況を継続的に監視し、汚染リスクを回避していくことが必要です。
- 地球温暖化が進行している今日、気候変動に伴う災害や健康被害、生態系や農業への影響など気候変動リスクの回避・軽減を図っていくとともに、広域的な環境汚染対策や有害な化学物質などからの環境リスクの回避・低減を図り、安全・安心で、健康に暮らせる生活環境の確保を図っていく必要があります。

イ 循環型社会

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-3 4R(ごみの減量・資源化)の推進	2	9	9	0	※1	0	※プラスチック資源循環等
2-4 廃棄物の適正処理の推進	2	6	5	1	※1	0	※食品ロス対策の追加等
計	4	15	14	1	※2	0	

- 15 事業のうち 14 事業で毎年度事業を継続実施しています。
- 計画期間中に事業が終了したものは 1 事業で、給食残菜の堆肥化を実施していた小学校で取組が終了したことによります。
- 令和 4 年に一般廃棄物処理基本計画が見直しになり、食品ロス削減推進計画が策定されるなど、新たな取組が追加されています。

【取組の課題】

- 市民の分別・資源化への協力により、一人 1 日当たりのごみ排出量は目標を達成していますが、資源ごみを除く家庭ごみ排出量は未達成となっています。住宅都市であるため、今後、持続可能な地域社会の実現に向けて、家庭ごみの一層の減量・資源化を進めていくとともに、ごみ処理量削減を図っていくことが課題です。
- 食品ロス対策による食材・食品の無駄を減らしていくとともに、生ごみの減量を図っていくほか、プラスチックごみの減量・再生資源化(再生可能資源活用を含む)を進めていくとともに、4Rの普及促進と推進に向けたしくみづくりが課題です。
- 再生利用率は 32.7% (R3 年度) で県内市町村の中でも上位に位置しますが、引き続き分別の徹底によるリサイクルを推進していく必要があります。
- 循環型社会を実現していくためには、ごみの再生可能資源化や事業者の再生可能資源活用製品の活用・提供・回収などの取組が重要になっています。そのため、国及び県、地域が一体となって循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を図っていくことが課題です。

ウ 低炭素社会

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
2-5 賢いエネルギー利用の推進	4	7	6	1	0	0	
2-6 環境にやさしいまちづくりの推進	3	3	1	1	1	0	
計	7	10	7	2	1	0	

- 10 事業のうち7事業が毎年度事業を継続実施しています。
- 事業が終了したのは2事業で、電気自動車急速充電器に係る事業で、管理事業者による機器の維持管理が困難になり撤去・終了。また、自転車利用環境に係るシェアサイクル実証実験が令和6年10月に終了しました。
- 地球温暖化対策に係る事業は、令和5年に地球温暖化対策実行計画の策定に伴い、事業が検討され進められており、本計画と一体となって進めていくことにしています。

【取組の課題】

(ゼロカーボンシティの実現に向けて)

- 市域からのエネルギー起源温室効果ガス排出量は、2012（平成26）年度をピークに減少傾向にあります。再生可能エネルギーによる電力の温室効果ガス排出係数の低下や省エネ対策の普及などによるものと考えられます。
- 市ではゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向けた2030年度排出量の2013年度比46%削減を目指しています。その実現に向け、産業活動や生活の質の維持向上を図りつつ、各分野での一層の排出量削減が求められています。
- 市・市民・事業者・民間団体それぞれが主体的に、気候変動・温暖化への理解を深め、脱炭素社会の実現に向けた取組を実践し、行動変容を図っていく必要があります。
- 省エネの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用、吸収源対策など環境にやさしいまちづくりに向け、市・市民・事業者・民間団体が連携・協力し、対策の相乗効果を高めていくなど、総合的に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくことが重要です。

(気候変動への適応に向けて)

- 国内各地では豪雨災害や強風被害などの自然災害をはじめ、熱中症緊急搬送患者数の増加など、様々な影響が発生しています。本市でも、気候変動に伴う極端な気象現象の影響や被害、気温上昇に伴う熱中症や健康被害、農作物生育障害や害虫被害などの拡大も懸念されます。
- このため、市内で気候変動の影響と考えられる事象等を収集し、市民等に提供していくとともに、早い段階から適応策について検討し、まちづくりと一体となって影響の回避・軽減を図っていく必要があります。

③ 長期的な目標3 一人ひとりが輝く、環境の環(わ)をつくり広げるまち

【施策・事業の実施状況】

施策の方向	掲載施策数		事業実施数				備考 (未実施事業の内容など)
	施策	事業	継続実施	終了中止	変更追加	未実施	
3-1 環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進	3	5	2	0	3	0	事業活動での環境配慮が市民と一体として実施
3-2 環境教育・環境学習の推進	3	6	5	0	0	1	環境リーダーなどの育成支援
3-3 環境を守り・育てる 市民の環づくりの推進	3	6	4	1	0	1	
3-4 環境情報の充実と提供・共有化の推進	2	7	7	0	0	0	
計	11	24	18	1	3	2	

- 24 事業のうち 18 事業が毎年度事業を継続実施しています。
- 日常生活及び事業活動での環境配慮の普及・促進における市民・事業者ごとに掲げられていた節電コンテスト等の事業は、環境ポスター・標語コンクールとして一体化実施のため、3 事業が変更になっています。
- 終了した事業は、城ヶ谷堤桜保存活動への支援事業が終了しています。また、未実施の事業は、環境リーダーなどの育成支援と「(仮称)きたもと環境ネット」の構築の2 事業となっています。

【取組の課題】

- 少子高齢化の進展、社会情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、ボランティア活動への自発性や活動による自己実現の方法の多様化するなど、全国的にも、環境保全活動への参加者の減少傾向が見られます。
- 環境問題の解決策が身近な取組から地球規模の取組へと変化するなど、個人の活動の成果が見えなくなっていることも原因の一つと考えられます。
- 環境教育・環境学習については、環境への理解醸成や環境保全活動への参加意欲を向上させる上で重要であり、地域社会や事業所の理解と協力が不可欠です。また、活動を進め、補佐する団体や人材の育成と支援が重要になっています。
- 第二次計画で取組が進んでいない環境リーダー育成や(仮称)きたもと環境ネットの構築・環境交流の促進について、社会情勢を踏まえた取組のあり方を検討し、対応を図っていくことが必要です。
- 環境保全のみならず、様々な分野の活動と連携し、多様な視点から活動することができ、活動による成果(社会貢献の成果及び参加者自身の自己成果など)が得られるよううなしくみづくりが課題です。

【今後の課題】

長期的な目標1の実現に向けて

- 北本市の貴重な自然資源である雑木林・緑の減少を防ぐために、上尾道路の整備や住宅開発について自然環境と生活環境の調和を取り、計画的に推進する必要があります。
- 国・県が進める「自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現」に向けては、現存する自然資源の保全・再生を積極的に図り活用していくとともに、市民や事業者が所有する屋敷林や雑木林をはじめ、公園緑地等の緑の保全と維持管理、緑化等緑の創造を図っていくしくみづくり重要になっています。
- 雑木林・屋敷林、農地などの緑が果たしている地域の気候緩和や防災機能、雨水保水、生物生息環境や景観保全、森林セラピー・レクリエーション機能、CO₂吸収・固定などの諸機能の向上と活用など、グリーンインフラとして、ゼロカーボンシティや循環型社会づくりと一体となって整備を進め、市民が安心・安全で快適に暮らせる持続可能な社会を目指します。

長期的な目標2の実現に向けて

- 第二次計画の参考指標としては取組が進んできていますが、気候変動・温暖化の進展、食品ロス対策、マイクロプラスチックや有害物質による環境汚染等の環境リスクの増大など、持続可能な社会の実現に向けた取組の推進が課題となっているほか、実現目標が高く設定されています。
- 市では 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指したゼロカーボンシティ宣言を行い、地球温暖化対策実行計画を定め、国・県と整合を図り、温室効果ガス排出量削減目標を見直しました。今後、その実現に向けて一層の省エネの徹底と再エネの最大限活用を図っていくなどの取組を進めていきます。
- 熱中症危険アラートの発生回数の増加、豪雨災害の多発など、気候変動リスクへの対応が急務となっており、気候変動への適応を図っていく必要があります。
- 緑の保全・創造による都市気候の緩和やプラスチックごみ等の焼却に伴う温室効果ガス排出削減など、関連する分野との連携や社会全体での循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進し、総合的に対策を進めていく必要があります。

長期的な目標3の実現に向けて

- 第二次計画の参考指標としては最も進捗が遅れています。少子高齢化の進展や新型コロナウイルス以降の市民等の価値観やライフスタイルの多様化、急速に変化する社会情勢などへの柔軟な対応が求められています。
- 環境教育・環境学習や環境保全活動など、従来の環境分野の取組だけでなく、他の分野の学習や活動と一体となった取組の展開が必要になっています。
- 地球温暖化対策や循環型社会の実現をはじめ、地域の自然環境の保全・創造に向けては、今後、事業者の取組や活動が一層重要になっています。そのため、一層の連携強化と交流の活性化を図っていく必要があります。

第4章 計画の基本的事項

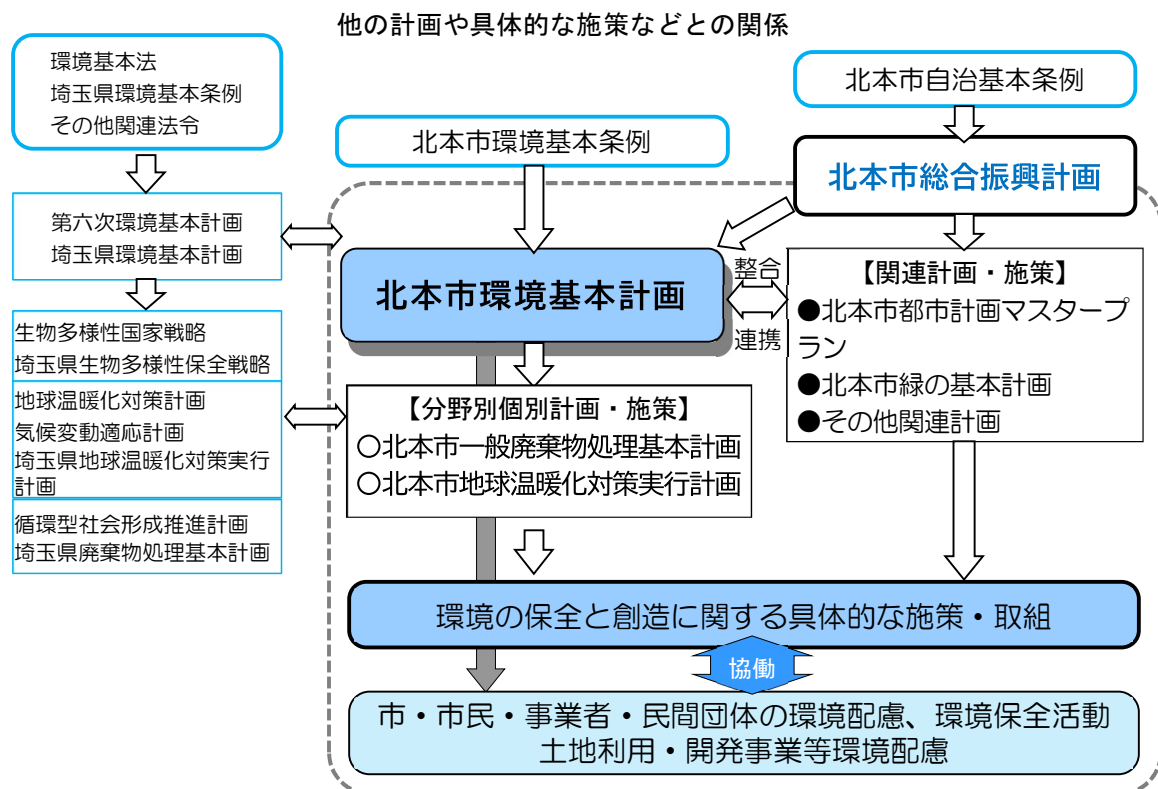
1 環境基本計画の役割

(1) 計画の役割と位置づけ

本計画は、北本市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。また、環境基本計画は、北本市の環境行政の基本となるもので、北本市総合振興計画の環境面について、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

そのため、次のような役割を果たしていくものとします。

- ①環境の保全と創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ②環境の保全と創造に関する施策とその総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにし、環境分野に係る個別計画及び北本市都市計画マスタープランなどの諸計画と連携し、効果的に進めていきます。
- ③北本市環境基本条例で定められた、市・市民・事業者・民間団体それぞれの責務に基づき、環境負荷の低減に向けたそれぞれの取組及び協働による環境の保全と創造に関する取組を明らかにし、推進します。
- ④環境の保全と創造に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにするなど環境基本計画の進行管理の体系を示します。



本計画は、環境の保全と創造に関する最も基本となる計画です。一方、北本市のまちづくりを進めるために、北本市総合振興計画を中心に、北本市都市計画マスタープラン・北本市緑の基本計画をはじめとする基本構想や基本計画があります。これらの計画の見直しや策定をはじめ、市が行う全ての施策の策定や実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ります。

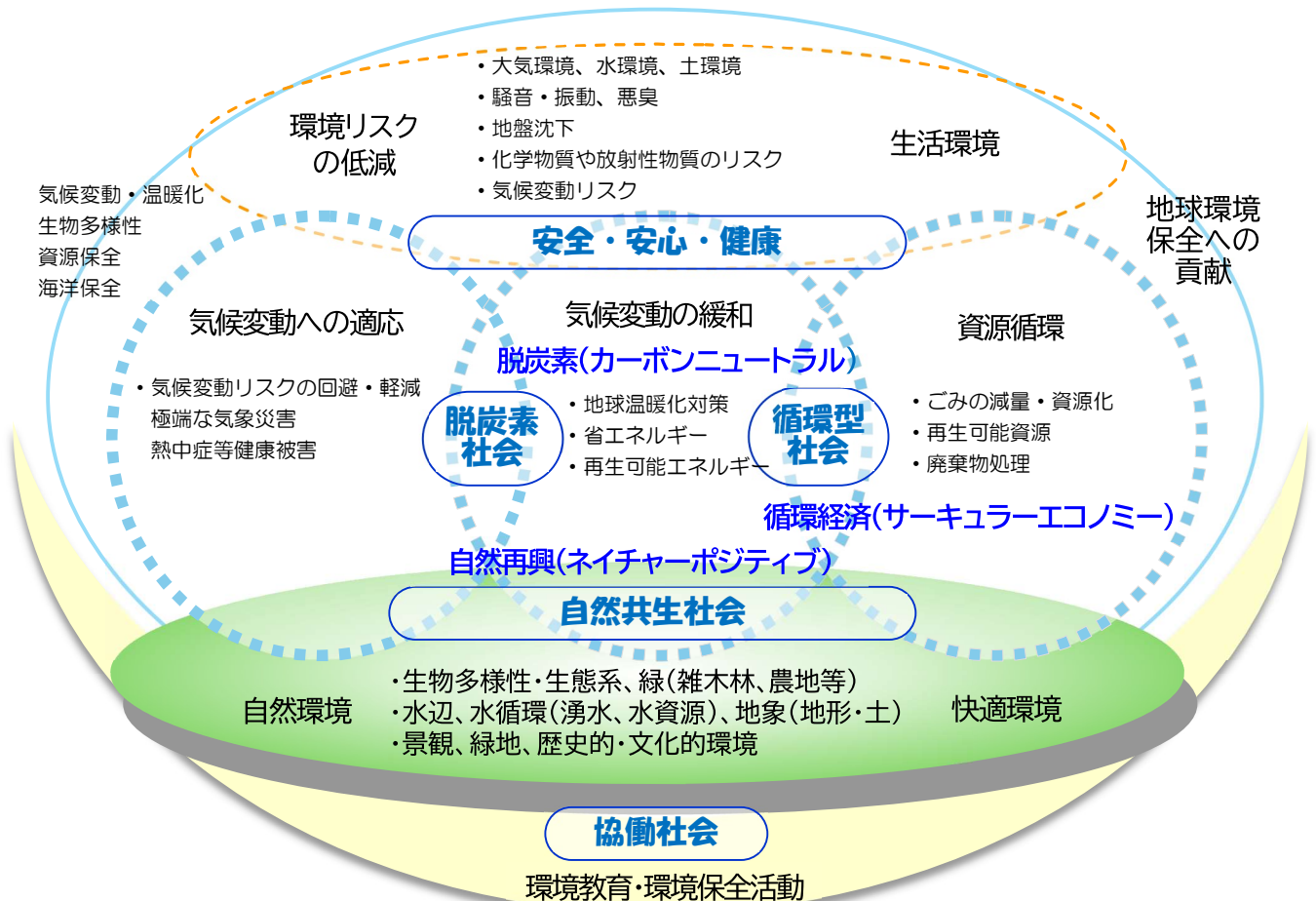
また、北本市が実施する市街地整備や施設整備に際しては、計画立案などの早い段階から、本計画が掲げられる環境の保全と創造に関する目標の実現に向けた環境配慮の実施と対策を図っていきます。開発等事業者には、本計画に基づく自主的な環境配慮と対策の実施をお願いしていきます。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とします。なお、社会情勢や環境が大きく変化した際には必要に応じて見直していくものとします。

(3) 計画の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

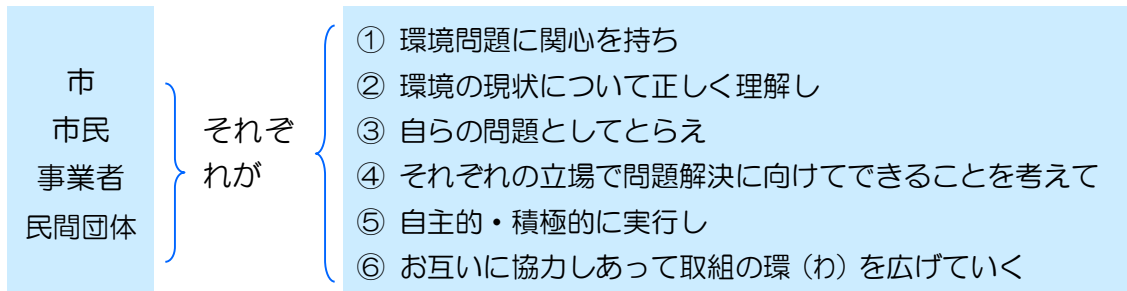


2 協働の環境づくりに向けて

～市・市民・事業者・民間団体の責務と役割～

都市・生活型公害や廃棄物、地球温暖化など、近年の環境問題はその多くが私たちの日常生活や事業活動に原因があるため、解決への取組は複雑化しており、環境問題は市や県などの取組だけでは対応できません。

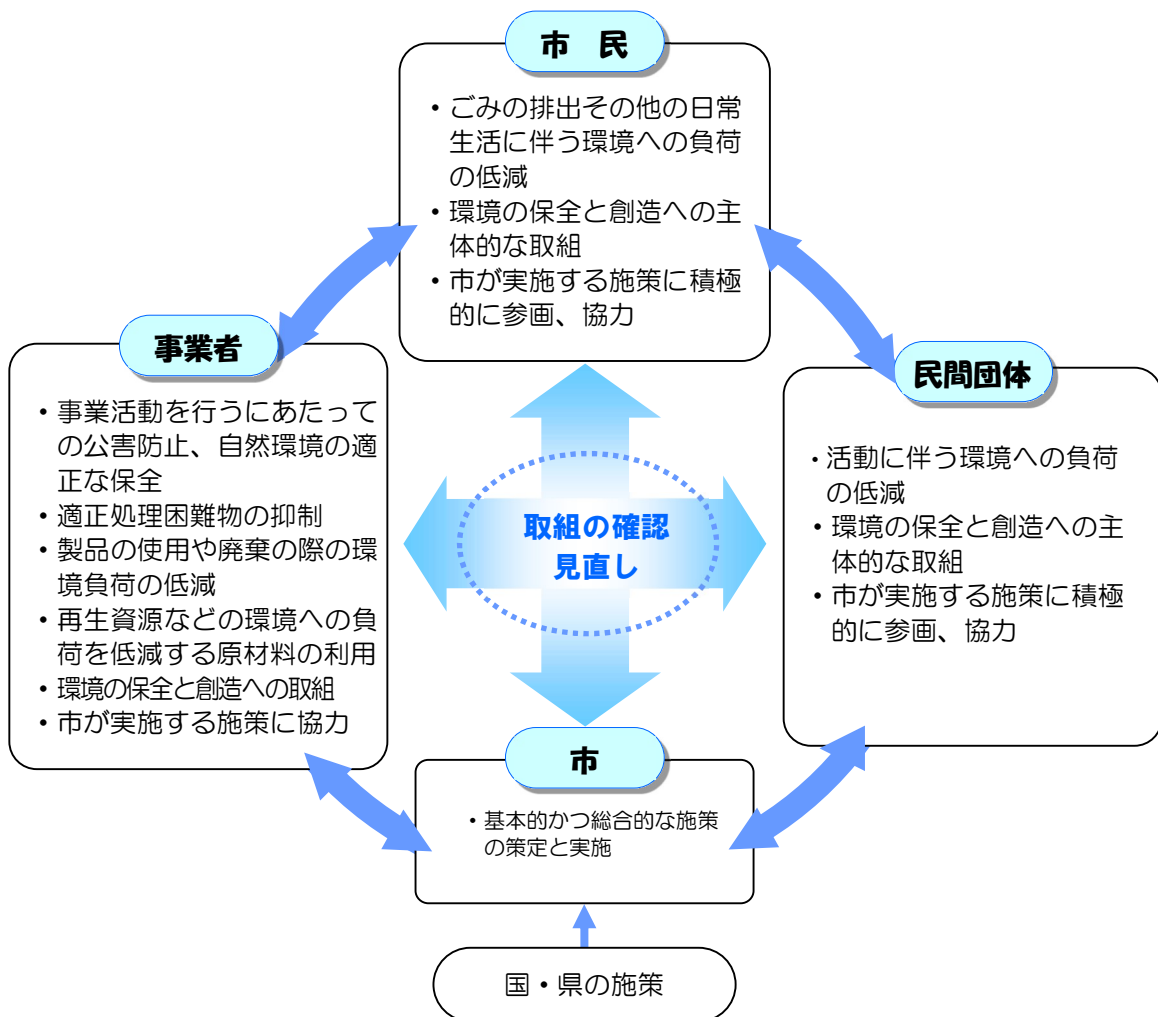
市が率先して環境の保全・創造や環境負荷低減などのための取組を行うことはもちろん、



ことによって、環境意識の高いまちを目指し、実践していかなければなりません。

北本市環境基本条例は、環境の保全及び創造についての市・市民・事業者・民間団体の責務を下図のように定めています。

市・市民・事業者・民間団体の責務



環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた取組など、協働による環境づくりに向けて、市・市民・事業者・民間団体は、北本市環境基本条例が定める責務を踏まえ、それぞれの立場から次の役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市の役割

① 施策の調整及び財源の確保	<p>環境分野の取組は、多様な分野と密接に関連しているため、施策の推進にあたっては関連する施策との相乗効果が発現できるよう関係部局との調整を図ります。</p> <p>施策の推進のための財政的措置や財源等の確保に努めます。</p>
② 公共事業実施における環境保全への取組	<p>実施する公共事業は、自然環境の改変や廃棄物の排出、資源・エネルギーの消費などを伴う場合があり、環境へ少なからず影響を及ぼします。</p> <p>事業の実施にあたっては、環境への配慮を優先的に進めるとともに、事業の立案、計画段階から土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた配慮と環境影響を評価し、環境の保全と創造、環境負荷低減のための対策を行います。</p>
③ 市の率先行動の推進	<p>環境マネジメントシステムに基づいて、市の施設や事業における電気・ガス・水道などの資源・エネルギーの利用実態を把握し、環境負荷の低減に向けた方針と目標、対策を定め、公表し、その達成に向けた取組を率先して実行していきます。また、市職員のモラルの向上を図っていきます。</p>
④ 環境情報の提供と情報交換	<p>環境の現状を調査し、市民・事業者・民間団体が環境問題を正しく理解し、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組を自主的に行えるよう必要な情報を公開・提供します。</p> <p>また、市民・事業者・民間団体からの情報や意見を収集・整理し、市が行う環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に役立てます。</p>
⑤ 市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動	<p>市民・事業者・民間団体が環境問題に関心を持ち、自らの問題であるとしてとらえることができるよう環境教育・環境学習を進め、自然観察会や緑化活動、環境美化活動などによる環境意識の普及・啓発を進めていきます。</p> <p>また、環境問題解決に向けて行動するための具体的な環境配慮情報（行動指針）の提供を進め、それぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組ができるよう支援を進めます。</p>
⑥ 参加と合意形成の場づくり	<p>市民や事業者が、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に自主的に参加・交流できる機会づくりを進め、市・市民・事業者・民間団体が公平な役割分担の下、協力しあうために行うために、お互いに話し合う場を設けます。</p>
⑦ 事業者の環境配慮の促進	<p>事業者に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減などに配慮した事業活動に向け、関連する法律・条例の周知など情報提供や環境配慮の取組を支援します。</p> <p>土地利用及び開発等に際しては、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮と対策を促進します。</p>

(2) 市民の役割

① 日常生活における環境への配慮	日常生活が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには日常生活の上でどのような点に気を付ければよいか考え、身近なところから自主的・積極的に取り組みます。
② 環境意識の向上	市や民間団体等が公開・提供する情報を活用して、環境問題や環境の現状、取組状況についての知識や理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のためにできることから実践します。
③ 環境教育・環境学習への積極的な参加	市や民間団体等が開催する自然観察会などの環境教育・環境学習に積極的に参加します。
④ 環境保全活動への積極的な参加・協力	雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行うボランティア活動などに積極的に参加・協力します。
⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加・協力	緑化活動や環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する普及・啓発活動などに積極的に参加・協力します。

(3) 事業者の役割

① 事業活動における環境への配慮	<p>事業活動が環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、事業活動の上でどのような点に気を付ければよいか考え、自主的・積極的に実行します。</p> <p>あわせて、企業の社会的貢献の一環として、地域や民間団体が行う環境保全活動や普及・啓発活動へ積極的に参加します。</p> <p>また、環境マネジメントシステムなどの導入と推進・実行を図り、環境の保全と創造、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>土地利用及び開発等に際しては、関連法令の周知に努めるとともに、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づき、計画段階からの環境配慮を進め、建設や施設利用・操業時での環境負荷の低減に努めるとともに、地域の自然に配慮した緑化対策など自然環境の保全・再生・創出に努めます。</p>
② 環境意識の向上	市や民間団体が公開・提供する情報を活用し、環境問題や環境の現状、取組状況などについて理解を深め、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための行動に活かします。
③ 環境教育・環境学習への積極的な参加	環境保全研修などの環境教育や環境学習に積極的に参加します。また、従業員の環境意識の教育や環境学習を進め、環境意識の向上に努めます。
④ 環境保全活動への積極的な参加	雑木林の管理やごみの減量など、民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために行う活動に積極的に参加・協力します。
⑤ 普及・啓発活動への積極的な参加	緑化活動・環境美化活動など、市や民間団体等が環境の保全と創造、環境負荷の低減のために実施する活動などに積極的に参加・協力します。

(4) 民間団体の役割

① 環境情報の提供と情報交換	民間団体は、環境に関する調査結果や情報、団体の取組・活動状況、環境の保全と創造、環境負荷の低減に向けた知見など、市に対して情報提供や提言を行います。
② 環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための活動の推進	雑木林の維持管理やごみの減量・リサイクル活動をはじめ、緑化活動・環境美化活動、ナショナルトラスト活動など、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための活動を進めます。
③ 市・市民・事業者・民間団体に対する普及・啓発活動	市・市民・事業者・民間団体に対して、環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組や催しなどの普及・啓発活動を行います。 また、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの立場から環境の保全と創造、環境負荷の低減などのための取組ができるよう、積極的に市に提言を行います。
④ 環境保全活動への積極的な参加・協力	市民が環境の保全と創造、環境負荷の低減のための取組に自主的に参加できる機会を企画・開催するほか、市が開催する催しなどに参加・協力します。

3 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進に向けて

本計画の推進及び進行管理にあたって、北本市環境基本条例が定める環境の保全及び創造に関する施策を進めていくための事項に基づいて、次のような推進方策を講じます。

① 財政措置・助成措置

本計画に掲げる施策を進めていくため、必要な財政措置を図るものとします。また、市民・事業者・民間団体による環境に配慮した措置に対しては、必要で適正な助成措置を行うための制度の導入を検討していきます。

② 環境調整会議

本計画に掲げる施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、庁内の横断的組織として副市長及び部長職で構成する北本市環境調整会議を組織し、環境施策について次の事項の総合調整を行います。

- ・環境基本計画の策定及び変更
- ・環境の保全及び創造に関する施策

③ 環境審議会

環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会となっており、本計画の適切な進行管理に向けて作成された「年次報告書」等について審議を行います。

④ 国・県との協力

地球環境問題をはじめとする広域的な取組が必要とされる施策に対しては、国・県と連携・協議して施策の推進を図っていきます。

⑤ 他の地方公共団体との協力

近隣の地方公共団体と共通する課題や地球環境問題など、広域的な取組が必要とされる施策に対しては、近隣の地方公共団体と協力して取組を進めていきます。

⑥ 協働による重点施策の展開

雑木林の保全・整備・管理、地球温暖化対策などの重点施策の推進と実現にあたっては、市の取組だけでは、財政的・人材的にも困難です。このため、重点施策の検討・立案・実施にあたっては、市民・事業者・民間団体と相互に協力し合い、幅広い人々との連携と協力を得ながら進めていくことが必要です。

こうした連携と協働による環境保全の取組を進めていくため、市民・事業者・民間団体との環境交流の環（わ）を広げる取組を進めます。

⑦ 市職員を対象とした環境研修の実施

市職員は、市民等との協働による取組を効率的に推進していく上での重要な役割を果たします。そのため、市職員を対象とした環境研修を定期的開催し、環境保全意識の高揚と協働の取組を進めていきます。

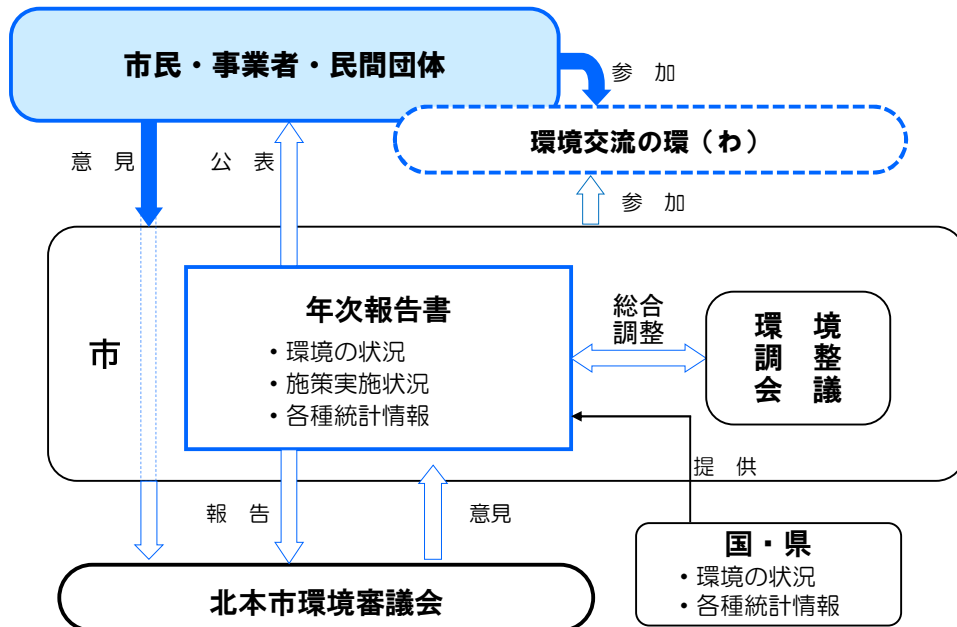
⑧ 土地利用・開発事業等における環境配慮の促進と環境配慮情報の充実・提供

土地利用に係る開発や整備等の事業の立案・計画段階からの自主的な環境配慮と事前調整のためのしくみや制度・体制づくりに努め、より適切で効果的な環境利用を進めていきます。

(2) 進行管理の方法

本計画に掲げた目標を実現するため、目標の達成や施策の実施状況など計画の進捗状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて事業等を見直していくなど、進行管理が大切です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表により行います（下図参照）。本計画に示された目標などについての環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。



第5章 計画がめざしていく環境の姿

1 望ましい環境像

本計画では、北本市総合振興計画の将来都市像である「緑にかこまれた健康な文化都市」を環境面から実現していくため、計画が目指していく望ましい環境像を市・市民・事業者・民間団体の共有の北本市の環境のあるべき姿として掲げ、その実現に向けた取組を積極的に進めていきます。

本計画では、第二次計画で掲げた望ましい環境像を継承していきます。

望ましい環境像

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

私たちが暮らす北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。

緑豊かな身近な自然が、空気や水をきれいにし、湧水や湿地などの水辺環境や多様な動植物の生育・生息環境を育み、四季折々の変化に富んだ風景を私たちにもたらしめています。また、気候変動による気温上昇を抑制し、快適な生活環境を保全するとともに、気象災害の緩和や災害時のオープンスペース等として、様々な役割を果たしています。さらに、こうした本市の身近な自然の恵みや潤いとのおふれあいを楽しみ、資源として暮らしや産業に活かしていくことにより、持続可能な地域社会の構築や生活の質をより高めていくことができます。一方で、身近な緑豊かな環境も、経済・産業構造や生活様式の変化、高齢化の進行に伴い、利用されずに放置されたり、市街地や道路整備、住宅開発、相続等により転換されたりと大きく減少し、今後も減少が危惧されています。

さらに、私たちの今日の便利で物質的に豊かな暮らしは、化石燃料などのエネルギーや天然資源、化学物質を大量に消費し、排気や排水、廃棄物などとして大量に環境中に排出する社会構造により成り立ってきました。その結果、気候変動・温暖化や生物多様性喪失、資源の枯渇や食品ロス、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、地球規模や地域環境に様々な影響を及ぼしています。

私たちは、こうした環境の実情を知り、緑や生物多様性が有する恵みや役割を学び、活かし、自然再興を図っていくとともに、循環経済への移行による循環型社会や脱炭素社会など、環境への負荷の少ない持続可能な地域をつくり、現在を生きる私たちや将来の世代が安全・安心して、暮らせる環境を継承していくことが求められています。

そして、市・市民・事業者・民間団体がそれぞれの役割を自覚し、積極的に行動していくとともに、協働して環境の保全と創造に向け取り組んでいく必要があります。

2 環境像実現に向けた長期的な目標

「望ましい環境像」の実現に向け、本計画では第二次計画の長期的な目標を継承しつつ、次の3つの長期的な目標を定め、関連する施策を総合的・計画的に進めていくことにします。

あわせて、長期的な目標に関連するSDGs（持続的開発目標）を配置し、本計画の取組を展開していくことにより、SDGsの推進に貢献していくものとします。

望ましい環境像と長期的な目標



3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
(自然共生社会の形成に向けて)					
長期的な 目標1		自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち			

本市は、武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれてきました。自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神に安らぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産です。私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

持続可能な世界の構築には、それぞれの地域が持続可能となっていること、それを支える地域の自然が健全な状態で維持されていることが基本です。

反面、こうした貴重な財産である自然環境も、住宅地開発や市街地拡大等により民有地の緑地が大きく減少してきたほか、高齢化の進展に伴い維持管理が困難で放置されたり、相続等に伴い転用されたりする樹林地や農地も多く、今後の課題となっています。

本市の里地里山環境は、森林セラピー基地に認定され、セラピーロードが整備されています。また、&green food 事業による北本野菜のPRや農産物の地産地消の取組など、様々な取組が進められてきています。

このため、こうした取組や気候変動・地球温暖化対策、生物多様性保全、循環型社会の取組などを一体的に進め、本市の持続可能なまちづくりの基盤である自然環境の保全、自然の恵みの再生・活用を進めるなど、グリーンインフラとしての整備や新たな価値の創出を進め、自然再興を目指します。

トピックス

生物多様性に関する解説やイメージ

北本市の雑木林、屋敷林、水辺などのイメージや写真など

※「3 施策の体系」を見開き
にするため

※委員の意見にあったように、
脱炭素・資源循環が中心に見
え、自然が少ないと感じてい
るイメージを解消するため、

※団体や市の取組の紹介、写真
などを入れた方が良い



日常生活や事業活動に欠くことのできない電気・ガス、自動車の利用は、化石燃料の燃焼等により、二酸化炭素や二酸化窒素などを環境に排出し、大気汚染や地球温暖化の大きな要因となっています。

そして、気候変動・温暖化の影響は、地球規模だけでなく私たちが暮らす北本市にも、自然災害の発生や熱中症などの健康被害、生態系や農作物への影響などを及ぼしてきています。また、ごみ排出量は減少傾向にありますが、その処分のためには広域処理や多くの費用が必要になっているほか、プラスチック資源循環や食品ロス対策などの新たな課題への対応が求められています、

さらに、私たちの身の回りで大量に使用されている化学物質には、私たちの健康や将来世代への影響が心配されている有害物質を含むものがあり、こうした環境リスクからの安全・安心の確保を図っていく必要があります。

気候変動・温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染などの地球環境から地域の環境問題は、今日の経済性・利便性や快適さ、物質的な豊かさを追求する私たちの生活や事業活動、資源・エネルギーの大量消費・廃棄型の社会システムに起因しています。

こうした社会システムをより環境への負荷の少ないしくみに移行していくとともに、私たち一人ひとりが生活を楽しみながら、資源・エネルギーの有効利用や再生可能なものへと替えていくなど、ライフスタイルを見直していく必要があります。また、こうした取組や行動を支える環境にやさしいまちづくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

本市では、2022（令和4）年に「緑にかこまれた健康な文化都市」として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すために、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

こうした情勢を踏まえ、日常生活・事業活動に伴う環境負荷の低減及び環境汚染などの様々な環境リスクの回避・低減を図り、安全で安心して暮らし続けられる持続可能なまちの形成を目指します。

そのため、「ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）」を目標に、気候変動の緩和と適応に向けた取組の推進に努めます。あわせて、資源の保全と循環利用がされる「循環型社会」を目指し、ごみの減量・資源化、再生可能資源が活用される社会の形成に向けた取組を一体的に進めていきます。



（協働社会の実現に向けて）

一人ひとりが環境を意識し、環境の環(わ)をつくり広げるまち

長期的な
目標3

地球温暖化や生物多様性の喪失、環境汚染、資源の枯渇や廃棄物などの今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動などに伴う環境負荷に起因しています。環境負荷の増大は、私たちの生活や活動を支えている地域環境にも様々な影響を及ぼしているほか、地球規模の環境問題までに発展し、人類の生存を脅かす地球規模の環境問題にまで広がっています。

こうした環境問題の解決に向けては、その主体である私たち一人ひとりが、日常生活や事業活動などに伴う環境負荷とその影響について考え、それぞれが実践できることから環境負荷の低減に向けた行動を実践していく責務があります。



そのためには、私たち一人ひとりが、環境について学び・考え、日常の生活や事業活動を環境にやさしいものへと改善し、環境の保全と創造や環境負荷の低減に向けた行動を積極的に進めていくこと大切です。

また、こうした取組を一層効果的なものにしていくためには、市民一人ひとりの環境について学び・知り・行動する機会（環境学習機会）の充実と行動の促進、市・市民・事業者・民間団体など各主体の相互理解と連携・協力、活動の環づくりが不可欠になっています。その実現に向け、子どもの頃からの環境教育や環境学習機会の充実、協働による環境づくり、幅広い地域や住民との協働など、「協働社会」の形成を目指します。

3 施策の体系

望ましい環境像

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

長期的な目標	No.	取組(施策)の方向
 長期的な目標1 自然共生社会の形成に向けて 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち	1-1	雑木林や水辺など自然環境の保全と創造
	1-2	多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造 (生物多様性の保全)
	1-3	豊かな農地の保全と創造
	1-4	緑豊かな快適な都市環境の創造
  長期的な目標2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち	2-1	ゼロカーボンシティに向けた環境にやさしい脱炭素社会の推進 (北本市気候変動対策実行計画の推進)
	2-2	環境にやさしい循環型社会の推進
	2-3	環境面からの安全・安心の確保
  長期的な目標3 協働社会の実現に向けて 一人ひとりが環境を意識し、環境の環をつくり広げるまち	3-1	エコライフ、エコワーク、脱炭素につながる新しい暮らしの普及・促進
	3-2	環境教育・環境学習の推進
	3-3	環境を守り・育てる 市民の環(わ)づくりの推進
	3-4	環境情報の発信・共有化の推進

市の取組(基本施策)	
① 雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発	協働プロジェクト I 雑木林・緑いきいきプロジェクト (ネイチャーポジティブの実現)
② 雑木林や屋敷林などの樹林地の保全と維持管理支援	
③ 自然調査の推進	
④ 自然性の高い水辺の保全と創造(荒川や谷津の湧水・湿地を含む)	
① 生物多様性保全行動指針の作成と推進	協働プロジェクト II 省エネ・再エネ推進プロジェクト (ゼロカーボンシティの実現)
② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生	
③ 特定外来生物対策や鳥獣被害対策の推進	
① 環境保全型農業の推進	協働プロジェクト III ごみ減量・4R もったいないプロジェクト (循環型社会の実現)
② 地産地消の推進・食と農と環境の学習推進	
③ 市民農園の普及と活用	
① 公園の整備と維持管理・植樹帯の維持管理	協働プロジェクト IV きたもと環境の環(わ)プロジェクト (協働社会の推進)
② 市街地や住宅地の緑化の推進・都市景観の創造	
③ 空き地・空き家対策の推進	
④ 不法投棄防止・環境美化の推進	
① 省エネルギー対策の推進	協働プロジェクト III ごみ減量・4R もったいないプロジェクト (循環型社会の実現)
② 再生可能エネルギーの活用(自立分散型エネルギー)の推進	
③ ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及	
④ 移動の脱炭素化(公共交通利用の向上、次世代自動車の普及)	
⑤ 歩いて暮らせるまちづくりの推進(コンパクト、都市熱緩和等)	
⑥ 気候変動への適応の推進	
① 4Rの推進	協働プロジェクト III ごみ減量・4R もったいないプロジェクト (循環型社会の実現)
② 食品ロス対策、プラスチック資源循環対策の推進	
③ 分別の徹底・資源回収体制の整備	
④ 廃棄物の適正処理の推進(広域処理、処理施設の整備など)	
⑤ 環境リスク対策(有害化学物質、空間放射線量、気候変動他)	
① 日常生活での環境保全行動(エコライフ)の普及・促進	協働プロジェクト IV きたもと環境の環(わ)プロジェクト (協働社会の推進)
② 事業活動での環境配慮(エコワーク)の普及・促進	
③ 市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	
① 環境教育の推進と支援体制の充実	
② 市民の環境学習の推進(環境学習機会の充実)	
③ 環境保全活動を支える人材の育成・支援	
① 環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援	
② 環境交流の充実・環境活動の環づくりの推進	
③ 市民との協働環境保全事業の推進	
① 環境情報の整備充実と発信・提供	協働プロジェクト IV きたもと環境の環(わ)プロジェクト (協働社会の推進)
② 土地利用・開発事業等における環境配慮の推進	

協働プロジェクト

協働プロジェクト I
雑木林・緑いきいきプロジェクト
(ネイチャーポジティブの実現)

協働プロジェクト II
省エネ・再エネ推進プロジェクト
(ゼロカーボンシティの実現)

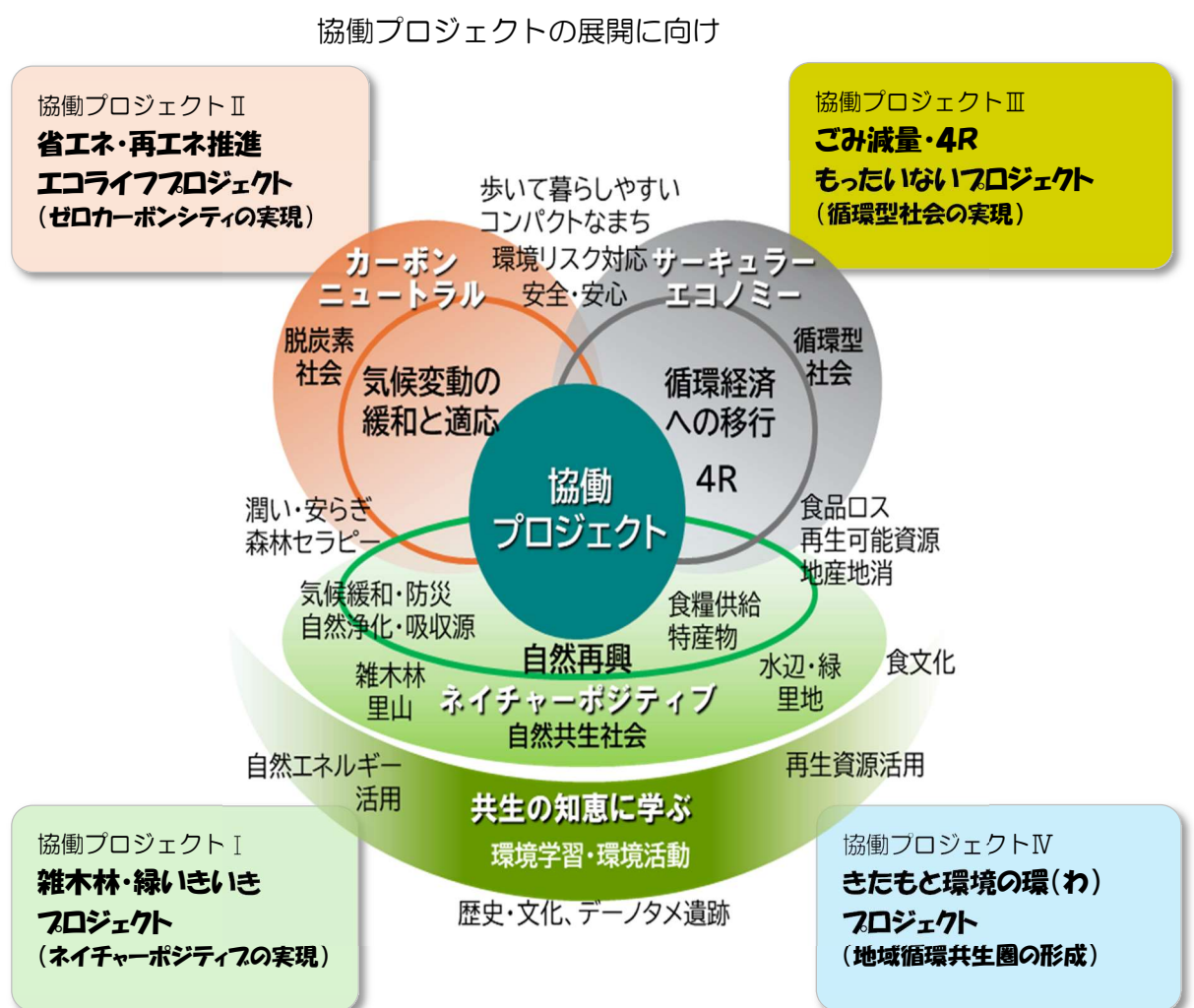
協働プロジェクト III
**ごみ減量・4R
もったいないプロジェクト**
(循環型社会の実現)

協働プロジェクト IV
きたもと環境の環(わ)プロジェクト
(協働社会の推進)

第6章 計画が重点的に進めていく取組

1 重点取組(協働プロジェクト)

本計画では、望ましい環境像及び長期的な目標の実現に向けて、第三次環境基本計画で進めていく施策(取組)の内容のうち、市・市民・事業者・民間団体が協働で取り組んでいく重点取組を協働プロジェクトとして位置づけ、内容を示しています。



2 協働プロジェクトの推進

協働プロジェクトⅠ 雑木林・緑いきいきプロジェクト



3 持続可能な開発目標
11 持続可能な都市とコミュニティ
13 気候変動に
15 持続可能な消費と生産
17 パートナーシップ
長期的な目標1 自然共生社会の形成
自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

自然の恵みと役割をグリーンインフラとして保全・再生・創造し、ネイチャーポジティブの実現を図るとともに、&green プロジェクト（“みどり” とともにある暮らしの魅力向上）を推進していきます。

I-(1) 自然や緑地、生態系の状況を調べる 関連施策 1-1-①・③	市	市民	民間団体	事業者
生物生息状況など自然調査の実施、市域の生物多様性を把握します。また、前回調査時等との変化などを把握します。	○		○	
I-(2) 自然・緑地の保全地区を選定・守り、再生し、活用する 関連施策 1-1-②・③・④、1-2-①・②	市	市民	民間団体	事業者
自然保全・緑地保全地区の選定、保全・整備方針を定めます。 （生物多様性地域戦略の策定と推進）	○		○	
既存の公園緑地等の担保地を除く、緑地の整備・活用優先順の評価・選定し、保全・活用します。	○	○	○	○
北本市緑と花のまちづくり基金に協力し、基金の拡充と活用を進めます。	○	○	○	○
I-(3) まちなかの雑木林・緑を守り、育て、快適に暮らせるまちをつくる 関連施策 1-1-②・③・④、1-2-②、1-4-①	市	市民	民間団体	事業者
市街地内の公園緑地や学校等公共施設の緑地を、緑・水辺のネットワークの拠点として整備・管理を進めます。	○			
市街地に残されてきている雑木林や社寺林、屋敷林等の樹林地、特定生産緑地などの緑を保全・管理し、環境保全機能や防災機能を向上します。	○	○	○	○
I-(4) 住宅・事業所、市街地の緑化を進める 関連施策 1-4-①・②、2-1-③	市	市民	民間団体	事業者
住宅地や事業所の周辺緑化や屋上緑化など緑化を進め、緑豊かな住環境をつくれます。		○		○

I-(5) 農地・農業を守り活用する <small>関連施策 1-3-①・②・③、2-1-⑥</small>	市	市民	民間団体	事業者
地域の農産物の地産地消、食文化を育てるとともに、市内の農地・農業を保全し、農業の多面的機能の増進を図ります。	○	○	○	○
環境保全型農業など、環境にやさしい農業を進めます。		○		○
農地の集約化・経営企業化など、農地・農業の活用と環境保全機能の向上を図ります。	○			○
I-(6) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを発信する <small>関連施策 1-3-②・③、2-1-①・⑤、3-1-①・②</small>	市	市民	民間団体	事業者
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」による市民・事業者の省エネや再エネ活用の普及と取組を実践します。	○	○	○	○
森林セラピーなど北本市の自然とのふれあいや遊び、暮らしの中での楽しみ方など、エコライフスタイルを発信します。	○	○	○	○
I-(7) 身近な自然を知る・恵みについて考える <small>関連施策 1-1-①、1-3-②、2-1-⑤・⑥、3-2-②</small>	市	市民	民間団体	事業者
自然観察や自然体験、農業体験、環境保全活動体験など、身近な自然や自然の役割・恵みを知り、考える環境教育・環境学習の機会を充実し、参加します。	○	○	○	○
学校での環境教育や体験学習を支援する体制、人材の育成と活動支援を充実します。	○	○	○	○
I-(8) 身近な自然の恵みを暮らしに生かす <small>関連施策 1-1-①、1-3-②・③、1-4-①・②、2-1-⑤・⑥</small>	市	市民	民間団体	事業者
四季折々の草花や野鳥とのふれあいや散策、森林セラピー体験、遊びなどの自然体験、農業体験など、暮らしの中で自然とのふれあいを楽しみます。		○	○	○
緑や水辺などの防災・気温調節、CO ₂ 吸収や大気浄化、水源かん養や水質浄化、騒音緩和、景観保全やレクリエーションなどの多面的な機能を活用し、快適で潤いのある暮らしづくりを進めます。	○			
地域農産物の地産地消、荒廃農地や生産緑地を活用した市民農園での栽培など、地域農業を守り・育て、食を楽しむ暮らしを進めます。	○	○	○	○
デーノタメ遺跡などの遺跡・歴史文化資源と地域の自然・食との関わりなど、自然との共生の歴史・文化を学び、暮らしやまちづくりに生かします。	○	○	○	○
I-(9) 自然・緑の保全・体験活動に参加する <small>関連施策 1-1-②・④、1-2-③、1-3-②・③、1-4-①～④</small>	市	市民	民間団体	事業者
雑木林の保全・管理や自然観察、自然体験、環境美化活動など、地域や民間団体などが行っている活動を知り、参加や協力します。	○	○	○	○
地域の自然・緑を地域で守り、活かす取組やしくみづくりに参加します。	○	○	○	○

【参考指標】

環境指標	単位	現状値 (令和6年 度)	目標値 (令和17年 度)	備考 (新規・継 続)
市全体の緑の割合 (都市計画基礎調査の土地利用現況調 書にある自然的土地利用の割合)	%			新規
市民1人当たりの都市公園面積	m ² /人			継続
雑木林のイベントへの参加者数	人			新規
中央緑地の共用率	%			新規
保護樹木の箇所数	箇所			新規
森林セラピーの参加者数	人			新規
自然環境と生活環境の調和の取 れたまちづくりができていると 思う市民の割合	%			新規

協働プロジェクトⅡ 省エネ・再エネ推進エコライフプロジェクト

協働プロジェクトⅡ

省エネ・再エネ推進 エコライフプロジェクト

ゼロカーボンシティの
実現に向けて



長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて

**資源やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしをつくるまち**

コンパクトで暮らしやすく快適なまちづくりを進めるとともに、
みんなで省エネや再エネ活用などエコライフが楽しめる地球にも
地域にもやさしいゼロカーボンシティを目指します。

II-(1) 災害時等における地域での再エネ電力活用しくみづくりを進める 関連施策 2-1-②・③、2-1-⑥	市	市 民	民間 団体	事業 者
地域の特性に応じた家庭や事業所・公共施設等に導入された再エネ発電、BEV等の災害時における電力確保に向けたしくみづくり(自立分散型再エネ活用)を進め、安心・安全の確保を図ります。	○	○	○	○
気候変動適応について対策を検討し、推進します。	○			
II-(2) 自家消費型太陽光発電システムの活用を進める 関連施策 2-1-②・③	市	市 民	民間 団体	事業 者
再エネポテンシャルの高い太陽光発電と蓄電池が一体となった自家消費型の発電システムの普及を進めます。	○	○	○	○
住宅用省エネルギー機器設置費補助を推進します。	○			
II-(3) 住宅・事業所など、建物の省エネ対策・再エネ活用を進める 関連施策 1-4-①・②、2-1-①・③	市	市 民	民間 団体	事業 者
住宅や事業所の高気密・高断熱化など省エネ対策の普及を進めます。		○		○
新築や改築に伴う住宅等建物のZEH化・ZEB化の推進など、再エネ活用や省エネ性能の向上を進めます。		○		○
住宅用省エネルギー機器設置費補助を行います。	○			
住宅や事業所、駐車場の緑化対策など、緑による省エネ対策の普及促進を図ります。	○	○		○
再エネ電力の導入・活用を進めます。	○	○	○	○

II-(4) まちなかの雑木林・緑を守り、育て、快適に暮らせるまちをつくる <small>関連施策 1-1-②・③・④、1-4-①・②、2-1-⑤・⑥</small>	市	市民	民間団体	事業者
公園緑地など、住宅地や市街地の雑木林・緑を守り、育て、都市熱（ヒートアイランド）の緩和・省エネ化、緑のCO ₂ 吸収機能の向上を図り、温室効果ガス排出の少ない快適に暮らせるまちづくりを進めます。	○	○	○	○
II-(5) 市街地の整備と有効活用を進める <small>関連施策 1-4-①～③、2-1-④・⑤・⑥</small>	市	市民	民間団体	事業者
地域の特性に応じた商店や市場、業務施設の集積など、歩いて暮らせる身近な商業地・業務地の形成を進めます。	○		○	○
II-(6) 環境にやさしい移動を進める <small>関連施策 2-1-①・④・⑤</small>	市	市民	民間団体	事業者
EV等電動車への乗り換えや活用を進めます。	○	○	○	○
交通拠点としての駅前広場やバス利用環境、商業施設、駐車場・駐輪場の充実など、公共交通の利用環境を向上します。	○			○
デマンドバスの利便性向上と利用を進めます。	○	○		○
II-(7) プラごみ等のごみ焼却や化石燃料の消費(燃焼)を減らす <small>関連施策 1-4-③・④、2-1、2-2-①・②</small>	市	市民	民間団体	事業者
プラスチック資源循環を進め、プラごみ焼却処分をなくし、焼却に伴う温室効果ガス排出をなくします。	○	○	○	○
自動車のEV等電動車化や住まいの電化など、ガソリンや灯油・ガスなどの化石燃料の燃焼による温室効果ガス排出量を減らします。	○	○	○	○
II-(8) まち歩きや散策・サイクリングを楽しむ <small>関連施策 1-4-①・②、2-1-④・⑤</small>	市	市民	民間団体	事業者
歩行者空間やポケットパーク等の整備・バリアフリー化、商店や市場、業務施設の集積など、まち歩きが楽しめるまちづくりを進めます。また、公園・緑地の整備やクーリングシェルの充実など、熱中症予防対策の普及啓発を図ります。	○			○
緑や水辺、植栽帯のネットワーク化など、安全で快適な散策路を整備します。	○			
自転車走行ゾーンや駐輪空間の確保、サイクリングロードの整備など、安全に自転車利用が楽しめる環境を整備します。	○			

II-(9) 身近な自然の恵みを暮らしに生かす 関連施策 1-1-①~④、1-2-②、1-3-②、2-1-①・③・⑤	市	市 民	民間 団体	事業 者
雑木林・緑・水辺など身近な自然とのふれあい、涼風や樹陰による気温調整、農産物など自然の恵みを生かすなど、暮らしの省エネを進めます。		○	○	○
グリーンカーテンの設置、周辺緑化、自然採光、打ち水など、住まいの省エネを進めます。		○	○	○
II-(10) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを発信する 関連施策 2-1-①・②・⑤、3-1-①・②	市	市 民	民間 団体	事業 者
ゼロカーボンシティ及び北本市地球温暖化対策実行計画の普及と温室効果ガス排出量削減に向けた取組・対策を進めます。	○	○	○	○
市民・事業者・民間団体からの北本市の環境を活かした脱炭素型のエコライフスタイルを発信します。	○	○	○	○
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」による市民・事業者の省エネや再エネ活用の取組を普及促進します。	○	○	○	○

【参考指標】

環境指標	単位	現状値 (平成25年 度)	目標値 (令和17年 度)	備考 (新規・継続)
温室効果ガスの総排出量 (市全体)	%			継続
温室効果ガスの総排出量 (市の施設等)	%			継続
住宅用省エネルギー機器設 置費補助件数	件			新規

※地球温暖化対策実行計画の目標を基準として算出

協働プロジェクトⅢ ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

協働プロジェクトⅢ

ごみ減量・4R もったいない プロジェクト

サーキュラーエコノミー
への移行に向けて



長期的な目標 2 循環型・脱炭素社会の構築に向けて

**資源やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしをつくるまち**

4Rや再生可能資源の活用など資源が循環利用される循環経済（サーキュラーエコノミー）や循環型社会づくりを進め、みんなが資源を大切にする環境にやさしいまちづくりを目指します。

Ⅲ-(1) 適正な廃棄物処理の推進 関連施策 2-2-④	市	市民	民間団体	事業者
一般廃棄物処理基本計画の普及と適正なごみ処理体制の整備充実を図ります。	○			
事業系ごみ適正排出ガイドブックの普及促進による事業系ごみの適正な処理を進めます。	○			○
事故や災害時等におけるプラスチック類及び環境汚染物質等の環境への流出や環境汚染防止を強化し、安心安全な生活環境の確保を図ります。	○	○		○
Ⅲ-(2) プラスチック製品の回収・再生プラスチック利用の推進 関連施策 2-2-①～④	市	市民	民間団体	事業者
容器包装プラスチックなどプラごみ・プラスチック製品の回収を進めます。	○	○	○	○
プラスチック代替素材の活用、再生プラスチック利用の普及など、プラスチックごみ削減と焼却に伴うCO ₂ 排出量削減を進めます。	○	○	○	○
Ⅲ-(3) 分別の徹底・資源回収を進める 関連施策 2-2-②	市	市民	民間団体	事業者
家庭ごみ・資源類分別マニュアルの普及啓発による分別の徹底を促進します。	○	○		
各種リサイクル法の普及啓発とごみカレンダーに基づく資源ごみの適正な排出を促進します。	○	○		
資源回収体制の充実、ごみ減量・資源回収・リサイクル活動を行う民間団体等への活動支援を推進します。	○		○	

Ⅲ-(4) 生ごみの減量を進める 関連施策 2-2-②	市	市民	民間団体	事業者
可燃ごみの排出量の一層の減量と焼却に伴う CO ₂ 排出量削減に向け、3キリ（使いきり、食べきり、水きり）運動を進め、食品ロス削減や生ごみの減量を進めます。	○	○	○	○
生ごみ処理機器購入補助や生ごみの堆肥化などを進めます。また、家庭での生ごみ等の堆肥を活用するしくみをつくります。	○	○	○	○
Ⅲ-(5) 4R(リデュース・リフューズ・リユース・リサイクル)を進める 関連施策 2-2-①	市	市民	民間団体	事業者
ごみの減量・資源化の一層の推進に向け、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の普及啓発とその取組が進むまちづくりを進めます。	○	○	○	○
再生資源やリサイクル製品の活用などグリーン購入を進め、リサイクル・再生可能資源化の普及と活用、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を図ります。	○	○	○	○
Ⅲ-(6) 地産地消や地場農産物を楽しむ、食品ロスを減らす 関連施策 1-3-①～③、2-2-②	市	市民	民間団体	事業者
地域農産物の地産地消や食文化を楽しみ、地域の農業や産業活動を育みます。	○	○	○	○
食育の普及、食品ロスや生ごみの削減に努めます。	○	○	○	○
食品ロス削減推進計画の普及と削減対策を推進します。	○			
Ⅲ-(7) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを発信する 関連施策 2-2-①、3-1-①・②	市	市民	民間団体	事業者
家庭ごみ・資源類分別マニュアル及び各種リサイクル法の普及啓発による分別の徹底と適正な処理・資源化を推進します。	○	○	○	
Ⅲ-(8) 「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」を進める 関連施策	市	市民	民間団体	事業者
国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」による省資源や4Rの実践、再生リサイクル製品利用など、循環型社会をつくります。	○	○	○	○
Ⅲ-(9) きれいで快適な自然とのふれあいを楽しむ 関連施策	市	市民	民間団体	事業者
ポイ捨てや不法投棄などごみの散乱防止を進め、清潔で安心して自然とふれあい、楽しめる環境づくりを進めます。	○	○	○	○
地域での水辺や緑地、公園等の環境美化活動を進め、良好な自然環境を保全するとともに、プラごみ等の河川への流出防止を図ります。	○	○	○	○

【参考指標】

環境指標	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)	備考 (新規・継続)
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人日			継続
市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g/人日			継続
事業系ごみ排出量	t/年			継続

※北本市一般廃棄物処理基本計画（第5次計画）の目標を準用

協働プロジェクトⅣ きたもと環境の環（わ）プロジェクト



4 環境の持続可能な発展 7 持続可能なエネルギー 8 健全な暮らしと環境 11 持続可能な都市づくり 12 つくば宣言の推進 13 気候変動への対応 15 資源の循環 17 持続可能な消費

長期的な目標 3 協働社会の実現に向けて
一人ひとりが環境を意識し、環境の環（わ）をつくり広げるまち

一人ひとりが環境問題や本市の環境の現状を学び・考え、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」の実現に向けた行動を実践し、幅広い人々や地域との環境交流を進めているまちを目指します。

IV-(1) 環境情報の共有化を進める	市	市民	民間団体	事業者
<p>関連施策 3-2-①・②、3-4-①</p> <p>環境問題や本市の環境の現状・環境保全の取組状況に関わる環境情報を整備し、分かりやすく発信します。</p>	○		○	
<p>自然調査などをもとに、環境読本・コンテンツを整備・提供し、市民等の環境教育・環境学習を支えます。</p>	○		○	
IV-(2) デコ活-くらしの中のエコろがけ-を進める	市	市民	民間団体	事業者
<p>関連施策 3-1-①・②</p> <p>国民運動「デコ活-くらしの中のエコろがけ-」の普及啓発と取組事例を発信し、普及を進めます。</p>	○	○	○	○
IV-(3) きたもとの環境を楽しむエコライフスタイルを発信する	市	市民	民間団体	事業者
<p>関連施策 1-3-②・③、2-1-①・⑤、2-2-①、3-1-①・②</p> <p>北本市の環境を活かしたエコライフスタイルを発信します。</p>	○	○	○	○
IV-(4) 自然との共生の歴史文化に学び・暮らしに生かす	市	市民	民間団体	事業者
<p>関連施策 1-1-②、1-3、1-4-①・②、2-1-①、2-3、3-2</p> <p>市内における自然との共生に関する取組や歴史文化に関する情報を充実するなど、一人ひとりのライフスタイルにあった取組や北本市でのエコライフの実践に役立てます。</p>	○	○	○	○
IV-(5) 地域での環境学習・体験学習に参加・協力する	市	市民	民間団体	事業者
<p>関連施策 1-1-①・②、1-3、3-2</p> <p>学校での環境教育・体験学習を、地域・市民・事業者と協力し支えます。</p>	○	○	○	○
<p>地域での様々な活動の機会と連携し、環境学習・体験学習を進めるとともに、参加機会の充実を図ります。</p>	○	○	○	○

IV-(6) 地域での環境保全活動に参加・協力する 関連施策 3-2-③	市	市 民	民間 団体	事業 者
児童生徒による環境学習や環境保全活動を地域・市民・事業者と協力し支えます。	○	○	○	○
地域や民間団体による環境保全活動や環境イベントの開催を支援し、環境保全活動への参加機会を増やします。	○		○	
ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）を進めます。	○	○	○	○
(ア) 自然や緑地・水辺の保全や管理活動に参加する				
自然や緑地・水辺の保全や管理活動への協力と参加を進めます。	○	○	○	○
(イ) 省エネ・再エネ、脱炭素型まちづくりに参加する				
市・市民・事業者・民間団体が連携・協力し、省エネ対策や再エネ活用など、脱炭素型まちづくりを進めます。	○	○	○	○
地域での再エネ導入や再エネ電力活用などの検討に参加します。	○	○	○	○
災害時や停電非常時など電力の確保に向けた地域のしくみづくりに参加します。	○	○	○	○
(ウ) 4R、ごみの減量・資源化に参加する				
市・市民・事業者・民間団体が連携・協力し、4Rを推進し、ごみの減量・資源化を進めるとともに、再生可能資源の活用、リサイクル製品・再生プラスチック利用などを進め、循環型社会の形成や循環経済への移行を進めます。	○	○	○	○
ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）への参加の促進と取組を支援します。	○	○	○	○
(エ) 有害物質や汚染物質の環境排出の防止、空き地・空き家対策への協力				
市・市民・事業者・民間団体が連携・協力し、様々な環境リスクへの対応を進め、安心・安全で快適な生活環境を確保します。	○	○	○	○
身近に使用されている有害物質や汚染物質への関心を持ち、適正な使用と管理、環境への排出を防止します。	○	○		○
空き地・空き家の雑草対策、野生鳥獣侵入防止やごみ散乱防止対策などを進めます。	○	○	○	○

IV-(7) 市・市民・事業者・民間団体の環境保全の連携、交流を深める 関連施策 3-1、3-2、3-3	市	市民	民間団体	事業者
市民・事業者・民間団体の知見や経験を活かし、環境学習や環境保全活動を指導・支援する指導者の育成や活動を支援します。	○	○	○	○
市内で環境保全活動を進めている市・市民・事業者・民間団体との環境ネットワークづくりを進めます。	○	○	○	○
環境保全活動は多様な分野の活動とも深い関りがあるため、幅広い主体や地域との環境交流の機会を充実し、きたもと環境の環（わ）づくりを進めます。	○	○	○	○

【参考指標】

環境指標	単位	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)	備考 (新規・継続)
ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）への登録者数	人数			継続
環境コンテンツの充実	実施状況			新規
環境イベント等の実施回数	回			新規

第7章 取組の展開

1 市の取組(環境施策の推進)

長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発	雑木林や水辺などの自然に関する情報の発信	環境課 都市計画課
	雑木林や水辺を利用した環境教育・環境学習の推進	環境課 都市計画課
② 雑木林や屋敷林など樹林地の保全と維持管理	雑木林や屋敷林を保全するしくみづくりと保全対策の推進	都市計画課
	指定管理者制度・市民参加による雑木林の維持管理の推進、支援の充実	都市計画課
	落ち葉や剪定材などの堆肥化と活用のしくみづくり	環境課 都市計画課
③ 自然調査の実施と保全・活用策の検討	荒川水辺の国勢調査と連携した自然調査及び市民・民間団体との協働による自然調査の実施	環境課 都市計画課
	自然調査を踏まえた自然環境評価の実施及び保全・活用策の検討	環境課 関係各課
	歴史・文化遺産の調査・研究と保護の推進	文化財保護課
	自然との共生の歴史文化を伝える歴史的・文化的環境の保全と継承	文化財保護課 関係各課
	自然調査及び自然評価を踏まえ「北本市の動植物史」や「北本の自然」読本など情報整備と発信	環境課 文化財保護課
	自然調査と一体となった自然観察・講座の実施	環境課
④ 自然性の高い水辺の保全と創造（荒川や谷津の湧水・湿地を含む）	荒川の広域的な保全の推進	環境課 関係各課
	湧水地の現状把握と保全・活用の推進	環境課 関係各課
	水辺の自然環境の保全・再生など市民が親しめる水辺空間の整備・創出	都市計画課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画	

1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造(生物多様性の保全)

基本施策	主な取組内容	担当課
① 生物多様性保全行動指針の作成と推進	生物多様性が果たす役割など、生物多様性に関する講座開催及び情報の提供	環境課
	郷土種・在来種による緑化対策や外来種対策の推進、地域の特性に応じた環境配慮の推進	環境課
	自然調査及び自然環境評価を踏まえ生物多様性地域戦略の検討策定と推進	環境課
② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生	自然調査及び自然環境評価を踏まえた緑・水辺のネットワークの形成の検討	環境課
③ 特定外来生物対策や鳥獣被害対策の推進	特定外来生物や外来生物の情報収集と対策の推進	環境課
	特定外来生物クビアカツヤカミキリ等による樹木被害の拡大防止、生息域の拡散防止対策の推進	環境課 都市計画課 関係各課
	有害鳥獣被害対策の推進（鳥獣被害情報の収集と提供、被害防止対策）	環境課 産業観光課
主な関連計画	北本市鳥獣被害防止計画	

1-3 豊かな農地の保全と創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境保全型農業の推進	特定生産緑地や農地の有効活用	産業観光課
	農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた保全活動への支援	産業観光課
	環境保全や温室効果ガス排出抑制に資する環境保全型農業の普及・促進	産業観光課
② 地産地消の推進・食と農と環境の学習推進	市の生産に適した農作物の活用と地産地消の推進、ブランド化や商品開発による産業振興と営農継続・農地の保全	産業観光課
	北本のブランド野菜や市内産の農産物等を活用した食育学習の推進	産業観光課
	市民が農作業や収穫に参加でき、営農形態を保持しながら農家と市民が交流できる体験農園的な利活用の促進	産業観光課
③ 市民農園の普及と活用	農地の保全活用や遊休農地の有効利用など、公共施設緑地としての市民農園の整備、農業に参加する機会・体験農業指導の充実	産業観光課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画 北本市産業振興ビジョン	

1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造

基本施策	主な取組内容	担当課
① 公園の整備と維持管理・植樹帯の維持管理	グリーンインフラとして地域の特性を踏まえた個性と魅力ある公園・緑地・植樹帯の保全・整備・創出	都市計画課
	温室効果ガス排出抑制など公園・緑地や植樹帯の機能向上に留意した適切な維持管理の推進	都市計画課
	自然や緑とのふれあいが楽しめ、快適に暮らせる身近な公園・緑地等の拡充と整備の推進	都市計画課
	樹木の適正な保護管理の推進	都市計画課 関係各課
② 市街地や住宅地の緑化の推進・都市景観の創造	市民緑地制度や緑地協定、北本市緑化推進奨励金交付要綱など、緑地の保全・緑化に関する制度の整備充実と推進	都市計画課
	市街地や住宅地の緑化と緑のネットワークづくりの推進	都市計画課
	緑のコミュニティの核となっている市内に点在する学校や公共施設、中小河川などの緑の拠点の整備	関係各課
	学校、公共施設、住宅地、工業地、商業地における緑化の推進	関係各課
	市民による緑化・緑地保全活動の育成と活動支援	都市計画課 環境課
	緑道やウォーキングコース、サイクリングロード、セラピー拠点・ロードなどの整備など、地域の緑や自然とふれあい・楽しめる環境の整備・充実	都市計画課 産業観光課
③ 空き地・空き家対策の推進	空き地・空き家対策の推進及び有効活用の検討・しくみづくり	環境課 建築開発課
④ 不法投棄防止・環境美化の推進	雑木林や緑地・水辺への不法投棄の防止・監視体制の強化	環境課 都市計画課
	環境美化・清掃活動の推進、地域コミュニティ活動への支援	くらし安全課 環境課
主な関連計画	北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 第四次北本市生涯学習推進計画 第3期北本市教育振興計画	

長期的な目標 2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

2-1 ゼロカーボンシティに向けた環境にやさしい脱炭素社会の推進

(北本市気候変動対策の推進)

基本施策	主な取組内容	担当課
① 省エネルギー対策の推進	脱炭素・循環型社会に向けた市民・事業者の行動変容の促進	環境課
	市民・事業者の省エネルギー対策等環境保全行動（エコライフ）の普及促進	環境課 関係各課
	市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	環境課 関係各課
② 再生可能エネルギーの活用（自立分散型エネルギー）の推進	自家消費型太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの利用促進及び導入支援	環境課
	公共施設等への再生可能エネルギーの導入拡大	環境課 関係各課
	再エネ電力等の活用促進	環境課 関係各課
③ ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及	ZEH・ZEB 及び省エネルギー性能の高い建物の普及、省エネ住宅認定など建築物の脱炭素化の推進	環境課 関係各課
	住宅地・工業地・商業地における緑化（敷地外周・駐車場、壁面・屋上緑化など）による建物・市街地の省エネ対策の推進	都市計画課 環境課
④ 移動の脱炭素化（公共交通利用の向上、次世代自動車の普及）	EV 等電動車など次世代自動車の活用・乗り換え、次世代自動車普及環境の充実など、自動車利用の脱炭素化の普及促進	環境課 総務課 関係各課
	公共交通ネットワークの形成など、利便性の高い市内公共交通の確保	くらし安全課
	公共交通利用環境の整備充実と利用拡大	くらし安全課 都市計画課
主な関連計画	北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編） 北本市版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画 北本市都市計画マスタープラン 北本市公共施設マネジメント実施計画 北本市産業振興ビジョン	

基本施策	主な取組内容	担当課
⑤ 歩いて暮らせるまちづくりの推進 (コンパクト、都市熱緩和等)	商業・業務地の集積、交通・交流拠点や公共施設の整備、用途地域の見直しなど、省エネルギーやバリアフリーに配慮したコンパクトなまちづくりの推進	都市計画課 関係各課
	公園・緑地や植樹帯の整備、住宅地や商業・業務地の緑化、クーリングシェルターの充実など、都市熱緩和や熱中症対策に留意したまちづくりの推進	都市計画課 健康づくり課
	歩道や街路樹・植栽帯、ポケットパークの整備など、安全で快適な歩行者空間の確保とネットワーク化	建設課 都市計画課
	自転車走行空間や駐輪場の確保、サイクリングロードの充実など、安全で快適な自転車利用環境の形成	建設課 都市計画課
	荒川沿いなど水辺の自然環境の保全・再生、散策路やサイクリングロードの整備など、市民が親しみ、涼むことができる快適な水辺空間の整備・創出（再掲Ⅰ-1④）	環境課 都市計画課 建設課 産業観光課
⑥ 気候変動への適応の推進	気候変動適応対策の検討 気候変動に伴う影響の把握と理解の向上、影響の回避・緩和に向けた対策（適応策）の検討	環境課 健康づくり課
	気候変動への適応の推進	
	(1)気候変動に伴う水害や極端な気象災害対策の推進	くらし安全課
	(2)クーリングシェルターの充実、樹林や緑陰による日照緩和など都市熱の緩和など、熱中症対策の推進	健康づくり課 都市計画課
	(3)気温上昇に伴う農作物生産障害、農業への影響の回避・軽減	産業観光課
	(4)気候変動に伴う生物生息環境や生物季節の変化への適応	環境課
主な関連計画	北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編） 北本市版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画 北本市都市計画マスタープラン 北本市緑の基本計画 北本市公共施設マネジメント実施計画 北本市災害廃棄物処理計画 北本市一般廃棄物処理基本計画	環境課

2-2 環境にやさしい循環型社会の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 4Rの推進	4Rの普及啓発及び4Rを支える社会のしくみづくりの推進	環境課
	脱炭素・循環型社会の形成に係る環境にやさしい商品・製品の活用、グリーン購入の推進など、デコ活の普及啓発とグリーンコンシューマーの育成	環境課
	廃食用油の回収と資源化の推進	環境課
	ごみ減量とリユース・リサイクル活動の推進をする事業者（小売業者等）の取組への支援	環境課
② 食品ロス対策、プラスチック資源循環対策の推進	環境出前講座やポスター・標語募集など食品ロス削減への理解促進や削減に向けた取組の普及促進	環境課
	食品ロス削減推進計画の普及と削減対策の推進	環境課
	3きり（使いきり、食べきり、水きり）運動の推進、生ごみ処理機購入補助、ダンボールコンポスト普及啓発など、生ごみの減量や食品ロス削減に向けた取組の推進	環境課
	国・県等の可燃ごみ組成調査や食品ロス削減対策への協力、フードバンク・フードドライブによる利活用の普及啓発	環境課 共生福祉課
	容器包装プラスチックなどプラごみ及びプラスチック製品の回収促進、プラスチック代替素材の活用など、プラスチックごみ削減に向けた取組の推進	環境課
	再生可能な資源活用やリサイクルでの再生可能資源化など、資源が循環利用されるしくみの形成	環境課
	マイクロプラスチック発生防止の普及啓発	環境課
	プラスチックごみの散乱防止など、プラスチック類の流出防止の普及促進	環境課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画 北本市産業振興ビジョン	

基本施策	主な取組内容	担当課
③ 分別の徹底・資源回収体制の整備	ごみカレンダーの多言語化と普及など、分別・資源化の徹底	環境課
	資源回収体制の充実、ごみ減量・資源回収・リサイクル活動を行う民間団体等への活動支援	環境課
④ 廃棄物の適正処理の推進（広域処理、処理施設の整備など）	ごみカレンダーの多言語化の普及などごみ出しルールの徹底	環境課
	廃棄物処理費用の負担軽減など、適切なおみ処理の有料化の検討	環境課
	高齢者等のごみ出し支援事業の推進及び普及啓発	環境課
	事業系ごみ適正排出マニュアルの普及、ごみ処理の有料化など、事業系ごみの適正処理の推進	環境課
	一般廃棄物処理基本計画の推進	環境課
	廃棄物広域処理体制の充実とごみ処理施設整備の推進	環境課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画 北本市産業振興ビジョン	

2-3 環境面からの安全・安心の確保

基本施策	主な取組内容	担当課
空気・水の清浄さの維持・向上（調査・監視を含む）	県の一般大気及び自動車排出ガス常時観測結果等を踏まえ、汚染状況の把握と情報提供	環境課
	EV等電動車・次世代自動車の普及、交通流の改善など、自動車排出ガスや交通騒音対策の促進	環境課 総務課 関係各課
	市街地や水辺周辺での雨水保水・地下浸透の向上、水辺の自然浄化機能の再生など、水資源の保全と健全な水循環の形成に向けた取組の推進	環境課
	北本地区衛生組合「クリーンセンターあさひ」の見学会開催など、家庭や事業所での生活排水排出段階での配慮行動の普及啓発や行動への支援	環境課
	公共下水道への接続促進、下水道等生活排水処理施設の適切な維持管理の促進	環境課 建設課
	合併処理浄化槽の普及促進、浄化槽の保守点検など適切な維持管理の推進	環境課
② 騒音・振動及び悪臭の防止	工場・事業所等に対する啓発指導など、騒音・振動発生源対策の推進	環境課 関係各課
	自動車交通騒音の監視・調査及び沿道騒音対策の推進	環境課
	工場・事業所等に対する啓発指導など、悪臭発生源対策の推進	環境課 関係各課
③ 土壌汚染・地下水汚染の防止	不法投棄・土砂埋め立てなどに伴う土壌汚染・地下水汚染防止対策の推進	環境課
	県と連携した土壌・地下水汚染調査及び汚染防止対策の推進	環境課
④ 環境調査・監視の充実	県の一般大気及び自動車排出ガス常時観測結果等による汚染状況の把握	環境課
	河川・水路等の水質汚濁状況の継続的な調査実施と公表など、水質汚濁防止の周知・啓発の推進	環境課
⑤ 環境リスク対策（有害化学物質、空間放射線量、気候変動他）	健康被害をもたらす化学物質の情報提供と適正な使用・保管管理等の推進	環境課 関係各課
	農薬や除草剤、殺虫剤などの適正な使用と管理等の啓発	産業観光課 環境課
	放射線モニタリング情報共有・公表システムによる汚染状況の把握、適切な放射線量調査の推進	環境課
	気候変動に伴う極端な気象現象や熱中症などからの安全性の確保	環境課 くらし安全課 健康づくり課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画 北本市災害廃棄物処理計画	

長期的な目標3 一人ひとりが環境を意識し、環境の環（わ）をつくり広げるまち

3-1 エコライフ、エコワーク、脱炭素につながる新しい暮らしの普及・促進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進	日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進（「デコ活」の普及）	環境課
	きたもとの環境資源・特性を活かし、自然との共生を楽しむエコライフスタイルの発信	環境課 都市計画課
② 事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進	環境課 産業観光課
	県の地球温暖化対策計画制度（特定事業者の義務）における任意事業者での普及など	環境課 産業観光課
③ 市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	市の施設での環境保全の率先実行・環境マネジメントの実施	環境課 関係各課
	グリーン購入・グリーン調達の推進	環境課 関係各課
	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境課 関係各課
主な関連計画	北本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）	

3-2 環境教育・環境学習の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境教育の推進と支援体制の充実	自然・生物多様性、気候変動・温暖化、資源循環に関する環境教育の機会充実	環境課 学校教育課
	各学校の特性等を活かした環境教育・体験学習の推進による環境への関心や理解の向上	学校教育課
	地域の環境学習・体験学習支援、環境読本・コンテンツの提供、家庭での環境学習推進など、環境教育の支援体制の充実	環境課 生涯学習課
② 市民の環境学習の推進（環境学習機会の充実）	環境出前講座、市民大学きたもと学苑や子ども大学講座の開催と充実、農作業や自然とのふれあい体験など、市民の環境学習機会の充実と提供	環境課 生涯学習課 関係各課
③ 環境保全活動を支える人材の育成・支援	市民等の環境学習や環境保全活動を支え、指導する人材・団体の育成と活動支援の充実	環境課
	環境に関する知見・経験を有する市民や事業者の活動や協力の促進と支援	環境課
主な関連計画	第3期北本市教育振興計画	

3-3 環境を守り・育てる 市民の環(わ)づくりの推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援	環境保全活動の普及啓発及び市民・事業者、幅広い団体の参加や協働の機会の充実・発信	環境課
	環境保全活動に取り組む地域や市民・事業者・環境ボランティア団体の育成と活動支援	環境課
② 環境交流の充実・環境活動の環づくりの推進	近隣市町及び姉妹都市、吸収源地域や再エネ発電地域等との環境イベントの開催など環境交流機会の充実	環境課
	自然観察・体験活動や清掃活動などの環境イベント、森林セラピーや地産地消、文化財保護などの活動との連携	環境課 関係各課
	多様な活動団体や地域との連携・協力の推進など、環境ネットワークの形成	環境課
③ 市民との協働環境保全事業の推進	地域や民間団体、市民・事業者による環境保全活動の推進と市民が参加する機会の充実	環境課
	ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）による道路や公園、公共施設などの清掃・草刈りなどの定期的な美化活動の推進	環境課
	協働事業提案制度による環境の保全・創造に係る事業の提案と実施の普及と推進	環境課
主な関連計画		

3-4 環境情報の発信・共有化の推進

基本施策	主な取組内容	担当課
① 環境情報の整備充実と発信・提供	自然環境調査、温室効果ガスや廃棄物排出量調査、気候変動の影響、大気・水質調査など、市域の環境や地域資源に関する情報の収集と整備の促進	環境課
	市域の環境や環境施策の推進に対する市民の意見・意向等の定期的な把握と取組への反映	環境課
	市のホームページなどにより、市民に分かりやすい環境情報や環境保全活動情報の充実と発信	環境課
	環境教育・環境学習などに資する分かりやすい環境コンテンツなどの充実と提供	環境課 生涯学習課
② 土地利用・開発事業等における環境配慮の推進	土地利用・開発事業等に際しての生物多様性保全行動指針や脱炭素・資源循環、環境の保全・創造等に配慮した対策の推進	環境課 建築開発課
	グリーンインフラの整備・充実などネイチャーポジティブやゼロカーボンシティの形成などに向けた対策・環境配慮の推進	環境課
主な関連計画	北本市一般廃棄物処理基本計画	

2 市民・事業者・民間団体の取組

(1) 市民の取組

●雑木林・緑 いきいきプロジェクト

身近な雑木林や自然地に出かけ、自分にあった楽しみ方を探します

- 雑木林や里山、水辺などに散策や親子や友人と一緒に出かけするなど、自分のライフスタイルに応じた自然とのふれあいや楽しみ方を発見します。
- 市や地域、民間団体が行っている自然観察や体験学習、環境イベント、雑木林や水辺の保全活動などに参加や協力します。
- 本市の自然とのふれあいや楽しみ方などのエコスタイルを実践し、発信します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動に参加・協力します

- 地域や民間団体が実施している雑木林などの自然を活かした体験学習や環境イベント、環境保全活動、自然観察などに参加や活動に協力します。
- 所有する雑木林や屋敷林、特別生産緑地や耕作放棄地などの活用方法などを市や関係機関と相談します。

住まいの緑化、住まい周辺の公園や道路などの緑の保全や美化活動に参加・協力します

- 屋敷林や家の周りの樹木などの保全と管理を進めます。
- 家の周りでの植栽や生垣の設置、ガーデニング、壁面緑化やグリーンカーテン、花づくりなど、それぞれの生活にあった住まいの緑化を考えます。
- 住まい周辺の公園緑地や街路樹などの落ち葉掃きや清掃、水辺の美化を進めます。

●ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

ごみ処理の実態や問題などを学びます

- ごみカレンダーなど市が提供する情報や出前講座、施設見学、清掃活動に参加するなど、ごみの減量・資源化、4Rの必要性、ごみ処理の実態を学びます。

4R(ごみの減量・資源化)活動を進めます

- 詰め替え商品を選ぶなどごみをもとから減らすリデュースや、マイバッグ持参するなど、不要なものはもらわないなどリフューズを徹底します。
- 修理し繰り返し使う、フリーマーケットを活用するなど、リユースを進めます。
- 各種リサイクル法に定められた製品等は、手順に沿って適正にリサイクルします。また、リサイクル再生品や再生可能資源の製品などを選択するなど循環経済の構築に協力します。
- ごみとして出す前にリサイクルできる資源は分別を徹底し、資源回収に出します。
- ごみカレンダーとおり分別やごみ出しします。また、ごみ減量等推進市民会議の活動に協力します。

食品ロスの削減やフードドライブ活動に協力します

- 食品ロス削減や生ごみ減量に向け、3キリ(使いきり、食べきり、水きり)を進めます。
- フードドライブ活動など、県や市が進める食品ロス削減対策に協力します。

ごみの散乱・不法投棄の防止活動に協力します

- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。また、地域での清掃や環境美化活動に参加・協力します。

●省エネ・再エネ エコライフプロジェクト

ライフスタイルに応じた省エネ等デコ活を実践してみます

- 気候変動・地球温暖化やエネルギー利用などの環境学習に参加し、考えます。
- デコ活など省エネ情報を活用し、脱炭素型ライフスタイルを考え、実践します。
- 環境家計簿などで省エネやCO₂削減効果をチェックし、ライフスタイルを見直します。
- 家電や自動車等の買換え・乗り換えは、省エネ性能やCO₂削減効果の高いものを選択します。

自転車やまち歩きを楽しみます

- 日常の買い物や近所に出かける時は、自転車や歩いていくなど、まち歩きを楽しみます。また、通勤・通学時は自転車や公共交通を活用します。
- 自動車の利用に際しては、電動車や低燃費車を利用し、エコドライブを実践します。

再生可能エネルギー(再エネ)の活用を進めます

- 太陽光発電や太陽熱給湯器など再生可能エネルギー活用を進めます。
- 再生可能エネルギーにより発電された電力(再エネ電力)の活用を考えます。

省エネ型の住まいづくりや緑化を進めます

- 住宅の断熱化や自然採光・通風、太陽熱を活かした住まいづくりを進めます。
- 住宅周辺の敷地を使った植栽や壁面緑化、グリーンカーテン設置など、緑化や緑を活かした住まいづくりを進めます。
- ZEHやHEMS活用、高断熱化など、住まいの省エネ・ゼロエネルギー対策を進めます。

●きたもと環境の環(わ)プロジェクト

自主的な環境配慮や環境保全行動(エコライフ)を実践します

- 省エネ行動など、自分のエコライフスタイルを実践し、ステップアップします。
- 環境負荷の少ない住まいづくりを検討します。
- 商品の購入や設備・家電、自動車の買い替えなどに際し環境にやさしいものを選びます。

環境教育や環境学習に参加します

- 市や地域、民間団体が進める環境学習・体験学習、環境イベントに積極的に参加します。
- 学校での環境教育・体験学習に協力します。子どもと一緒に学びます。

環境交流の環(わ)づくりに参加します

- 市や地域、民間団体等が開催する環境保全活動等に参加し、環境の環(わ)を広げます。
- 協働によるまちづくりや環境保全活動を進める環境交流の環(わ)への参加や環境保全活動に参加します。

●安心・安全で健康に暮らせる環境の確保

気候変動への適応を進めます

- ハザードマップ等を活用し、災害時の避難場所やルートなどの確認・相談しておきます。
- 熱中症対策や感染症媒介生物生息場所の改善、クーリングシェルター等の確認をします。

健康被害の恐れがある物質等の使用を控えます

- 殺虫剤や除草剤・農薬などの使用については、環境や健康に配慮し適量を使います。

近隣への影響防止に配慮します

- 野焼きの原則禁止、庭木や草の剪定、悪臭・騒音の発生防止など、近隣への影響を防止します。

(2) 事業者の取組

●雑木林・緑 いきいきプロジェクト

市民や従業員が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりを支えます

- 事業所の経営方針として、地域の自然との共生、生物多様性への配慮を重視します。
- 雑木林や里山、水辺などを活用した環境学習や体験学習、遊びなど、事業活動を活かした環境イベントを開催し、地域や市民との交流や環境保全活動の機会を提供します。
- 自社の技術・知見等を市民の環境学習や体験活動、学校での環境教育を支援します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動を支えます

- 市や地域、民間団体が進める雑木林や里地里山の保全・整備活動に協力します。

公園緑地や水辺、道路などの清掃や美化活動を進めます

- 事業所周辺の道路や公園緑地、水辺などの清掃や環境美化活動、植栽の管理等を進めます。

事業所内や周辺の樹林地、所有する緑地の管理と活用を進めます。

- 事業所敷地内や所有地の樹林地、農地などの自然調査や自然観察、生きもの調査などを進め、その情報を提供します。また、市や民間団体の調査に協力します。
- 事業所敷地内や所有地での自然再生やビオトープづくりなど、生物多様性保全を進めます。
- 事業所内や所有地の樹林地や緑地の整備を行い、市民の憩いの場等として活用を進めます。

外来種対策や鳥獣害対策の推進

- クビアカツヤカミキリ等による樹木被害や特定外来生物の生息拡大防止に協力します。
- 地域と連携し、ムクドリ被害など鳥獣害防止対策を進めます。

●ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

ライフサイクルを通して環境負荷の少ない商品・製品、サービスの開発や提供

- 事業所の経営方針として、循環型社会への貢献を重視します
- 再生可能資源の活用、環境にやさしい商品等の製造・流通・販売、回収・リサイクル、廃棄まで、商品等のライフサイクル全体での環境負荷の低減を進めます。
- 廃棄物等の再生可能資源化など、資源が循環利用されるしくみづくりを進めるなど、循環経済への移行を進めます。

市民の4R活動を支える

- すぐにごみとして排出されるものを作らない、使わない・付けない、売らない、また、分別しやすく、修理しやすくする、店頭回収するなど、4Rの推進に協力します。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを進めます。また、事業者の連携によるリサイクルのしくみづくりを進め、循環型社会の構築に貢献します。

ごみの適正処理の推進

- 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの排出や産業廃棄物の減量を進めます。

ごみの散乱・不法投棄の防止

- 事業系ごみや産業廃棄物を不法投棄しません。
- 地域での清掃や環境美化活動に協力します。

●省エネ・再エネ エコライフプロジェクト

省エネ・再エネ対策(エコワークの実践)を進めます

- 事業所でのエネルギー使用量やCO2排出量を把握、削減目標を定めます。
- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムなどにより事業所のエネルギー利用を管理し、省資源・省エネ対策を進めます。
- エコショップやエコオフィスなど、事業活動（ワークスタイル）に応じた省エネ対策や脱炭素型サービスの提供を進めます。

再生可能エネルギーの活用を進めます

- 事業所屋根や駐車場などを活用した太陽光発電システムの導入・活用を進めます。
- コージェネレーションシステムの活用など、未利用エネルギー資源の有効利用を進めます。

脱炭素まちづくりを支えます

- 従業員の公共交通機関利用やエコドライブの推奨、エコカーやクリーンエネルギーカーの導入、輸配送の効率化など事業活動の低炭素化を進めます。
- 事業所周辺の敷地を活かした植栽や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。
- 事業所などの高气密・高断熱化など、建物のエネルギーの効率化を進めます。

●きたもと環境の環(わ)プロジェクト

自主的な環境配慮や環境保全行動を進めます

- 企業の持続可能性や社会的責任として、環境保全活動を率先的に進めます。
- 環境にやさしい製品やサービスの提供、製造・流通・販売等を進めます。
- 環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの導入など、環境負荷の少ない事業活動を進めます。

環境教育・環境学習への参加や協力します

- 市や地域、民間団体が進める環境教育や環境学習に協力します。

環境交流の環(わ)づくりに参加します

- 環境イベントや環境保全活動への参加を進め、環境交流の環(わ)を広げます。
- 地域循環共生圏づくりなどの環境プラットフォームへの参加と情報提供、協働を進めます。

●安心・安全で健康に暮らせる環境の保全

気候変動への適応を進めます

- クールシェアやクーリングシェルターを提供し、熱中症等健康被害の防止対策を進めます。
- 自然災害からの減災対策を進めるとともに、災害時における地域電力の確保に協力します。
- 自社の事業活動に応じた気候変動による影響の防止・回避等に向けた対策を進めます。

健康被害をもたらす化学物質等の適正使用と管理・処分を実施します

- 各種法令等を遵守し、有害な化学物質や環境汚染物質の適正使用と保管管理・移動管理、無害化処分等、環境への流出を防止します。
- 事業者の責務として、環境にやさしい農業の実施や食品等の提供を進めます。

公害の未然防止を進めます

- 事業活動に伴う大気・水質・土壌汚染や悪臭、騒音・振動等の発生防止対策を進めます。

(3) 民間団体の取組

●雑木林・緑 いきいきプロジェクト

市民が自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりを支えます

- 雑木林や里山、水辺などを活用した環境学習や体験学習、遊びなど、里地里山を楽しむ環境イベントを企画し、市と連携し、市民に発信・参加を進めていきます。
- 地域や学校での環境学習や体験活動、自然観察などの取組を支援します。
- 地域の歴史・文化や生活・産業と自然との関りなど、自然共生の大切さを発信します。

雑木林や水辺などの自然環境の保全活動を進めます

- 自然調査や自然観察、生きもの調査などを進め、その情報を共有します。また、市が行う調査に協力します。
- 雑木林や屋敷林、里山などの保全活動を市や市民・事業者と協力し進めます。
- 特定外来生物対策や鳥獣害対策に協力します。

公園緑地や水辺、道路などの清掃や美化活動を進めます

- 市内の公園緑地や水辺、道路などの清掃や環境美化活動を進めます。

地産地消の活動を進めます

- 地域の農産物を活かした食育活動やレシピづくりなど、地産地消を進めます。

●ごみ減量・4R もったいないプロジェクト

ごみ処理やごみ問題などの情報を発信します

- 市民へのごみ問題に関わる情報の提供や市への提案を行います。
- 市民・学校・地域・職場でのごみ減量に係る学習や実践を支えます。

4R(ごみの減量・資源化)の活動を進め、市民への普及を図ります

- ごみの分別やごみ出し、4Rの推進など循環型社会の取組を市民・事業者に働きかけます。
- ごみカレンダーや新たなしくみづくりを提案し、作成に協力します。
- 地域でのフリーマーケット開催や資源回収への協力など、リユース・リサイクルの推進を支えます。

食品ロス削減対策や普及活動に協力します

- フードドライブやフードバンク等の活動を進め、県・市の食品ロス削減対策に協力します。
- 3きり運動(使いきり・食べきり・水きり)などの活動を進めます。

ごみの散乱・不法投棄の防止活動に協力します

- 市や地域で進めるごみの散乱や不法投棄防止活動、パトロール活動などに協力します。

●省エネ・再エネ エコライフプロジェクト

デコ活の普及、グリーンコンシューマー活動を進め、支えます

- 地球温暖化やエネルギー利用に関する情報の発信を進めます。
- エネルギー利用やエコライフに関する環境イベントの開催や参加を進めます。
- グリーンコンシューマー活動の普及啓発を進めます。

脱炭素型まちづくりへの協力を進めます

- まち歩きが楽しめるまちづくりに参加や協力します。
- 住宅の緑化への支援、施設や公園緑地・道路の緑化、清掃活動に協力します。

自立分散型再エネづくりや災害時で電力確保のしくみづくりを支えます

- 太陽光発電等再生可能エネルギーを活用した地域づくりを検討します。
- 地域の太陽光発電設備や蓄電設備、電動車などを活用した災害時での電力確保に向けた協力体制づくりに協力します。

●きたもと環境の環(わ)プロジェクト

環境教育や環境学習への協力と機会づくりを進めます

- 学校での環境教育・体験学習に協力します。
- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察など開催し、環境学習機会を提供します。

環境交流の環(わ)づくりに参加し、活動を進めます

- 市民向けの環境学習や体験学習、自然観察、フリーマーケットや環境保全活動などの環境イベントを企画開催し、市民との環境交流を深めます。
- 地域での環境保全活動や環境にやさしいまちづくりに係る活動に参加・協力します。
- 協働によるまちづくりや環境保全活動を進める環境交流の環(わ)づくりに参加し、連携して活動を進めます。

環境情報の充実と提供、環境保全活動情報を発信します

- 環境保全活動や環境交流の情報を積極的に発信します。
- 民間団体が保有する本市の環境に関する情報や知見などを提供します。

●安心・安全で健康に暮らせる環境の保全

気候変動への適応の取組を支えます

- 地域のクーリングシェルターの整備に協力します。
- 感染症媒介生物の生息拡大防止に向けた対策に協力します。
- 災害発生時における高齢者世帯への声かけや避難誘導、避難所での生活支援に協力します。

環境リスクに関する情報の提供など、市民の自主的な対策を支えます

- 地域における気候変動や環境汚染、有害な化学物質などの環境リスクに関して、団体が有している知見や対策の情報を提供するなど、市民の自主的な対策や地域での環境リスクマネジメントの取組を支えます。

資料編

- 1 計画に係る主な条例、宣言
- 2 環境審議会、諮問・答申
- 3 計画策定の経過
- 4 用語の解説

1 計画に係る主な条例、宣言

北本市環境基本条例

(平成 10 年 6 月 26 日条例第 24 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先（第 10 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 11 条・第 12 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第 13 条—第 28 条）

第 4 節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整（第 29 条—第 31 条）

第 5 節 地球環境の保全及び国際協力（第 32 条）

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等（第 33 条・第 34 条）

附則

私たちは、豊かな自然の恵みのもとに、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費してきた社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超える規模となっており、その結果、人間をはじめとするすべての生物の生存基盤である限りある環境を、地球的規模で脅かすに至っている。私たちが生活する北本市でも、かつては武蔵野の雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていたが、都市化の進展等により、農地、雑木林、谷津など多くの自然環境が失われつつあり、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物などによる環境問題も深刻な状況になりつつある。また、そうした豊かな自然の中で形成された歴史的な景観も、いまでは少なくなってきたおり、こうした傾向は、今後、更に加速されることが予想される。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母体であり、太陽光、大気、水、土壌及び様々な野生生物との微妙な均衡と循環のもとに成り立っている。私たちは、この自然生態系の重要性を深く認識し、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる調和のとれた循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、すべてのものがそれぞれの責務を深く自覚し、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然の息吹あふれる緑にかこまれた北本市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間団体（市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である限りある環境が将来の世代に継承されることを目的として、積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動を主体的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、近隣の地方公共団体の環境及び地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な環境問題を解決するための取組として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の享障を防止するため、ごみの排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動に伴う環境への負荷の低減に、積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市民は、年次報告書について規則で定める日までに、市長に意見書を提出することができる。

(審議会の意見)

第9条 市長は、年次報告書について、速やかに北本市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条第2項の市民の意見書を審議会に提出するものとする。

3 市長は、年次報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定等)

第12条 市は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するよう行動するための具体的な指針を定め、その普及・啓発に努めるものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第13条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第15条 市は、公害の原因となる行為及び湿地など自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(歴史的景観を保全するための措置)

第16条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市景観を保全するための措置)

第17条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第18条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第20条 市は、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、農地、雑木林、谷津又は屋敷林の維持保全及び野生生物の生息に配慮した化学肥料、農薬等の使用を低減した環境保全型農業の推進に努めるとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第22条 市は、関係機関と協力して、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第23条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に取り組む農地、雑木林、谷津又は屋敷林を維持保全する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、第22条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進を図るため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供しよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第26条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造について、必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第27条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視及び測定の体制を整備するものとする。

(環境監査の普及等)

第28条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者について、自らの責任で環境の保全上の支障の防止に努めるように誘導する施策の促進に努めるものとする。

第4節 環境の保全及び創造に関する施策の総合調整

(総合調整)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

(環境調整会議)

第30条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。

(環境への配慮等の調査)

第31条 市は、主要な施策又は方針の立案に際しては、調整会議において、環境への配慮が優先的になされているか、環境保全の観点から望ましい選択であるか等について、必要な調査を行うものとする。

第5節 地球環境の保全及び国際協力

第32条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第33条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民等との協働)

第34条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民、事業者及び民間団体が協働して推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

北本市ゼロカーボンシティ宣言



北本市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動により、猛暑や大型台風、集中豪雨などの異常気象が頻発し、世界各地で大きな被害が発生しています。また、地球温暖化の進行により、生態系や農作物の生育に悪影響が及ぶことが懸念されています。

このような状況を踏まえ、気候変動を抑制するために、2015年に採択されたパリ協定では、地球温暖化防止のため「産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追求する」との目標が掲げられ、そのためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

国内においては、政府が2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

また、SDGsの目標の一つ「気候変動」において、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じるとの目標を掲げており、各自治体には、それに応じた対策が求められています。

このことから、北本市は、緑に囲まれた健康な文化都市として、市民一人ひとりが輝くまちを目指すとともに、市民や事業者と一体となり、かけがえのない環境を次の世代に残すために、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和4年1月15日 北本市長 三宮幸雄

北本市 & green



2 審議会の諮問・答申

諮問書

答申書

3 計画策定の経過

4 用語の解説

<1,2,3…>	
30by30	2022年12月に採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つとして、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。
3R	国（環境省）が進めるごみ減量の行動理念で、 <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース（Reduce）：ごみを元から減らす ・リユース（Reuse）：繰り返し使用 ・リサイクル（Recycle）：再資源化 の3つの頭文字（R）をとった活動のこと。
3R+Renewable	3R（リデュース、リユース、リサイクルの徹底と、Renewable（リニューアブル：再生可能資源化）への代替を図る取組をいう。
3きり	家庭からの生ごみの減量の行動「使いきり・食べきり・水きり」を指す。「食材は、必要な分だけ買って、使い切る」、「料理は必要な量だけ作り、残さず食べきる」、「生ごみの水分を減らす、水をきる」の3つの行動で、食品ロス対策にもつながる行動としても位置づけられる。
4R	ごみ減量の行動理念である次の4つの頭文字（R）をとった活動のこと。次の順番で取り組むことにより、ごみを減らす効果がある。 ①リデュース、②リフューズ、③リユース、④リサイクル 上記に「リペア（Repair＝修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。
<A,B,C…>	
COP	気候変動枠組条約締約国会議のこと。1992年に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。
FIT 制度	Feed-in tariff の略：「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
FIP 制度	Feed-in Premium の略：制度の認定を受けた事業者等が、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電する制度。 あらかじめ設定された基準価格から、市場取引等により期待される収入（参考価格）を控除した額（プレミアム単価）に、再エネ電気供給量を乗じた「プレミアム」がヶ月毎に決定され、当該発電事業者に交付されている。
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。
PM2.5 （微小粒子状物質）	大気中に浮遊している直径が2.5 μm 以下の超微粒子（1 μm は1mmの千分の一）。微小粒子状物質という呼び方をされることもある。大気汚染の原因物質の一つ。2009年9月に環境基準が定められた。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。従来から環境基準が定められていたSPM（浮遊粒子状物質）は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm 以下のものを指す。
SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指し、2015年9月国連で採択された目標。2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標である。
ZEB	「ゼブ」といい、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）のことで、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減された最先端の建築物を指す。

ZEH	「ゼッチ」といい、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) のことで、住宅外皮の断熱性能等を大幅に向上させ、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅を指す。断熱等性能等級、一次エネルギー消費量削減率等により「ZEH」や「ZEH+」などの分類と定義が定められている。
<あ行>	
アダプトプログラム	市民と行政が協働で進める清掃活動を基本とした環境美化活動の制度。
ウェルビーイング	良い (Well) と状態 (Being) からなる言葉「Well-being」で、精神・肉体の健康と社会的な健康を意味する概念のこと。
エコオフィス	環境方針の下、勤務者全員が省エネ・省資源活動に積極的に取り組んでいる事業所のこと。
エコカー	環境に配慮された自動車の総称。大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない低公害車のこと。日本では、低排出ガス認定が低燃費車とされ、税の優遇措置がある。
エコショップ	資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい活動を行っている小売店 (ショップ) など。
エコドライブ	不要なアイドリングの抑制、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検など、省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出抑制のための運転技術のこと。
エコライフ	自分の日常生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしていることを認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルをいう。
エコワーク	事業者が、自らの事業活動に伴う環境負荷が環境に影響を及ぼしていることを認識し、事業活動そのものを環境に配慮したものに変わっていく事業スタイルをいう。
エネルギーマネジメントシステム	Energy Management System (略称 EMS) : 一般的には、家庭やビルでエネルギー使用の最適化を図るシステムをいい、ICT (情報通信技術) を用いて、家庭やビル、工場などのエネルギー使用を管理しながら最適化するコンピュータシステムのこと。
オゾン層破壊	オゾン層は、生命活動で生じた酸素に太陽からの紫外線が作用することによってつくられ、太陽からの紫外線を吸収しさえぎり、生命を支えている。このオゾン層が、冷蔵庫やクーラーの冷媒、プリント基板の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに使われていたフロンによって破壊され、生体に影響を及ぼす可能性が 1974 年に指摘され、地球環境問題となった。オゾン層が破壊されると生物に有害な紫外線の量が増大し、人間にも皮膚ガンの発生、白内障の増加などの影響が出る恐れがある。
オープンスペース	建築物のない一定の地域的広がりのある空間のことで、植生や水面などの状態から、環境の質的向上、延焼防止や遊水機能などの災害の緩和、住民のレクリエーションなどの需要に応えるものをいう。市街地内では建物の緑地や空き地、遊び場などの空間も含む。
温室効果ガス	Greenhouse Gas/略称 GHG : 大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1997 年の第三回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3) で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF ₆ が削減対象の温室効果ガスと定められた。
<か行>	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる (実質ゼロにする) ことで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロとすることを意味している。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。
環境マネジメントシステム	環境管理システム、Environmental Management System (EMS) とも言う。事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することで、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続き。

環境リスク	人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。有害化学物質を指していたが、最近では温暖化に伴う気候変動リスクなども含めていることがある。
九都県市低公害車指定制度	九都県市域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の窒素酸化物排出量の約50%は自動車から排出されています。そのため、九都県市では自動車公害対策の一環として平成8年3月に九都県市低公害車指定制度を発足させ、自動車からの窒素酸化物等の排出量を削減し、大気汚染を改善していくことにしました。この制度は、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害車を指定し、率先して導入していくほか、一般に広く導入を推奨する制度。
クーリングシェルター	気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設のこと。市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定した誰でも休息できる施設のこと。
グリーンインフラ	グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組を指す。
クリーンエネルギーカー	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼーカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。
グリーン購入・グリーン調達	市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入や調達すること
グリーンコンシューマー	環境を想起させるグリーン（green）と消費者（consumer）を合わせた言葉で、環境を大切にしている消費者のこと。環境への負荷が少ない製品・サービスを優先的に選び購入するなど、「ものの選び方」を工夫して生活の豊かさを志向する行動のこと。
コンパクト	コンパクトは「小型で中身が充実している」という意味があり、都市政策でいうコンパクトシティのことを指す。生活機能を市街地に集約化することで、公共施設やインフラの維持管理、ごみ収集等の行政サービスの効率化をはじめ、居住地と拠点地区が近接化することにより徒歩や公共交通利用が進むなどにより、環境負荷の低減が図られ、温室効果ガス排出量の抑制などの効果が期待されている。
<さ行>	
サーキュラーエコノミー	「循環経済」のこと。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、競争条件への影響も踏まえ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につながる経済活動全体のあり方を指します。
再生電力	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーにより発電された電力のこと。
再生可能エネルギー	自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。
在来種	動植物の品種のなかで、ある地方の風土に適し、その地方で古くから生育している種のこと。北本市での植物在来種はヤマツツジ・イヌツゲ・マユミ・イボタノキ・ムラサキシキブ・ヒイラギなど。
埼玉版スーパー・シティプロジェクト	超少子高齢社会を見据え、市町村の「コンパクト」「スマート」「レジリエント」の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するプロジェクトのこと。コンパクトなまちづくりを進めつつ、スマート技術の活用により利便性を高め、災害に強く、エネルギーも途絶えない、持続可能なまちの構築を目指している。
里山（里地里山）	里山とは、人里近くにある薪や山菜の採取など生活に結びついた山や森林を指す。山林に隣接する農地と集落を含めて言うこともある。里地里山とも言い、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の総称。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域で、特有の生物の生息・生育環境、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域。

市街化区域	都市の無秩序な市街化を防止するため、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画法に基づいて市街化調整区域と共に都市計画区域を区分して定められた区域。
市民農園	住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園。ドイツのクラインガルテンが有名である。
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目指している。
新エネルギー	石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称で、自然エネルギーなど再生可能エネルギーも含まれる。
森林セラピー	森林が人間に及ぼす良い効果（爽快感や癒しなど）を医学的見地から最大限に引き出すことを目的とした、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のこと。森を楽しみながらこころと身体の健康維持・増進、病気の予防を行うことを目指している。
スマート	賢い、洗練されたなどの意味をもつ言葉で、現代社会では、情報技術（IT）など高度な技術を用いて効果的に機能するという概念で使われる。都市政策でのスマートシティとは、ICT（情報通信技術）を駆使して、エネルギー、交通、環境、行政サービスなどの都市機能を効率的に管理・運営する都市のことを指す。
スマートハウス	家電や設備機器を情報化配線等で接続し最適制御を行うことで、生活者のニーズに応じた様々なサービスを提供する住宅の概念で、一般的には、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）が導入されている住宅をいう。
生産緑地 特定生産緑地	広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地。狭義には、生産緑地法に基づいて指定される市街化区域内の緑地。特定生産緑地は、従来の生産緑地のうち、特に継続して保全が必要な農地を指す。
生物多様性	Biodiversity：あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指す。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでも含めた幅広い概念。
ゼロカーボンシティ	脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）に取り組むことを表明した地方公共団体のこと。
雑木林	様々な種類の樹木が混じって生えている林。
<た行>	
堆肥	コンポスト（Compost）とも言い、落ち葉などを自然に腐敗発酵させて作った肥料のこと。ごみの処分の方法で、集められた枯れ木や草、生ごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用する。
脱炭素社会	カーボンニュートラルを達成した社会を指す。温室効果ガス排出量を抑えることを目指した「低炭素社会」から、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標とした「脱炭素社会」へと変化した。 ※「カーボンニュートラル」「低炭素社会」参照
地球温暖化	物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている現象のこと。
低炭素社会	地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。
デマンドバス	定まった路線を走るのではなく、利用者からの予約に応じて適宜ルートを変えて運行されるバスのこと。
電動車	バッテリーに蓄えた電気エネルギーを車の動力の全てまたは一部として使って走行する自動車を指す。電気自動車（EV、BEVともいう）やプラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HEV、HV）、燃料電池車（FCV）がある。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地をいう。散策や鑑賞、休養、遊戯、運動、教養などの施設を設けている。

<な行>	
ナショナルトラスト	National Trust：価値ある自然環境や歴史的建造物を広く募金を募り、取得することにより保存し、公開しつつ次代に引き継いでいくことを目指した環境保護活動のこと。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくこと。
ネットワーク	Network：網状の組織のこと。いろいろなものが網状につながっている状況や概念。通信網やコンピュータネットワーク、交通網などのほか、人と人・組織とのつながりなどの社会的ネットワークなどがある。
<は行>	
バイオマス	もともとは、生物（bio）の量（mass）のこと（Biomass）であるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。
バリアフリー	多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。一般的には、建物や交通機関、道路などで、高齢者、障がい者等の移動等の障壁をなくし、移動を円滑にすることを指す。
ぴかぴか北本おまかせプログラム	市民や地元企業が、定期的に道路や公園などの公共施設の清掃、草刈りなどの美化活動をボランティアでおこなうアダプトプログラムのこと。 ※「アダプトプログラム」参照
ヒートアイランド	都市化により、地盤のコンクリート化、緑地の減少、エネルギー消費の増大が進み、都心部で平均気温が上昇する現象。
ビオトープ	生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。本書では、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしている。
フードドライブ	個人が食品を寄付する運動や取組で、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付をする活動のこと。
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する団体および活動のこと。
保水、保水機能	雨水が木の葉に付着したり、凹地にたまったり、地面に一時的にしみ込むことによって、水が蓄えられる働きをいう。これらの保水機能によって、川への安定した水の供給や、雨が降っても一度に流れ出さない役割をしている。森林が失われると、保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害を誘発し、大きな被害が出やすくなるおそれがある。
<ま行>	
マイクロプラスチック	直径が 5mm 以下のプラスチックのこと。様々な製品に利用されているプラスチックが、劣化にともなう分子構造の変化によって意図しないものを吸着したり、溶出させたりする。また、海洋生物に吸着や摂取による生物の繁殖への影響をはじめ、食物連鎖を通して、人間や生物に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。
<や行>	
谷津	台地に刻まれた谷（開析谷）の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地。
遊休農地	長期間未利用のまま放置されている農地のこと。
<ら行>	
リスク	将来への不確かさとその影響を指す。一般的には将来のいずれかの時に何か悪い事象が起こる可能性をいう。